

小平市の教育

令和 6 年 度

小平市教育委員会

目次

I 第二次小平市教育振興基本計画	1
1 目指す人間像	1
2 計画の基本理念	1
3 教育の目標	2
4 計画の体系	3
5 基本的施策と令和6年度主要事業	4
II 教育委員会	22
1 教育委員会の組織	22
2 教育委員会の会議	22
3 教育委員会表彰	24
4 教育委員会の広報	25
5 小平市総合教育会議	25
6 教育委員会事務局	26
7 令和6年度教育予算	28
III 地域との連携	30
1 コミュニティ・スクール（学校経営協議会）	30
2 学校経営協力者制度	31
3 小平地域教育サポート・ネット事業（地域学校協働活動）	32
4 放課後子ども教室	35
5 公民館事業企画委員会	36
IV 学校教育	37
1 こだいらの小・中連携教育～小・中連携による9年間を見通した指導～	37
2 学校教育の充実	40
3 特別支援教育	44

4 教育相談等	4 9
5 学事	5 1
6 学校保健	5 5
7 学校給食	5 6
8 学校施設	6 1
9 学校の安全	6 4
10 市立小・中学校	6 5
V 社会教育.....	6 6
1 社会教育委員・青少年委員.....	6 6
2 青少年教育・家庭教育支援等.....	6 7
3 公民館	6 9
4 図書館	7 4
VI 市長部局	7 9
1 市機関の組織図と職員数.....	7 9
2 文化	7 9
3 文化財	8 0
4 スポーツ	8 2
VII 市立小・中学校の概要	8 8
VIII 資料編.....	1 1 6

I 第二次小平市教育振興基本計画

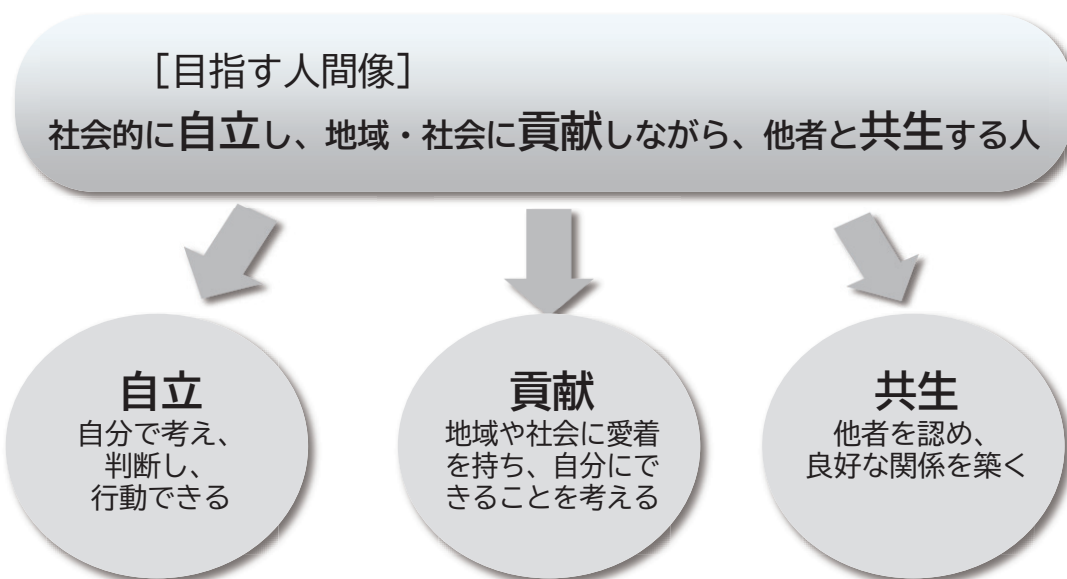
小平市教育委員会では、平成 25 年 2 月に策定した「小平市教育振興基本計画（計画期間：平成 25 年度から令和 4 年度まで）」の計画期間が終了することから、新しい時代を見据えた、次代の教育を実現するための教育ビジョンとして、令和 5 年 2 月に「第二次小平市教育振興基本計画」を策定しました。

この「第二次小平市教育振興基本計画」に掲げた教育の目標を達成するため、毎年度主要事業を定めます。「令和 6 年度主要事業」は、令和 6 年（2024 年）2 月 15 日の教育委員会定例会にて審議、可決されました。

1 目指す人間像

教育は、人を育てることであり、どのような目標に向かって人を育てるか、どのような人を育てることを到達の目標とすべきかが重要です。

小平市の教育において、「自立」「貢献」「共生」を「生きる力」と捉え、こども、大人に共通する小平市の教育が目指す人間像として「社会的に自立し、地域・社会に貢献しながら、他者と共生する人」を目指します。



2 計画の基本理念

人口減少や高齢化、デジタルトランスフォーメーション、グローバル化や多極化などがさらに進行し、将来の予測が困難な未来を迎えようとしています。

誰一人取り残されず、一人ひとりの可能性が最大限に引き出されることができるようにするためには、他者への共感や寛容性、さらには多様性を尊重する態度、人間関係を築く力、異なる考えの人々と議論を重ねながら問題を解決していく力などを育成する機会を提供していくことが必要となります。

学び・体験を通じて お互いに認め合い

励まし合い 共に生きるまち小平

3 教育の目標

計画の基本理念に基づき、3つの教育の目標を定めます。

目標1 自分を認め 他者を認め 一人ひとりの子どもの良さや可能性を最大限に引き出します【自立】

目標2 学校・家庭・地域がつながり 持続可能な教育環境をつくれます【共生】

目標3 一生涯にわたって学び受け継がれる小平の教育の好循環をつくれます【貢献】

4 計画の体系

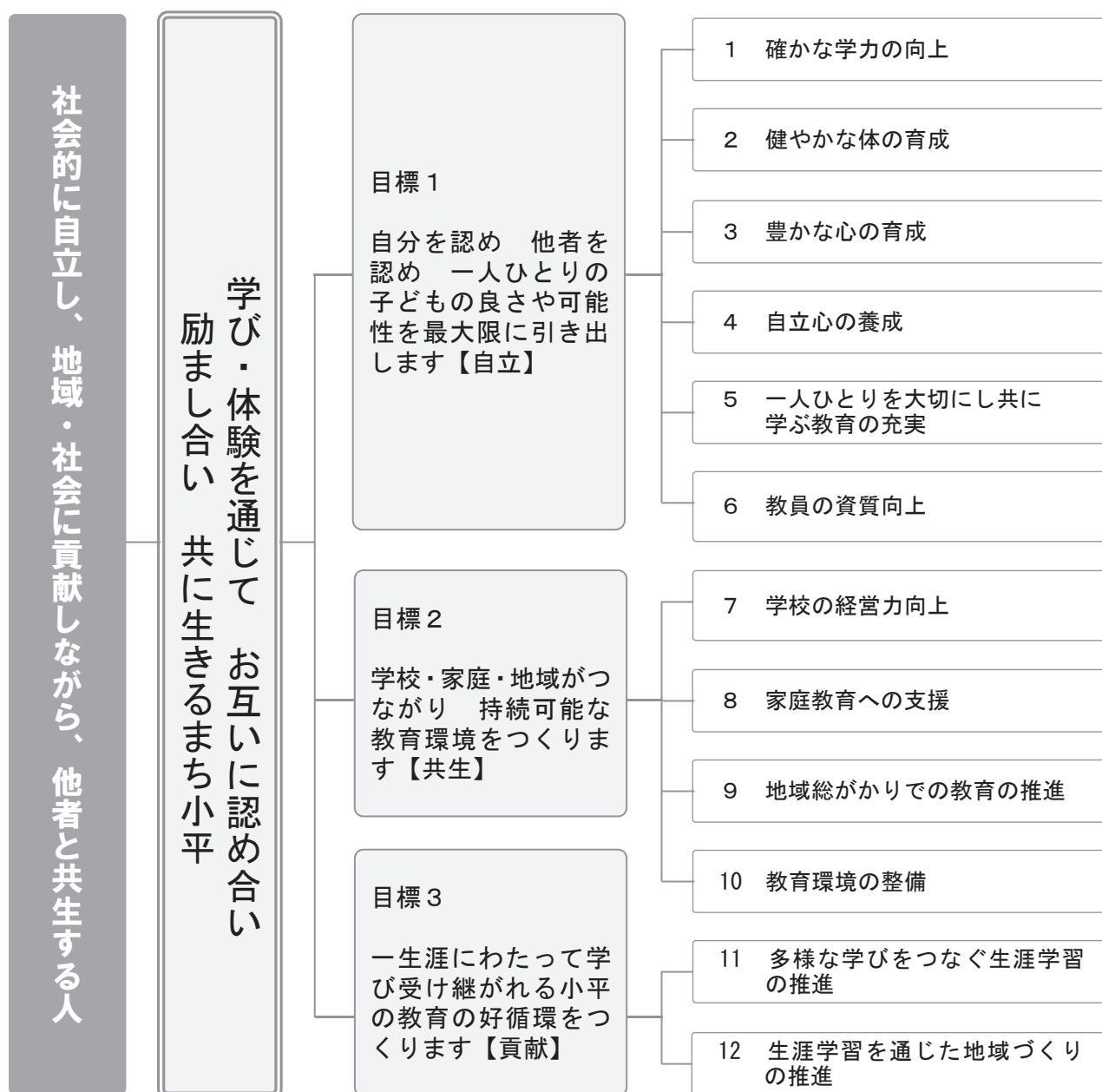
今後 10 年間、「目指す人間像」の実現に向けて「計画の基本理念」に基づき、「教育の目標」の達成に向けて取り組んでいきます。

具体的には、「教育の目標」達成に向けて、それぞれに「基本的施策」を位置付け、各種教育施策を実行することにより、小平市における教育の質の向上と充実を計画的に進めていきます。

[目指す人間像] [計画の基本理念]

[教育の目標]

[基本的施策]



5 基本的施策と令和6年度主要事業

(1) 確かな学力の向上

【施策のねらい】

変化の激しい社会において、自分の人生を切り拓いて生きていくために、習得した知識・技能を組み合わせ、社会における様々な場面で主体的に判断し、他者と協働して課題を解決していくことができる力を育みます。

【取組の方向性】

◇基礎的な知識・技能を習得するとともに、習得した知識・技能と既存の知識を組み合わせ、社会における様々な場面で主体的に判断し、他者と協働して課題を解決していくことができる力を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するとともに、体験活動の充実を図ります。

◇学力テストの結果のデータ分析等を基に、各校の児童・生徒の学びの実現状況を把握し、教員の指導改善につなげます。また、ICT等を活用した、個人のスタディ・ログの蓄積や把握による個別最適な学びを支援するとともに、協働的な学びの実現を図ることにより、確かな学力を育みます。

◇児童・生徒の発達段階等に配慮した授業を行うため、児童・生徒の学習に対する人的支援の充実を目指します。

◇小学校生活に適應できない「小1プロブレム」に対応し、小学校と市内の幼稚園・保育園との連携の下、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼児期において遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割を設定するなど、指導方法や指導計画を工夫します。

◇学校だけでなく、ボランティアなど地域人材と連携し、多様な学習機会の提供を促進します。

◇学習内容の定着及び主体的に学ぶ態度の育成に向けて、家庭学習の充実を図ります。

◇学校・家庭・地域・図書館等が連携し、学校図書館の教育活動への利用を推進するとともに、子どもの興味や関心を尊重しつつ、自ら読書に親しみ、読書習慣が身に付くように、子どもの読書活動を推進します。

【令和6年度に向けての課題】

➤ 学習指導要領においては、こどもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。

小平市では、児童・生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを目指しています。

また、各学校においては、児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと、②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を

確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントが求められています。

- 見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を形成する態度を養うなどの教育的意義がある集団宿泊活動など、高い教育効果が期待される体験活動を充実させることで、自己肯定感の醸成や学びに向かう力を育成することが必要です。
- 児童・生徒の個別最適化された学びの実現に向け、一人一台の学習者用端末を積極的に活用した情報教育の推進が求められています。
学習者用端末を用いた教育活動により、主体的・対話的で深い学びの実現、感染症の拡大や災害時における学びの継続等、全てのこどもの学びの保障を行うことが求められています。
- 「第4次小平市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館との連携に力を入れていきます。学校図書館の更なる活性化支援及び調べ学習支援をより充実させるため、図書館の情報拠点としての機能強化が求められています。
- こどもの読書活動を推進するには、より早い時期から読書に親しむ環境を整える必要があります。また、中学生・高校生に対して、読書への関心を高める取組が必要です。

【主要事業】

No.	区分	事業名	事業内容
1	継続	小学校第5学年における移動教室の実施	小学校段階での自然体験や集団生活を充実させるため、小学校第5学年において1泊2日の移動教室を実施する。 予算額：12,794千円
2	継続	指導者用デジタル教科書の導入	確かな学力の向上を図るとともに個別最適な学びの充実を図るため、小・中学校に国語、数学、英語の指導者用デジタル教科書（クラウド配信版）を導入する。 ※令和6年度より、小学校算数の指導者用デジタル教科書は指導書に付属される。 予算額：5,650千円
3	新規	授業支援システムの試行導入	授業支援システムの活用により、児童・生徒の協働的な学びのより一層の充実を図るため、段階的に導入する。 予算額：5,370千円
4	継続	デジタル利活用支援員の配置	各教員の抱える個別の課題への対応など、デジタルの専門性に基づく授業支援等により、学習者用端末のより実践的な利活用やデジタル教科書及びデジタル教材の更なる利活用のサポートを行う。 予算額：3,292千円
5	継続	学習補助員の配置	児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等を行う学習補助員を配置する。各学校の教育活動の支援を行うほか、一人ひとりの特性に応じて学習活動のサポートを行う。 予算額：170,637千円
6	継続	中学校放課後学習教室の実施	地域の人材を活用した放課後等の学習支援として、市立中学校全校で放課後学習教室を実施する。 予算額：3,680千円
7	継続	第4次小平市子ども読書活動推進計画に基づいた取組の実施	学校図書館の「読書センター機能」「学習センター機能」「情報センター機能」の充実を図り、小平市の郷土学習に図書館のデジタルアーカイブを活用するなど、学校での調べ学習の充実のため、学校図書館と図書館との連携を強化していく。

8	拡充	学校図書館への支援	学校図書館との連携推進館と位置付けている仲町図書館を中心に、学校図書館の支援を行う。 ①年間 125 日を上限に、学校図書館に学校司書を配置する。 ②調べ学習用図書の特別団体貸出、図書館職員によるブックトークの実施等により授業支援を行う。 ③学校司書研修の充実により、学校図書館の活性化を推進する。 予算額：29,145 千円
9	継続	ティーンズ委員会の開催	10 代の読書活動の推進に向け、互いに本を薦め合い、読書意欲の向上につながる環境づくりを推進する。 予算額：88 千円

(2) 健やかな体の育成

【施策のねらい】

子どもが健やかな体をつくり、健康で安全な生活を送ることができるよう、体力の向上を図るとともに、食についての正しい理解を深め、生涯にわたる心身の健康づくりを推進します。

【取組の方向性】

- ◇子どもが、生涯にわたって知・徳・体のバランスのとれた成長ができるよう健康の保持増進や体力づくりに取り組む意欲の向上、運動習慣の定着を図り、心身の健康づくりを推進します。
- ◇子どもにとって望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、子ども自身の健康に対する知識と意識が高まるとともに、家庭への働きかけとなるよう、学校における健康教育、食育を推進します。
- ◇安定的に給食を提供する環境を整備します。また、アレルギー対応の強化を図るとともに、食育を推進することによって、子どもと保護者の「食の重要性」についての認識を高めます。
- ◇新型コロナウイルス感染症の対応経験を踏まえ、子どもの免疫力の向上を目指し、感染症予防のための指導に取り組み、家庭・地域と連携し、予防に関する理解や自主的に取り組む態度を育成します。

【令和6年度に向けての課題】

- 各学校で創意工夫のある体力向上に向けての取組や、小・中が連携した体力向上の取組を行っています。令和5年度の体力テストの結果からは、日常的に運動をすることについての二極化が見られたことから、楽しみながら体を動かすことを通して、運動意欲の向上と運動の日常化を目指すとともに、体育科、保健体育科の授業改善を通して、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現に向け、健やかな体づくりを考えていくことが課題です。
- 各学校が展開してきた東京都オリンピック・パラリンピック教育において、5つの資質・能力の育成と関連付けて発展させてきた活動の中から、継続させる活動として設定した「学校2020レガシー」を教育活動として計画的に実施し、充実させていく必要があります。
- 安全・安心で充実した給食の提供とともに、食育の推進、食物アレルギーへの適切な対応、衛生管理の徹底等学校給食をめぐる様々な課題への対応が求められています。

【主要事業】

No.	区分	事業名	事業内容
10	継続	「こだいら一斉体力テスト週間」の実施と結果の活用	6月第1週を「こだいら一斉体力テスト週間」とし、体力テストの実施を通して児童・生徒が自らの課題を意識し、体力向上の意欲を高められるよう働きかける。 また、小・中学校9年間を通じて、体力テストの結果に基づく個に応じた体力向上への指導を行い、家庭への健康に関する啓発を行うとともに、小・中学校が連携する等、体力向上に向けての情報共有や指導方法の工夫を行う。
11	継続	「楽しみながら運動プログラム」の実践	平成29年度に開発した「楽しみながら運動プログラム」の考え方にに基づき、各学校が児童・生徒が楽しみながら運動に取り組める活動を意図的・計画的に実施している。 運動習慣の定着を図る活動や運動の日常化や体力の向上につながる運動など、各学校の取組の更なる充実を図る。本プログラムの実施を通し、日常的に運動に親しむ意欲の向上を図ることを目指す
12	継続	オリンピック・パラリンピック教育の推進	児童・生徒一人ひとりが、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、障がい者理解、国際理解等を深め、スポーツを通して、心身の調和的な発達を遂げ、平和的な社会の実現に貢献することができるよう、引き続き小・中学校全校において、各学校が設定した「学校2020レガシー」に取り組む。 予算額：2,025千円
13	拡充	小学校給食調理業務委託の実施	令和5年度までに14校の小学校給食調理業務委託を実施した。 令和7年度の委託開始に向け、1校の調理機器等の整備を行う。 予算額：12,585千円
14	拡充	食物アレルギーへの適切な対応	「小平市立小・中学校における食物アレルギー対応方針（令和6年4月1日改訂）」に基づき、小・中学校における対応を徹底するため、アレルギー症状発症時の緊急対応に重点を置いた研修の受講を推進する。 また、令和6年度から、中学校給食においてアレルギー対応食の提供を開始する。
15	拡充	学校給食費に関する保護者負担の軽減	教育費に係る保護者の経済的負担を軽減するため、当面の保護者負担を抑制する激変緩和措置を時限的に講じる。 また、義務教育期間（小・中学校）に属する子が3人以上いる家庭で、市立小・中学校に通う3人目以降の児童・生徒の給食費を無償化する。 予算額：160,371千円
16	継続	児童・生徒の生活習慣病予防健診の実施	定期健診で肥満度30%以上の児童・生徒を対象に、受診機会を確保するとともに医師からの適切な指導につなげるため、一定の期間内に市内の医療機関で生活習慣病予防健診を実施し、児童・生徒の健康の保持、増進に取り組む。 予算額：1,406千円

（3）豊かな心の育成

【施策のねらい】

子どもたちが積極的に自分の未来を切り拓いていくために、相手の考えや気持ち、立場などを想像し、積極的にコミュニケーションをする能力や思いやりのある豊かな人間性、自分のよさを肯定的に捉えるための自尊感情や自己肯定感を育成し、共存意識の醸成を図ります。

【取組の方向性】

◇あらゆる偏見や差別をなくすために人権尊重の理念の定着を図ります。

◇子どもたちの規範意識、自尊感情、主体的に判断し適切に行動する力を育むため、家庭・地域と連携した道徳教育を推進します。

◇生きる力や意欲の源となる自尊感情・自己肯定感を高めます。

◇他者を認め良好な関係を築く社会性を身に付けるため、コミュニケーション能力を育みます。

◇いじめを生まない、許さない学校づくり、そして学校・家庭・地域及び教育相談室等の関係機関が緊密に連携していじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けた取組を実施します。

◇様々な要因が絡む児童・生徒の問題に対しては、教員個人や学校のみが抱え込まず、関係機関や地域、教育委員会が連携して対応します。

【令和6年度に向けての課題】

➤ いじめや不登校、暴力行為等は、以前より、学校・家庭・地域が連携して取り組んできた重要な課題です。さらに、近年は、ネットいじめや引きこもり等、その内容も変化し、原因となるものや対応が多様化、複雑化しています。

小平市では、小平市いじめ防止基本方針（令和4年度改定）及び各学校のいじめ防止基本方針に基づき、組織的、計画的にいじめ防止の取組を推進しています。今後も、基本方針に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関との連絡・連携をより密にし、様々な問題行動への対応の徹底を図っていく必要があります。

➤ 変化の激しいこれからの社会を生きていくため、こどもたちの生きる力を育むことが求められています。学校や地域での様々な集団活動を通じて、相互理解を深め、自尊感情や自己肯定感を高め、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる必要があります。

【主要事業】

No.	区分	事業名	事業内容
17	継続	いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進	小平市いじめ防止基本方針や各学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止の取組を推進する。 年3回以上のいじめ防止授業や児童会・生徒会の主体的な取組等、いじめをしない・させない心情を育み、いじめを未然に防止するため、具体的な取組を進める。 また、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会を開催し、家庭・地域・関係機関との連携を強化し、効果的ないじめ防止の取組を推進する。 予算額：1,513千円
18	新規	児童会・生徒会サミットの実施	「こだいら特別活動の日」を設け、各学校での特別活動の授業の実施とともに、各学校の代表児童・生徒による児童会・生徒会サミットを実施し、こどもたちの自主的・実践的な態度を育む。 予算額：29千円
19	継続	人権教育の推進	「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権尊重の理念に基づき、各教科等の授業や学校行事などあらゆる機会を捉え、家庭・地域と連携しながら、児童・生徒が正しい人権意識をもつことができるよう指導する。 また、教職員の人権感覚を高め、新しい人権課題について理解を深めて適切に対応できるよう研修会を実施するとともに、実践的な取組についての情報共有を通じて、指導力の向上を図る。

20	継続	スクールソーシャルワーカー活用事業の実施	不登校や虐待等様々な問題を抱える児童・生徒及びその家庭に対して、福祉的な視点から関係機関との連携を構築するスクールソーシャルワーカーを全中学校に配置し、問題の解決を図る。 予算額：19,280 千円
21	拡充	校内別室指導支援員の配置	中学校に在籍する不登校及び不登校傾向の生徒に対し、教室以外の居場所において、一人ひとりの状況に応じた支援を行うための支援員を配置する。 予算額：15,017 千円
22	新規	校内別室指導学級の設置	中学校に在籍する不登校生徒が安心して学校生活を送ることができる、ゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行うため、市立中学校 1 校に校内別室指導学級を設置する。 予算額：1,038 千円

(4) 自立心の養成

【施策のねらい】

変化が激しい社会の中で、自発的・自立的に考え行動できる力を育成し、社会や地域への貢献を促進させます。

【取組の方向性】

- ◇自らの生き方を考え、将来に対する目的意識をもち、進路を主体的に選択できる能力や態度を身に付けることができるよう、勤労観、職業観の育成に努めます。
- ◇子ども自身の危険回避能力を高めるため、「自分の身は自分で守る」意識と実践力を培うとともに、家庭や地域に対しても、意識向上に向けた働きかけを行います。
- ◇情報活用能力の育成が求められる中、インターネット上の危機管理について、家庭や地域と連携し、情報モラルの育成に取り組みます。
- ◇グローバル化が進む社会において、世界で活躍できるイノベーティブなグローバル人材を育成するため、情報化や環境問題など諸課題に対する国際的視野を養う一方で、その前提となる、自国・地域の芸術・伝統・文化・歴史・自然への理解を深め、郷土への愛着心を育むことによって、「自分にできること」を考え行動できる人を育て、社会や地域への貢献を促進させます。

【令和 6 年度に向けての課題】

- 児童・生徒が、情報化やグローバル化等、急速かつ激しく変化する時代を生き抜いていくには、学校生活や家庭、地域生活の中で発達の段階に応じた社会性や人間性を育むことが求められています。また、社会や生活環境の変化の中で、児童・生徒が自ら判断し、行動できる力を身に付けさせる必要があります。
東京都教育委員会が策定した「教育施策大綱」（令和 3 年 3 月）では、「自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる」「他者への共感や思いやりをもつとともに、自己を確立し、多様な人々が共に生きる社会の実現に寄与する」姿が未来の東京に生きるこどもであると示されています。
- 誰もが情報の受け手だけでなく送り手にもなり得る情報社会において、情報モラルやセキュリティ等、情報手段を正しく有効に活用するための知識、判断力、心構えを身に付けさせる取組

や教育活動が求められています。

【主要事業】

No.	区分	事業名	事業内容
23	継続	小・中学校におけるキャリア教育の推進	児童・生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるポートフォリオ（キャリア・パスポート）を活用し、キャリア教育の充実を図る。
24	継続	実践的な安全教育の実施	児童・生徒の防災・減災意識や危険回避能力の向上を図るため、緊急地震速報受信機の警報音を使った避難訓練、保護者や地域の方を交えた避難訓練及び「防災ノート」等の防災教育関連資料を活用した児童・生徒への指導や家庭への啓発等、より実践的な体験型の防災、防犯、交通安全に関する取組を、警察署、消防署等の関係諸機関との連携を図りながら実施する。
25	継続	小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進	「小平市立学校における情報活用能力の育成指針」に基づき、図書や一人1台の学習者用端末を利活用して、児童・生徒の情報活用能力を育成する。 また、インターネットの危険性や安全な利用方法、情報モラル等の知識を身に付けることが一層重要になることから、「SNS学校ルール」、「SNS家庭ルール」の見直しを図り、児童・生徒の実態に応じた情報モラル教育の充実を図る。

（５）一人ひとりを大切にし共に学ぶ教育の充実

【施策のねらい】

人格と個性を尊重し支え合い、多様なあり方を誰もが相互に認め合える共生社会の実現に向け、一人ひとりに応じたきめ細かな教育の実現とともに、多様性を認めて共に学ぶ教育の推進を図ります。

【取組の方向性】

- ◇「小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画」に基づいて特別な支援を要する子どもへのきめ細かい対応を行うとともに、全ての子どもに対して、特別支援教育の視点に立った教育活動を行います。
- ◇特別な支援の必要性や不登校等の悩みを抱える子ども、保護者への適切な支援に向けて、人材確保や各職員のスキルアップ、教員同士の連携強化を通じて、持続可能な教育相談体制の構築を図ります。
- ◇不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応に取り組めます。
- ◇困難な課題を抱える家庭に対し、支援を充実させるため、児童相談所や医療機関、子ども家庭支援センターや児童発達支援センターとの連携強化を図ります。
- ◇外国籍の子どもが適切な学びの機会を得られるよう、支援を行います。
- ◇関係機関や専門家と連携・協働し、校種間の円滑な引き継ぎを行い、発達の段階の連続性を大切にした支援体制や相談体制の充実に努めます。また、医療的ケアを含む多岐にわたる教育的ニーズに応えることができるよう連続性のある「多様な学びの場」の整備と充実を図ります。

【令和6年度に向けての課題】

- 特別な支援を必要とする児童・生徒の生きる力を高め、生活や学習上の困難を改善するためには、地域で育み、支える関係づくりや、一人ひとりの特性に応じたつながりのある指導・支援、豊かな学びを実現する環境整備を行う必要があります。

小平市では、令和3年3月策定の「小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画」に基づき、「ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備」、「関係機関の連携によるネットワークの構築」、「理解・啓発、相談体制の充実」の3つの基本指針に沿って、5年間の計画において特別支援教育を総合的に推進します。

当該計画に基づき、各事業内容と支援体制を充実させ、誰もが生き生きと過ごせる共生の地域づくりに向けた特別支援教育の充実が求められています。

【主要事業】

No.	区分	事業名	事業内容
26	継続	就学支援委員会の開催	特別な支援に対する児童・生徒や保護者のニーズの多様化や、発達障がいなどに関する相談の増加に対応するため、引き続き、臨床心理士等の心理職の就学相談員を配置する。 予算額：7,085 千円
27	継続	小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の運営	児童・生徒が抱える生活や学習上の困難さを踏まえ、一人ひとりの特性に応じた学びの場を提供するため、令和6年4月に市立小学校1校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を開設する。 また、通学支援として、通学バスの運行を行う。 予算額：18,532 千円
28	継続	中学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の開設に向けた準備	義務教育9年間を通した切れ目のない支援を行うため、令和7年4月に市立中学校1校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を開設することとし、教室の改修等を行う。 予算額：56,852 千円
29	新規	医療的ケア児に対する看護師配置の実施	「小平市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン（令和5年10月策定）」に基づき、市立学校に在籍する日常的に医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し看護師を配置し、安心して学校生活を送れるよう支援するとともに、保護者の負担軽減を図る。 予算額：10,389 千円

（6） 教員の資質向上

【施策のねらい】

子どもを取り巻く環境の変化に適切に対応できる教員として、求められる資質を育成します。

【取組の方向性】

◇子どもたち一人ひとりの個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、授業力や多様な教育課題への対応力等、教員の資質と実践的指導力の向上に取り組みます。

◇教員のキャリアステージに応じた体系的かつ効果的な研修や専門性の向上を図る研修等の一層の充実を図ります。

- ◇教員への信頼向上のため、引き続き綱紀を肅正し、具体的で実効性ある取組を実施します。
- ◇教員が授業力の向上や円滑な学級経営、子どもと向き合うことに十分取り組めるよう、学校・教員自身の業務改善と組織的対応、教育委員会による負担軽減のための取組を両輪として進めます。

【令和6年度に向けての課題】

- 教員は、公私を問わず、自らを律し、児童・生徒、保護者、市民に対して、小平の教育全体の信頼を確保していく必要があります。
小平市立学校の教員は、服務事故を決して起こさないという高い倫理観をもって教育活動に臨むことが求められています。そのためには、一人ひとりの教員の状況に基づいた指導が求められています。
- 授業力や学級経営力等教員に求められる資質・能力を、経験年数等に応じて計画的に育成し、教員一人ひとりの力量を高める必要があります。
- 学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、教育活動の更なる充実が求められています。
こうした状況の中で、全国的に教員の長時間労働が大きな問題となっています。小平市は、令和元年12月より出退勤システムを導入し、教員の労働時間を把握しています。教員一人ひとりの心身の健康保持は、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題です。教員の長時間労働の改善を図り、学校教育の質の維持向上に取り組む必要があります。
- 教員が教育活動に専念できるよう、心身共に安全、健康で、快適に働くことができる環境の整備が必要です。

【主要事業】

No.	区分	事業名	事業内容
30	継続	服務事故再発防止の取組の実施	過去に発生した服務事故の再発を防止し、二度と服務事故を起こさない、起こさせないという強い決意のもと、各種取組を確実に実施する。 ①「小平市立学校服務に関わるチェックシート」の活用 情報モラル等近年増加傾向にある課題や、各時期に起こりやすい事故に対応できるよう作成されたチェックシートによる確認を全教員が毎月確実に実施する。 ②Off-JTとしての職層に応じた研修の実施 ③学校における指導及び研修の実施 日常の指導に加え、研修を年3回実施する。 ④教育委員会と学校の連携 学校訪問の際に、各学校の服務事故防止の取組状況を把握し、学校の状況に応じた改善策を学校の管理職と協議する。
31	継続	体験型地域理解研修の実施	新規採用教員等を対象に、「体験型地域理解研修」を実施し、地域理解や教材開発につなげる。

32	拡充	学校における働き方改革	学校における働き方改革を推進し、教職員の長時間労働の改善及び業務負担の軽減、学校教育の質の維持向上を図る。 ①市立学校等で勤務する教職員の出退勤システムによる在校時間の把握 出退勤システムにより、市立学校等で勤務する教職員の在校時間を適切に把握し、働き方改革の推進につなげる。 ②学校を支える外部人材の配置の拡充 外部人材の活用により、教職員の負担軽減及び組織体制の充実を図る。 ・スクール・サポート・スタッフ（配置拡充） 一般教員が行う授業等の準備を補助する。 ・副校長補佐 副校長が固有業務に注力できる環境を整備するため、副校長の業務を補助する。 ・特別非常勤講師（配置拡充） 小学校で、高度な専門性を生かし、一部の授業を行う。 ・エデュケーション・アシスタント（配置拡充） 小学校で、特定学年の担任の業務を補助する。 予算額：225,239 千円
33	新規	学校における校務効率化に向けた環境整備	小・中学校の校務用パソコンのOSを更新するとともに、各学校に高速インクジェット複合機1台を導入する。 予算額：77,772 千円
34	継続	学校における労働安全衛生体制の整備	教職員の健康を良好な状態に維持し、充実した教育活動を継続的に実施するため、引き続き医師による面接指導及びストレスチェック等を実施する。 予算額：814 千円

（７） 学校の経営力向上

【施策のねらい】

地域との連携・協働のもと、質の高い学校経営を実現し、小平市の未来の担い手である子どもたちの学びや成長を支え、持続可能な教育環境の充実を図ります。

【取組の方向性】

- ◇学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て、創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組めるよう、「地域とともにある学校づくり」を目指すコミュニティ・スクールを全校で実施します。
- ◇地域との連携・協働のもと質の高い学校経営を実現するため、学校・教員の地域理解の促進や、多様な地域資源と連携した教育活動の充実などにより「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- ◇幅広い地域住民等が参画することによって、教育活動や地域活動の充実や活性化を進めます。特に、部活動については、少子化の中でもスポーツ・文化に親しむことができる機会を確保することや、学校の働き方改革を推進する観点から教員業務の見直しを図り、サポート人材との連携により、部活動の地域移行の推進を図ります。
- ◇自然災害のみならず、学校管理下の事故、教員の服務事故、子ども、学校・教員、保護者間の問題など、学校を取り巻く様々な危機に対して、全ての教員の危機意識の向上と、学校における体制整備を図ります。
- ◇複雑化・高度化する課題に対応するため、専門的知識を有する人材や専門機関と連携できる体制整備を進めます。

◇学校施設の老朽化の状況や今後の人口動態、将来の少子化傾向を踏まえ、公共施設マネジメントの考え方にに基づき、持続可能な学校施設の整備を図ります。

【令和6年度に向けての課題】

- 小・中学校においては、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、事務職員という組織体系で学校組織が成立しており、そこには校長の強いリーダーシップが求められています。

家庭、地域から教育活動への理解と参画を得て、質の高い学校経営を実践するためにも「開かれた学校づくり」を積極的に推進し、保護者、地域の方の参画型授業を実施するなど、学校教育への信頼や理解を得ることが求められています。

- 中学校における部活動は、学校教育活動の一環として重要なものです。小平市では、「小平市立学校に係る運動部活動の方針（平成30年度策定）」及び「小平市立学校に係る文化部活動の方針（令和元年度策定）」に基づき、中学校における部活動の維持及び円滑な推進や教員の働き方改革に資する取組を進めています。

スポーツ庁、文化庁から、令和7年度までに段階的に休日等の部活動の地域連携・地域移行をすることが示されており、小平市では、令和5年度に小平市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会を立ち上げ、これからの取組の方向性を検討しました。今後は具体策やモデル事業についての検討や試行が必要になります。

- 教育を取り巻く課題は複雑化・高度化しています。いじめや保護者とのトラブル、体罰、教員同士のトラブル等を早期に解決し、安定した学校経営及び教育の質の向上を図るため、専門的知識を有する人材や専門機関との連携が必要です。

【主要事業】

No.	区分	事業名	事業内容
35	拡充	コミュニティ・スクールの推進	コミュニティ・スクールとなっている22校においては、これまでの成果や課題を踏まえ、教育活動の充実と地域に開かれた学校づくりをさらに推進していく。 令和6年度に新たにコミュニティ・スクールになる3校とコミュニティ・スクールを目指す2校については、小・中連携教育の視点を踏まえて、地域とともに学校経営を展開できるよう、教育委員会として支援を行う。 予算額：10,949千円
36	継続	部活動指導員の配置	部活動の維持及び充実とともに、教員の負担軽減を図るため、部活動指導員を全校に配置する。 予算額：12,611千円
37	継続	部活動外部指導員の配置	部活動の充実及び質の向上を図るため、高い専門性を有する部活動外部指導員を配置する。 予算額：7,560千円
38	継続	法律相談の実施	教育に関わる様々な問題や課題への対応について、弁護士（スクールロイヤー）による法的見地からの助言・指導により、早期解決を図る。 予算額：1,639千円

(8) 家庭教育への支援

【施策のねらい】

子どもにとって最も基礎的で重要な家庭教育について、多世代交流の場の提供や子育て支援につながる取組の充実により、家庭の教育力の向上を図ります。

【取組の方向性】

◇家庭における教育力の向上を図るため、学校・教育委員会、地域による家庭教育への支援や子育て支援につながる取組を充実させます。

◇ICTを活用した家庭学習の充実等により、子どもの家庭学習の習慣化に向けて取り組みます。

◇様々な悩みや心配事への相談体制を充実し、多世代の交流や家庭教育を支援します。

◇家庭教育の向上及び子育て支援につながる取組として、子育ての不安解消や子育て世代の仲間づくりを促進します。

【令和6年度に向けての課題】

- 核家族化や地域の人間関係の希薄化に伴い、親子が地域や社会で様々な関わりをもちながら成長発達していくことが難しくなっています。親の育ちを応援する学びの場や、子育て世代が相互交流を図る機会の提供、また、こどもと保護者が絵本を介してふれあうきっかけの提供など、家庭教育への支援が求められています。

【主要事業】

No.	区分	事業名	事業内容
39	継続	子育て支援に関する講座の実施	家庭教育の向上及び子育て支援につながる取組として、子育ての不安解消や子育て世代の仲間づくりにつながる講座を実施する。 予算額：979 千円
40	継続	ブックスタートの実施	こどもと保護者が、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけを作るとともに、将来にわたり読書に親しむ環境を整えるため、絵本の読み聞かせのきっかけとなるよう本を手渡す「ブックスタート」を行う。 予算額：1,525 千円

(9) 地域総がかりでの教育の推進

【施策のねらい】

学校を核とした地域づくりを目指して、学校・家庭・地域の連携・協働による組織的・継続的な仕組みの構築を進め、地域ぐるみで子どもの育ちを支えます。

【取組の方向性】

◇「地域とともにある学校づくり」を目指すコミュニティ・スクールと、「学校を核とした地域づくり」を目指す地域学校協働活動等を通じて、学校内外において子どもたちが地域と触れ合い、協力を得ながら生涯を通じて学び成長していくことができるよう努めていきます。また、子どもと

ともに地域も成長する仕組みとしても機能することができるよう、地域の主体的な参加を促進し、組織的・継続的な活動を支援します。

◇子どもの登下校や放課後における安全確保を図るため、学校・家庭・地域が連携・協力して、子どもの見守り体制を構築します。

◇地域全体で子どもを育てる風土の醸成、地域の人々の交流の活性化を図ります。

◇小平市の文化や歴史、産業、自然、人物等について、子どもが様々な教育活動の中で確実に学ぶ機会を設定し、小平市の良さや特徴について発信できる力を育成します。

◇地域の伝統・芸術・文化・歴史・自然に対する認識と、これらを貴重な財産として保存し、次世代に引き継ぐ意識を高めることによって、郷土愛を育みます。

【令和6年度に向けての課題】

- 青少年対策地区委員会の活動等を通して、地域全体でこどもを育む風土を醸成し、地域の人々の交流や活力の創出を図ることが求められています。
- ボランティアを活用した授業支援、補習、部活動支援、図書の整理・修理、緑化、パトロール等、学校の学習支援・環境整備支援を推進するために、学校と地域を結ぶ地域教育コーディネーターやボランティアの育成について、継続的な取組が必要です。
- こどもたちに、放課後や休日等の安全・安心な居場所として、学習・スポーツ・文化活動・世代間交流等の機会を提供し、活動の充実を図っていくことが求められています。

【主要事業】

No.	区分	事業名	事業内容
41	継続	小平地域教育サポート・ネット事業の推進	地域住民等のボランティア及び地域教育コーディネーターの養成やスキルアップを図るため、研修や、学校が必要とする講座を実施する。 また、コーディネーターの育成等を図るため、統括コーディネーターを配置する。 小学校新入学児童の保護者にボランティアの周知パンフレットの配布等を行い、地域と学校の円滑な連携を図る。 予算額：9,540 千円
42	継続	放課後子ども教室の推進	市立小学校全校で、放課後等の安全・安心な居場所として、地域の方々の参画を得て、学習・スポーツ・文化活動等の様々な体験や、世代間交流の場を提供する。 予算額：42,429 千円

(10) 教育環境の整備

【施策のねらい】

全ての子どもが安全で安心した学校生活を送れるよう、ソフト・ハード両面の環境整備により、魅力ある学びの基盤を整えます。

【取組の方向性】

◇学校施設について、建物の現状や児童・生徒数の推移等を踏まえ、施設の維持改修や増築等の整

備を計画的に行うことで、安全で良好な教育環境を確保します。

◇全ての子どもが安心して快適に学べるようユニバーサルデザインの理念に立ち、学校環境を整備します。

◇全ての施策の基礎となる情報の共有化を充実するため、情報基盤(ハード)の整備と内容(ソフト)の充実を図ります。

◇学校内外の安全確保を図るため、子どもの視点に立って、保護者、地域と一体となった取組を進めます。

◇教育に関する各種制度を的確に周知するとともに、経済的困難のある子どもへの支援を行う機関等との連携を図り、教育の機会を保障します。

【令和6年度に向けての課題】

➤ 学校施設は小平市の保有する公共施設の約6割を占めており、その多くが昭和40年代から50年代にかけての児童・生徒急増期に整備されたものです。

そのため、経年劣化により老朽化した施設の機能回復や、近年の猛暑等に対応した設備の設置などによる良好な教育環境の確保が必要となっています。また、災害時の防災拠点として備えるべき防災機能の整備も求められています。

このことから、現在のニーズに加え、将来の需要をも見据えた計画的な改修が重要となります。

➤ 発達障がいや配慮を要する児童・生徒の在籍人数が増加している現状や、小学校における全学年への35人学級制度の導入のほか、就学人口の急増等により、一部の学校では教室不足が生じる見込みであるため、増築等の計画的な対応が必要となります。

また、増室した普通教室で学習者用端末を利用するための環境整備も必要です。

➤ 児童・生徒が安心して学校生活を送るため、通学路の更なる安全・安心の向上に向けて、学校・家庭・地域が連携・協力して行う見守り活動を補完する取組が必要です。

【主要事業】

No.	区分	事業名	事業内容
43	継続	学校大規模改造工事の実施	経年劣化により低下した施設機能を回復し、教育環境の質的向上を図る。 [令和6年度の実施校及び工事内容] ・四小 給排水設備更新工事 ・七小 給排水設備更新設計 ・九小 校舎外壁改修・屋上防水工事 ・四中 校舎外壁改修・屋上防水工事 ・五中 校舎外壁改修・屋上防水設計 予算額：306,681千円
44	継続	花小金井小増築工事の実施	児童数の増加に伴う教室不足を解消するため、増築校舎を建設する。 予算額：511,452千円
45	継続	学校体育館冷暖房設備設置工事	市立小学校5校の体育館に冷暖房設備を設置し、全小・中学校で供用を開始する。 予算額：155,576千円
46	継続	学校トイレ改修	学校内のトイレの洋式化改修を行う。 予算額：10,400千円

47	継続	学校施設の更新	①小平第十一小学校 令和3年度に策定した基本計画及び令和5年度に策定した基本設計方針に基づき、令和6年度から令和8年度にかけて基本設計及び実施設計を行う。 ②小平第十三小学校 令和5年度に策定した基本計画に基づき、令和6年度から令和9年度にかけて基本設計及び実施設計を行う。 予算額：238,621千円
48	継続	学習系ネットワークの環境整備	児童・生徒数の増加に伴う普通教室等の増室に対応するため、無線アクセスポイント等の整備を行う。 予算額：14,199千円
49	継続	学習者用端末による家庭学習のためのオンライン学習通信費支援	インターネット通信環境がない家庭での学習者用端末による家庭学習のために、モバイルルーターの貸与を行うとともに、就学援助費（準要保護）又は特別支援学級等就学奨励費受給者に対し、オンライン学習通信費の支援を行う。 予算額：581千円
50	拡充	通学路防犯カメラの増設	市立小学校の通学路に児童の見守り活動を補完する目的で設置している防犯カメラを増設し、登下校時における児童・生徒の更なる安全確保を図る。 予算額：1,928千円

（１１） 多様な学びをつなぐ生涯学習の推進

【施策のねらい】

個人の学習の成果や学びを通じた人とのつながりを、学校や地域社会に還元するとともに、子どもの教育に生かすことのできる循環型の生涯学習社会の実現を目指します。

【取組の方向性】

- ◇公民館を学習活動だけでなく、市民との協働の拠点、地域のコミュニティづくりの拠点とする取組を進めます。
- ◇図書館が地域の情報拠点としての役割を果たすため、歴史的資料を含む地域の資料をはじめとした多様な資料の収集・整理・保存の機能強化と活用の推進を図るほか、レファレンスサービスを充実させます。
- ◇新たな図書館のあり方として、デジタルサービスへの対応を検討します。
- ◇年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが社会に参画する機会を持つことができるよう学習機会の提供に努めます。
- ◇「学び」と「活動」が循環する豊かな地域づくりの一翼を担う人材として、地域のリーダーとなり活躍できる人材を養成するため、研修会や講習会を実施します。

【令和6年度に向けての課題】

- 年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが社会に参画する機会をもつことができるよう学習機会を提供することが求められています。
- 公民館は、学習施設としてだけでなく、市民との協働の拠点、地域のコミュニティづくりの拠点としての役割を担うことが求められています。さらに、公共施設マネジメントの取組の中で他の公共施設との複合化が計画されており、地域コミュニティの拠点としての「公民館の在り

方」について検討することが必要です。

- 地域課題が複雑化・多様化している中、図書館には地域の情報拠点としての役割を果たすためのサービスが求められています。そのためには、資料の充実やデジタル化による情報発信、レファレンスサービス等により利用者が求めている資料・情報を的確に提供できる取組が必要です。
- 小平市公文書等の管理に関する条例に基づき、歴史公文書を将来にわたって確実に保存するとともに、市民共有の知的資源として市民が主体的に利用できるようにすることが必要です。
- 鈴木遺跡は、日本の後期旧石器時代遺跡として特に広大で、出土する旧石器の種類も多様・豊富であり、石器の変遷を後期旧石器時代最古から縄文時代初頭まで連続して示すなど、国内外で高い学術的価値が認められ、令和3年3月に国指定史跡となりました。
 今後は、「鈴木遺跡保存活用計画（令和4年度策定）」に基づき、鈴木遺跡のより有効な保存活用を進めていきます。
- 小平市の歴史及び伝統文化の証拠である市内の指定文化財を適切に維持管理していくためには、所有者・管理者の協力が不可欠です。特に、経年劣化等による修繕を行うにあたっては、高度な保存知識が求められます。

【主要事業】

No.	区分	事業名	事業内容
51	拡充	公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築	公民館主催講座や会議等をオンラインで開催できる環境を整備するため、公民館9館に配備したモバイルWi-Fiルーターに加え、新たに上宿公民館と小川西町公民館に5G対応ルーターを設置する。 予算額：1,154千円
52	継続	公民館事業企画委員会による講座企画	公民館を学習施設としてだけでなく、市民との協働の拠点、地域のコミュニティづくりの拠点として機能させるため、各館に設置している公民館事業企画委員会を通して、地域のリーダー等、市民と顔の見える関係を築き、学びを通じた「人づくり、つながりづくり、地域づくり」の循環構築する講座や市民の意向が反映された講座の企画を進める。
53	継続	公民館の在り方の検討	市の公共施設マネジメントの取組の中で、小学校を核とした地域コミュニティの醸成を図るという方針のもと、公民館などの地域施設を含めた複合化の検討が行われており、中央公民館、小川西町公民館、花小金井北公民館については、複合化に向けて事業が進んでいる。 公民館が市民との協働の拠点、地域コミュニティづくりの拠点としての機能を生かせるような在り方を検討する。
54	継続	ハンディキャップサービスの充実	要介護状態にある方だけでなく、様々な理由で図書館への来館が困難な方を対象とするよう、令和5年度に要件を拡大した宅配貸出サービスの実施など、ハンディキャップサービスの充実を図る。
55	継続	特定歴史公文書の収集・整理・保存	小平市公文書等の管理に関する条例に基づき、歴史的に価値のある重要な公文書を歴史公文書と位置付け、整理・修復等を行い、将来にわたって確実に保存するとともに、目録を作成・公開し、市民が主体的に利用できるようにする。 予算額：1,383千円

56	拡充	図書館における Wi-Fi 環境整備	中央図書館及びなかまちテラス（仲町公民館・図書館）の Wi-Fi 環境を 3G から 5G にアップグレードする。 また、喜平図書館に加え、新たに花小金井図書館と小川西町図書館に 5G の Wi-Fi 環境を整備する。 予算額：1,321 千円
57	継続	国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進	国指定史跡鈴木遺跡の今後の保存活用の基本的な方針を定めた「鈴木遺跡保存活用計画」に基づき、史跡指定地の整備を行うため、樹木高調査などの予備設計調査を進めるとともに、史跡整備基本計画の策定を行う。 また、鈴木遺跡資料館においてこれまでの経過と今後の見通しについての市民向けパネル展示（オープンハウス）を開催するなど、市民意見を伺いながら整備を進めていく。 予算額：12,871 千円
58	新規	小川家文書の補修	経年劣化が進行する東京都指定有形文化財「小川家文書」の補修を行う。 予算額：2,972 千円
59	新規	當麻家文書等の補修	経年劣化が進行する小平市指定有形文化財「當麻家文書」及び小平の新田開発に関する重要な史料の補修を行う。 予算額：724 千円

（１２）生涯学習を通じた地域づくりの推進

【施策のねらい】

身近にある様々な学びを通じて、人とのネットワークを育み、広く強くつながりあう力を培うことで、地域コミュニティの維持・活性化を目指します。

【取組の方向性】

- ◇市民一人ひとりが培ってきた知識や技能を地域に還元し、さらなる学びへの意欲を高めることができる、「学び」と「活動」が循環する豊かな地域づくりを推進していきます。
- ◇関係部署との連携により、多世代の市民が交流できる場を創出し、体を動かすことの楽しさを実感しながら、地域づくりを推進していきます。
- ◇地域に伝わる様々な歴史資料や文化財を活用した学習機会を提供するとともに、地域が誇る資源としての魅力を広く発信します。
- ◇地域の文化・歴史・自然等の財産を引き継ぐために不可欠な後継者を育成します。
- ◇地域の学習資源を積極的に活用し、多様な学習機会を創出することで、地域の自然、歴史・文化や芸術活動に親しみ、理解を深め、ふるさとを愛する心をもつ子どもを育てます。

【令和６年度に向けての課題】

- 地域の学習資源の活用や多様な学習機会の創出により、地域の自然、歴史・文化や芸術活動に親しみ、理解を深め、ふるさとを愛する心をもつ子どもを育てることが求められます。
- 成熟社会における生涯学習のかたちを実現するため、学習活動の成果を他の人や地域に還元することが望まれています。また、行政と連携・協働して取り組む地域の担い手が育つ必要があります。

【主要事業】

No.	区分	事業名	事業内容
60	継続	地域と連携したジュニア向け講座の実施	公民館において、ジュニア向けに地域の多様な主体と連携を図りながら、様々な体験を通じた地域への興味、関心を深めるきっかけづくりにつながる講座を実施し、受講後も継続して公民館を利用してもらえる仕組みづくりに取り組む。 予算額：1,144 千円
61	継続	地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施	地域で活動する市民の人材育成や団体の活性化等の視点を踏まえ、市民が学び合うことを基本に、地域と連携・協力を図りながら、地域における様々な問題の解決や、より豊かな地域のコミュニティづくりにつなげるための講座を実施する。 また、小平の文化、土地柄等、市内のあらゆる魅力ある資源も活用し、地域への愛着をもってもらえるきっかけづくりとなる場を提供する。

II 教育委員会

1 教育委員会の組織

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、学校その他の教育機関の設置・管理、学校教育、社会教育、スポーツ及び文化財等教育に関する事務を管理執行することを職務権限とする行政委員会です。

教育委員会は、市長が市議会の同意を得て任命した教育長と4人の委員により構成されます(教育長の任期は3年、委員の任期は4年)。教育長は委員会の会務を総理し、委員会を代表します。また、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときにその職務を代理する者を指名します。

教育委員会名簿

職名	氏名	就任	現任期
教育長	青木 由美子	令和5年4月1日	令和5年4月1日～令和7年9月30日
教育長職務代理者	三町 章	平成25年10月1日	令和3年10月1日～令和7年9月30日
委員	青木 雅代	令和2年10月1日	令和2年10月1日～令和6年9月30日
委員	望月 克浩	令和4年11月1日	令和4年11月1日～令和8年10月31日
委員	吉本 一謙	令和5年10月1日	令和5年10月1日～令和9年9月30日



青木由美子教育長



三町章
教育長職務代理者



青木雅代委員



望月克浩委員



吉本一謙委員

※ 歴代教育長及び委員については、巻末の「資料編」に掲載

2 教育委員会の会議

教育行政の基本的な施策の決定や諸問題の解決等の重要案件を処理するほか、事務事業の報告等を行うため、会議を開きます。会議は、原則として毎月第3木曜日に定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催します。

(1) 教育委員会が議決する主な事項

教育行政の重要事項は、議案として教育委員会で審議され、原則として委員の賛成多数により可決される。

教育委員会で議決すべき事項(「小平市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」より抜粋)

- (1) 教育行政の運営及び学校その他の教育機関の運営管理について一般方針を定めること。
- (2) 委員会が定める規則及び規程の制定及び改廃に関すること。
- (3) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 都費負担教職員(以下「教職員」という。)のサービスの監督及び研修の一般方針を定めること。

- (5) 教職員の任免（校長及び副校長の任免に限る。）、分限及び懲戒についての内申に関する
こと。
- (6) 事務局及び教育機関の課長補佐（課長補佐相当職を含む。）以上の職にある者（教職員を除く。）の任免に関する
こと。
- (7) 事務局及び教育機関の職員（教職員を除く。）の分限及び懲戒に関する
こと。
- (8) 第4号から前号までに掲げる事項のほか、教職員の人事（服務に関するものを除く。）並び
に事務局及び教育機関の職員（教職員を除く。）の人事に関する
こと。
- (9) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する
こと。
- (10) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について市長に意見を申し出ること。
- (11) 9,000万円以上の教育財産の取得及び処分について市長に申し出ること。
- (12) 教科用図書の採択に関する
こと。
- (13) 児童又は生徒の出席停止に関する
こと。
- (14) 請願、訴訟及び審査請求に関する
こと。
- (15) 表彰等を行う
こと。
- (16) 小平市情報公開条例（平成13年条例第29号）に基づく公文書の公開の請求に対する決定
に関する
こと。
- (17) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報の開示、訂
正及び利用停止の請求に対する決定に関する
こと。
- (18) 小平市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第1号）に基づく特定歴史公文書の利
用の請求に対する決定に関する
こと。

（２）教育委員会の議事（令和５年度）

議案

議決事項(49 件)		議決した会議
条例制定の申出（1件）		
小平市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定の申出について		2月定例会
予算の申出（5件）		
令和5年度教育予算の補正の申出について		5月定例会
令和5年度教育予算の補正の申出について		8月定例会
令和5年度教育予算の補正の申出について		11月定例会
令和5年度教育予算の補正の申出について		2月定例会
令和6年度教育予算の申出について		
規則、規程の制定・改正（3件）		
小平市立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について		11月定例会
小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について		3月定例会
小平市立図書館処務規程の一部を改正する規程の制定について		
人事（29 件）		
（略）		
その他（11 件）		
令和6年度使用小学校教科用図書採択方針について		4月定例会
小平第十一小学校拡張用地の取得の申出について		
小平市教育委員会事務の点検及び評価－令和4年度分－について		8月定例会
令和6年度から令和9年度使用小学校教科用図書の採択について		
令和6年度使用特別支援学級教科用図書の採択について		
小平市教育委員会に対する審査請求の裁決について		11月定例会
小平市教育委員会に対する審査請求の裁決について		1月定例会
第二次小平市教育振興基本計画の令和6年度主要事業について		2月定例会

※ 教育委員会の会議のその他の議事については、巻末の「資料編」に掲載

(3) 会議及び議事録の公開

教育委員会の会議は、プライバシーを含む議事や人事案件のほかは原則として公開しており、通常は20人までの傍聴が可能である。

また、会議後には議事録を作成し、市役所市政資料コーナーで閲覧に供するほか、市のホームページでも公開している。

3 教育委員会表彰

小平市の教育及び文化の振興発展に貢献し、かつ、その功績が顕著なもの及び他の模範と認められる行為を行ったもの(個人・団体)に対し、表彰し、又は感謝の意を表すために、教育委員会として表彰を行います。

(1) 対象者

- ① 小平市立学校に在学する児童・生徒又はこれらの者で構成する団体で次のいずれかに該当するもの

ア 有益な調査研究、発明若しくは発見をし、又は工夫を考案したもの

イ 児童・生徒の名誉を高め、他の模範となる行為を行ったもの

ウ その他表彰することが適当であると委員会が認める成績(教科の学習成績を除く。)を修め、又は行為を行ったもの

- ② 学校に勤務し、若しくは勤務していた教職員又はこれらの者で構成する団体で次のいずれかに該当するもの

ア 職務上の成績が特に優秀なもの

イ 職務上特に有益な研究若しくは発明をし、又は工夫を考案したもの

ウ 特に他の模範となる行為を行ったもの

エ 校長又は副校長で退職(死亡による退職を含む。)をしたもの

オ その他表彰することが適当であると委員会が認める成績を修め、又は行為を行ったもの

- ③ そのほか、表彰することが適当であると委員会が認めるもの

「小平市教育委員会表彰等に関する規程」より抜粋

(2) 令和5年度表彰実績

表彰内容		人数・団体数
1 感謝状贈呈	退職校長・副校長	2名
	社会教育委員等非常勤特別職等	58名
2 表彰状授与(児童・生徒)	競技会、コンクール等で優れた成績を修めた市立学校の団体	3団体
	競技会、コンクール等で優れた成績を修めた児童・生徒	67名

4 教育委員会の広報

教育委員会では、「市報こだいら」や小平市ホームページなどを活用するほか、教育委員会独自に広報を行い、積極的な情報提供に努めています。

(1) 広報紙「小平市教育委員会だより」

教育委員会が推進する施策や、市立小・中学校及び児童・生徒の取組等をお知らせするため、「小平市教育委員会だより」を発行している。

① 発行回数

年4回（その他「新年度 特別号」を1回発行）

② 配布先

市立小・中学校の児童・生徒に配付するほか、市公共施設、市内鉄道駅等で配布している（紙媒体のほか、ホームページにも掲載）。

また、平成24年度より、市内の幼稚園・保育園を通じて市内在住の3～5歳児の保護者にも配付し、幼稚園・保育園と小学校の連携を推進している。

③ 発行部数

22,000部／回（令和5年度）

5 小平市総合教育会議

総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて市長が主宰する会議で、市長と教育委員会が、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、相互に連携して教育行政を推進していくため、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や、児童・生徒等の生命・身体 の保護等緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行います。

(1) 開催実績（令和5年度）

回数	開催日	開催時間	開催場所
第1回	5月16日(火)	10:00～11:12	市役所 505 会議室
第2回	12月26日(火)	10:00～11:25	市役所 504 会議室

(2) 協議等の内容

会 議	区 分	内 容
第1回	協議事項	小平市の教育に関する大綱(案)について
第2回	協議事項	部活動について

(3) 小平市の教育に関する大綱

「大綱」は、小平市の教育、学術及び文化の振興に関する基本的な方向性を示すものとして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市長が定めるものである。

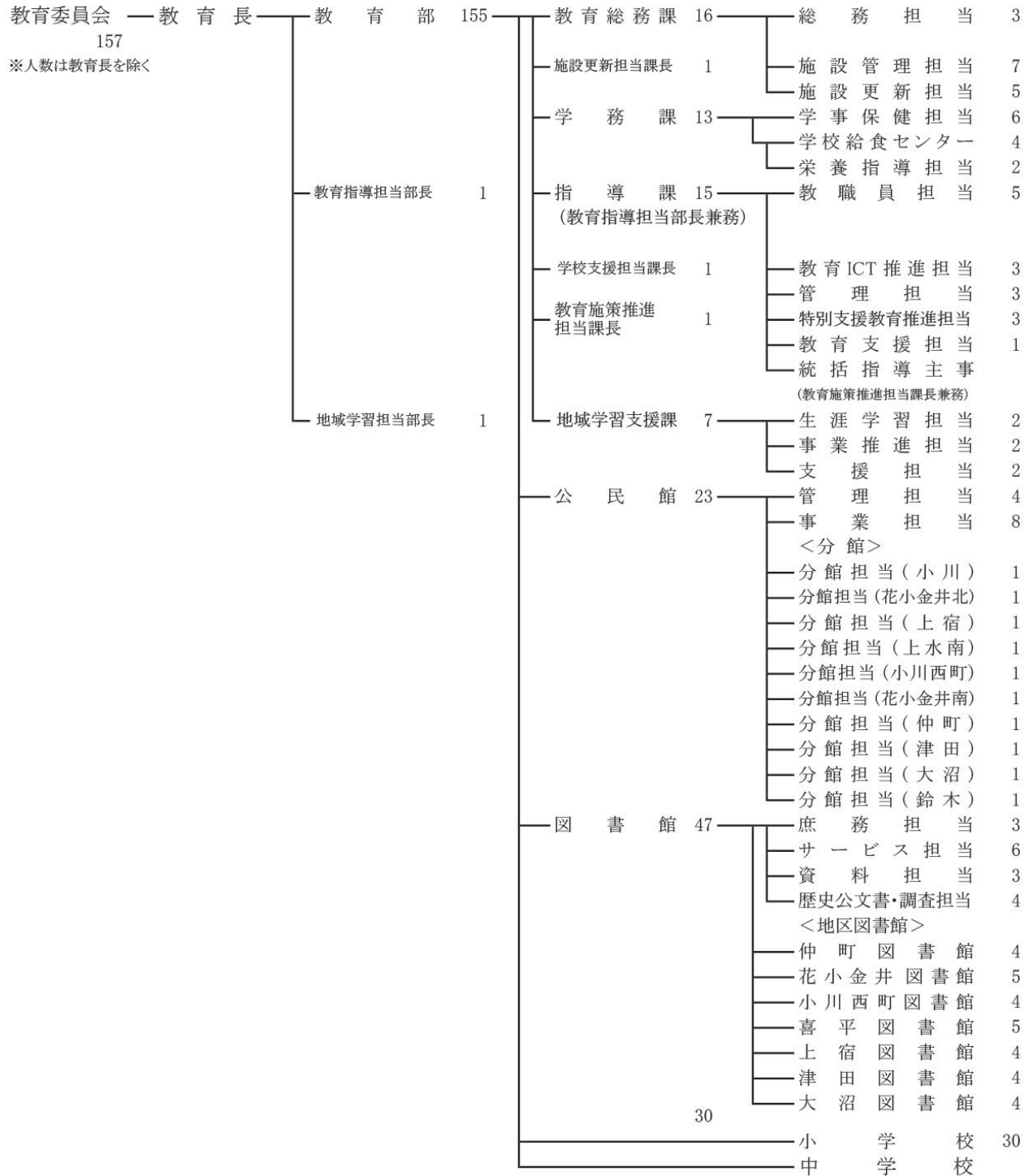
令和5年度に、教育委員会と協議し、新たな「大綱」を定めた。(Ⅷ 資料編参照)

6 教育委員会事務局

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会に事務局を設置しています。事務局の組織等は教育委員会の規則で定めています。

(1) 事務局・教育機関の組織図と職員数

令和6年4月1日現在



(2) 事務局等の主な分掌事務

	分 掌 事 務	
教育総務課	①教育委員会の会議及び秘書事務に関する事。 ②事務局及び教育機関に勤務する職員(都費負担職員を除く。)の任免その他人事に関する事。 ③規則、訓令及び告示に関する事。 ④予算及び決算の総合調整に関する事。 ⑤重要事業の総合調整に関する事。 ⑥訴訟及び審査請求に関する事。 ⑦公印に関する事。	⑧学校の設置及び廃止に関する事 ⑨校地の設定及び変更並びに学校施設の建設及び営繕の計画に関する事。 ⑩学校施設の管理・保全に関する事。 ⑪教育行政相談に関する事。 ⑫学校教育に関する他課に属さない事。 ⑬文化財の保護に関する事。 ⑭学校施設のスポーツ開放に関する事。 ⑮学校施設の更新等の総合調整に関する事。
学務課	①児童、生徒の就学、転学、その他学籍に関する事。 ②学級編制に関する事。 ③就学援助、就学奨励に関する事。 ④通学路及び通学路の防犯カメラに関する事。	⑤学校の予算(令達を含む。)及び決算に関する事。 ⑥学校保健に関する事。 ⑦学校給食に関する事。
指導課	①教職員の任免、給与その他人事及び福利厚生に関する事。 ②教職員の研修に関する事。 ③教育課程及び教科内容に関する事。 ④児童生徒の指導に関する事。 ⑤教育研究に関する事。	⑥教育ICTの推進に関する事。 ⑦特別支援教育に関する事。 ⑧教育相談に関する事。 ⑨不登校児童・生徒に関する事。 ⑩情報教育の推進に関する事
地域学習支援課	①生涯学習の振興に係る総合的な計画・調整に関する事。 ②青少年の健全育成に関する事。 ③地域と学校の連携・協働に関する事。 ④非核平和学習事業に関する事。	⑤生涯学習に関する他課に属さない事。
公民館	①定期講座の開設 ②討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催 ③定期講座等の参加者のための保育 ④公民館事業の広報	⑤利用団体の連絡 ⑥公民館の施設、設備及び備品の公共的利用 ⑦その他公民館の目的達成のために必要な事業
図書館	①図書館資料を収集し、又は作成し、利用者の用に供すること。 ②図書館資料の分類排列をし、及びその目録を整備すること。 ③図書館の利用のための相談に応じること。 ④他の図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室との連絡及び協力 ⑤他の図書館との図書館資料の相互貸借	⑥図書館の分室の運営 ⑦読書会、講演会、おはなし会、鑑賞会、資料展示会等の開催及び奨励 ⑧参考資料の紹介及び提供 ⑨図書館報その他の出版印刷物の発行及び頒布 ⑩子ども文庫その他の読書に関する団体との連絡、協力及び奨励 ⑪その他図書館の目的達成のため必要な事業 ⑫歴史公文書に関する事。

※平成 27 年 4 月 1 日付け組織改正により、スポーツに関する事及び文化に関する事は、地域振興部文化スポーツ課が担当します。

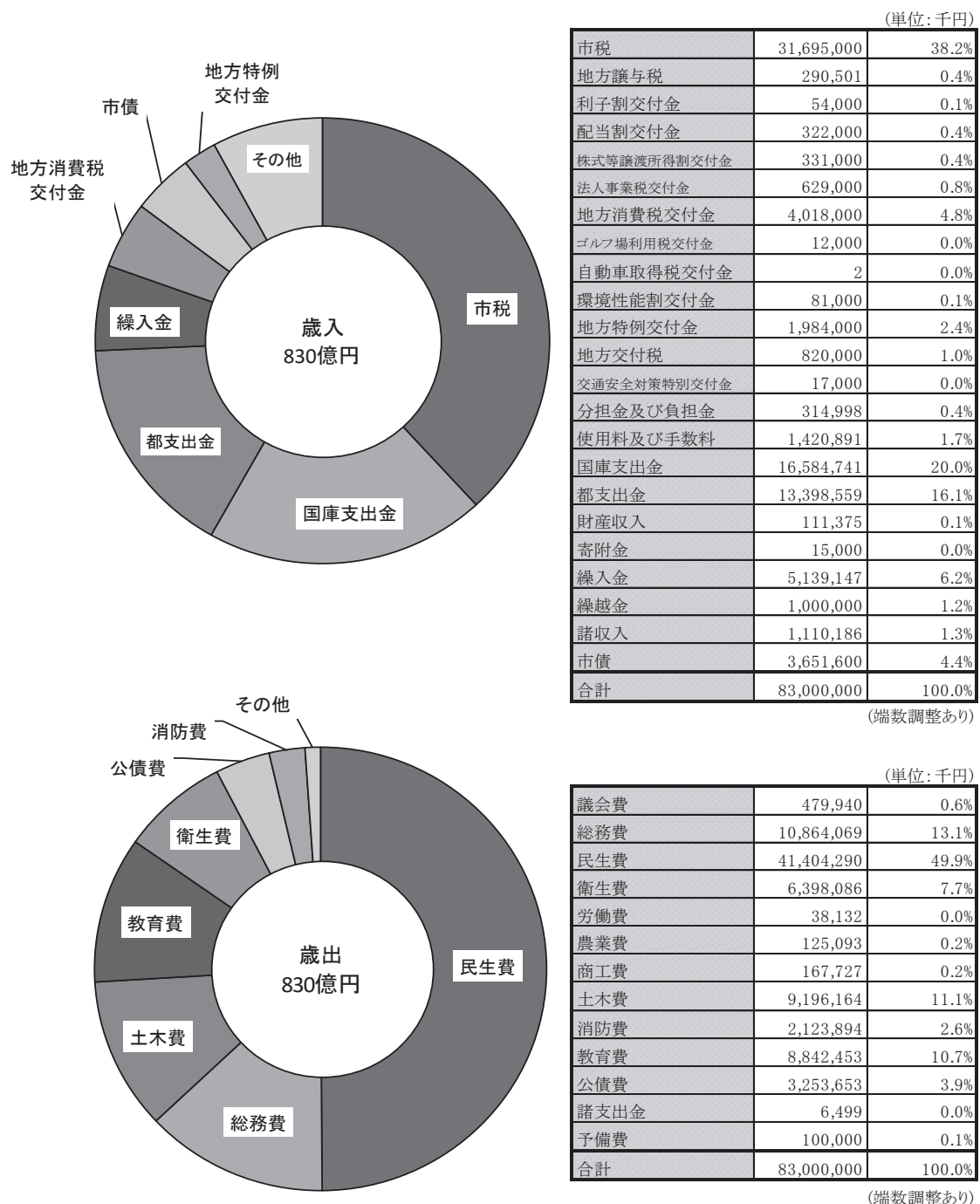
7 令和6年度教育予算

市の歳入歳出予算のうち、教育委員会が所管する事務に係る部分について、教育委員会はあらかじめ市長に意見を申し出て、これをもって市長から市議会に予算案が提出されることとなっています。教育委員会では、市議会で議決された予算をもってさまざまな事業に取り組むこととなります。なお、市長部局の文化スポーツ課が行うスポーツに関すること及び文化に関する事に係る予算も教育費に含まれています。

(1) 一般会計と教育費

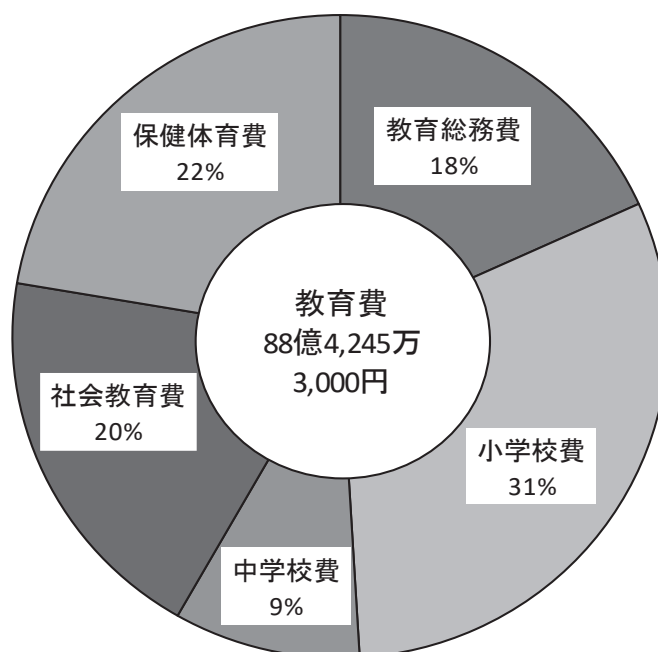
一般会計の令和6年度当初予算総額は、830億円で、前年度の779億9,000万円に比べ50億1,000万円、約6.4%の増となっている。

教育費は88億4,245万3,000円で、一般会計歳出予算に占める割合は約10.7%である。



(2) 教育費の内訳

令和6年度の市の教育予算は、88億4,245万3,000円で、前年度の92億1,804万8,000円に比べ3億7,559万5,000円、約4.1%の減となっている。



(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
教育費	8,842,453	9,218,048	△ 375,595	△4.1%
教育総務費	1,611,992	1,213,035	398,957	32.9%
教育委員会費	458,242	402,736	55,506	13.8%
教育指導費	1,153,750	810,299	343,451	42.4%
小学校費	2,725,283	3,585,672	△ 860,389	△24.0%
学校管理費	1,976,252	2,430,632	△ 454,380	△18.7%
教育振興費	412,928	341,013	71,915	21.1%
学校保健体育費	97,482	97,027	455	0.5%
小学校建設費	238,621	717,000	△ 478,379	△66.7%
中学校費	814,516	1,012,510	△ 197,994	△19.6%
学校管理費	523,053	729,680	△ 206,627	△28.3%
教育振興費	244,132	237,054	7,078	3.0%
学校保健体育費	47,331	45,776	1,555	3.4%
社会教育費	1,715,292	1,587,942	127,350	8.0%
社会教育総務費	101,984	97,648	4,336	4.4%
社会教育振興費	992	1,029	△ 37	△3.6%
青少年対策費	83,249	80,889	2,360	2.9%
文化財保護費※	25,041	58,221	△ 33,180	△57.0%
公民館費	449,224	435,924	13,300	3.1%
図書館費	1,054,802	914,231	140,571	15.4%
保健体育費	1,975,370	1,818,889	156,481	8.6%
保健体育総務費※	106,461	96,963	9,498	9.8%
体育施設費※	180,375	163,113	17,262	10.6%
体育館費※	210,104	260,367	△ 50,263	△19.3%
学校給食費	1,478,430	1,298,446	179,984	13.9%

※文化スポーツ課（市長部局）予算

III 地域との連携

1 コミュニティ・スクール（学校経営協議会）

コミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて学校経営協議会が設置されている学校です。コミュニティ・スクールは、保護者や地域の皆さんが権限と責任をもって学校の運営に参画する仕組みを有する、新しいタイプの公立学校であり、地域の教育力を学校教育に生かし、地域に開かれた学校づくりの推進を目指すものです。

小平市では、コミュニティ・スクールについて研究を重ね、小平市学校運営協議会規則に基づいて平成 19 年度から設置を進めています。

なお、平成 29 年度からは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、学校運営協議会の設置が努力義務化されています。

（1）コミュニティ・スクールの状況（学校経営協議会設置校）

平成 19 年度	小平第六小学校
平成 20 年度	小平第四小学校
平成 21 年度	小平第三小学校
平成 23 年度	小平第八小学校
平成 26 年度	小平第七小学校、小平第六中学校
平成 27 年度	小平第十四小学校、学園東小学校
令和元年度	小平第十一小学校、小平第十三小学校・小平第二中学校 （※小平第十三小学校、小平第二中学校は、2 校で 1 協議会を設置）
令和 2 年度	小平第五小学校、小平第九小学校、小平第十小学校
令和 3 年度	小平第二小学校、小平第十二小学校
令和 4 年度	小平第十五小学校、上宿小学校、小平第十三小学校、小平第二中学校 （※小平第十三小学校、小平第二中学校は、1 校で 1 協議会設置に変更）
令和 5 年度	小平第一小学校、花小金井小学校、小平第一中学校、花小金井南中学校
令和 6 年度	鈴木小学校、小平第四中学校、上水中学校

（2）小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針（平成 19 年策定）※抜粋

① コミュニティ・スクールの基本的な考え方

学校が保護者の願いと地域の声を十分に受け止め、学校の自主性・自立性を尊重しながら、学校・保護者・地域が「共に創る」＝「共創」により、教育活動の充実を図ることを基本的な考え方とする。

なお、小平市では、従来の学校経営協力者会議の役割・機能を発展的に受け継ぐこととなるため、法律上の学校運営協議会を学校経営協議会と称する。

② コミュニティ・スクールに対する基本認識

地域に根ざした学校づくりの推進、学校の自主性・自立性の尊重、学校・地域・行政の連携、教育委員会による活動支援などを、コミュニティ・スクールに対する基本認識とする。

③ 学校経営協議会の運営のあり方

学校経営協議会は、一定の権限と責任の下に学校経営に関与すること、説明責任を果たすこと、

権限の行使にあたっては教育委員会や学校から十分な情報提供を受けることなどを、そのあり方とする。

④ コミュニティ・スクールに期待すること

コミュニティ・スクールの導入・推進により、特色ある学校づくり、多彩で多様な教育活動の展開、地域コミュニティの醸成などが期待される。

2 学校経営協力者制度

開かれた学校づくりを推進し、学校・家庭・地域社会の連携及び協力を図るとともに、地域ぐるみの教育活動を充実するため、学校に学校経営協力者を置いています。

小平市立学校では、学校経営協議会を置く学校以外の全校に、学校経営協力者制度を設けており、平成 13 年度に制定された「小平市学校経営協力者に関する要綱」に基づいて活動が行われています。

(1) 学校経営協力者の役割

学校経営協力者は、校長の学校経営に関する権限と責任の下に、校長の求めに応じ、教育活動の実施、学校・家庭・地域社会の連携の促進等、学校運営に関して意見を述べることができる。

(2) 学校経営協力者の委嘱

学校経営協力者は、校長の推薦に応じて教育委員会が委嘱する。

校長は、学校の特色に応じ、保護者、地域の団体、青少年育成団体・機関、当該学校を卒業した者等のうちから、適任者を推薦する。

(3) 学校経営協力者会議

校長は、必要に応じ学校経営協力者会議を招集し、これを主宰する。学校経営協力者会議は、校長、副校長及び学校経営協力者をもって構成する。

また、校長は、学校経営協力者会議を円滑に運営するため、次の取組を行う。

- ・学校の教育目標、教育計画等に関する説明及び教育活動の公開
- ・教育活動の実施状況に関する評価及びその結果に関する説明

(4) 学校経営協力者会議の設置状況

中学校（2校）
小平第三中学校、小平第五中学校

3 小平地域教育サポート・ネット事業（地域学校協働活動）

地域住民等と学校が連携・協働し、地域社会全体の教育力の向上を図り、もってこどもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化及びこどもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進することを目的として、小平地域教育サポート・ネット事業を実施しています。

なお、小平市では地域学校協働活動を小平地域教育サポート・ネット事業と称しており、学校の運営や教育活動を支援する地域住民等のボランティアや、ボランティアと学校とを結ぶ地域教育コーディネーターの養成とスキルアップを図り、地域と学校の連携・協働を推進し、「学校を核とした地域づくり」を目指しています。

（１）経過

小平市では、「世代を超えたコミュニティづくり」と「開かれた特色ある教育活動」を展開しており、平成 14 年度からの 3 か年、東京都の地域教育サポート・ネット事業モデル地区の指定を受けて、小平第二中学校地区の 4 校（小平第六小学校、小平第十三小学校、小平第十五小学校、小平第二中学校）を対象に学校支援ボランティア及びコーディネーターの養成等のための事業を実施した。

この事業を 3 年間実施して、地域社会のもつ教育力、地域住民が有する教育資源を効果的に学校教育に導入していくうえで、学校支援ボランティアが有効な仕組みであることが実証され、「開かれた学校づくり」を地域の側から呼び起こすということにもつながった。

平成 17 年度からは、より一層地域に開かれた特色のある教育活動を推進することを目指し、小平市単独事業「小平地域教育サポート・ネット事業」として、継続して実施した。平成 20 年度からは国の委託事業「学校支援地域本部事業」を受託し、「小平地域教育サポート・ネット事業」に取り組み、学校支援ボランティアを市内の全市立小・中学校へ拡大するため、さらなる展開・拡充を図った。

平成 23 年度には、「学校支援地域本部事業」が委託事業から補助事業に移行された中で、全校に学校支援コーディネーターを配置するに至り、現在は全市的な取組として展開している。

なお、平成 29 年度から国が補助事業名を「地域学校協働活動推進事業」と変更した。小平市では、令和 2 年度から「学校支援ボランティア」を「地域住民等のボランティア」（以下、ボランティアという。）に、「学校支援コーディネーター」を「地域教育コーディネーター」（以下、コーディネーターという。）に名称を変更し、また、令和 3 年度からは、コーディネーターからの相談対応及び助言等を行う統括コーディネーターを配置し、地域と学校の連携・協働をさらに推進することとした。

（２）地域住民等のボランティア

特に資格は必要なく、各学校でボランティア登録をし、学校の要請により活動を行う。

ボランティアには、大学生を中心とした学生ボランティアと、保護者や地域住民等による社会人ボランティアがある。

① 学習支援ボランティア

児童に対する個別指導、パソコン授業補助、教科学習補助、専門知識を生かしたクラブ活動・部活動の補助など。

② 環境支援ボランティア

花壇の手入れ、ビオトープの整備など。

③ 図書ボランティア

本の整理・修理、読み聞かせや、学校図書館内の飾り付けなどの環境整備。

④ 安全ボランティア

児童・生徒の安全な登下校のための見守りや声かけ。

(3) 地域住民等のボランティアの活動状況（令和5年度）

延べ人数・時間 内容			授業支援等				介助	図書指導等		安全	その他	計
			教科・総合的な学習	クラブ活動・部活動	遠足・校外学習	その他行事	児童・生徒の介助	読書指導	本の読み聞かせ・ 本の貸出、返却、 整理等	学校内外の巡視等		
小学校	学 生	人数	413	0	0	94	2	0	0	4	23	536
		時間	1,751	0	0	228	8	0	0	0	49	2,036
	社会人	人数	1,148	11	280	397	7	430	365	4,403	1,311	8,352
		時間	2,260	11	588	860	11	412	546	3,057	2,029	9,774
中学校	学 生	人数	56	1	0	0	0	0	0	0	0	57
		時間	118	4	0	0	0	0	0	0	0	122
	社会人	人数	270	0	0	14	0	48	215	2	180	729
		時間	381	0	0	28	0	12	202	4	228	854
計	学 生	人数	469	1	0	94	2	0	0	4	23	593
		時間	1,869	4	0	228	8	0	0	0	49	2,158
	社会人	人数	1,418	11	280	411	7	478	580	4,405	1,491	9,081
		時間	2,640	11	588	888	11	424	748	3,061	2,257	10,628
合 計	人数		1,887	12	280	505	9	478	580	4,409	1,514	9,674
	時間		4,509	15	588	1,116	19	424	748	3,061	2,306	12,786

(4) 地域教育コーディネーター

地域学校協働活動を実施していくために必要不可欠な存在であり、こどもたちの社会性や積極的に学ぶ意欲を育むため、学校と地域、人と人や情報をつなぐパイプ役として、次のような活動をしている。

- ① 学校の教育活動や社会教育施設・関係団体の行事等において、地域資源を効果的に用い、それぞれのニーズに応じて必要な人材をコーディネートする。
- ② 学校や各関係団体と連携・協力して、ボランティア養成講座などの企画・運営を行い、必要な人材の確保や、ボランティアのスキルアップを図る。
- ③ 地域住民等のボランティアの活動内容について、関係者と相談し連絡調整を行う。
- ④ 地域学校協働活動の理解促進のため、刊行物の企画・配布を行う。
- ⑤ 地域学校協働活動を円滑に推進するため、学校をはじめ各関係団体と必要な情報の共有を行う。

(5) 統括コーディネーター

地域学校協働活動のさらなる充実を図るため、経験が豊富なコーディネーター等の中から、高い資質・能力を有する者を統括コーディネーターとして教育委員会が委嘱し、次のような活動をしている。

- ① 育てる
地域教育コーディネーターの人材発掘及び育成
- ② 生かす
地域学校協働活動に関わる地域の方々（保護者・地域住民・学校経営協議会委員・放課後子ども教室・PTA・青少対・大学・NPOなど）への助言等

③ 知らせる

地域住民の地域学校協働活動への理解促進

(6) 中学校放課後学習教室

放課後や週末、長期休業期間中などに、地域の人材を活用した補習やテスト前の学習支援、検定対策の教室として、市立中学校全校で放課後学習教室を実施している。

活動実績

年度	実施校区数	実施回数	参加延人数
令和元年度	8校	585回	7,047人
令和2年度	8校	215回	6,269人
令和3年度	8校	262回	6,501人
令和4年度	8校	308回	6,571人
令和5年度	8校	281回	5,181人

(7) 三市・学芸大地域教育連携推進講座

平成17年度から、東京学芸大学と株式会社おもちゃ王国が産学連携研究組織「学芸大子ども未来プロジェクト」を立ち上げ、特に生涯教育の場で質の高いボランティアの養成に関する研究を行ってきた。プロジェクトでは、平成19年度から三市（小平市・小金井市・国分寺市）と連携し、プロジェクトの研究成果を生かし、各市が推進する地域による教育支援等の取組の目的別にプログラムを開発して、各市公共施設や東京学芸大学を会場に講座を開催している。

現在ボランティアとして活動している方々にはスキルアップとして、また、ボランティアに興味のある方々にはボランティア活動のスタートをサポートする講座となっている。

小平市では、学習支援や特別支援教育に係るボランティアの養成講座と位置づけ、講座内容を協議・調整している。

4 放課後子ども教室

放課後等にこどもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設けることにより、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的として、放課後子ども教室を実施しています。

市立小学校で放課後や週末等に学校施設等を活用し、地域の方々の参画を得て、全てのこどもたちに安全・安心な居場所を提供するとともに、学びや体験、地域住民との交流等の活動の機会を提供する取組を実施しています。

(1) 経過

この事業は、平成16年度から平成18年度に小平第四小学校、小平第八小学校で実施していた文部科学省の委託事業である「地域子ども教室」を引き継ぎ、平成19年度から小平第六小学校、小平第十三小学校、鈴木小学校を新規に加え、5校で開始した。その後、新規に実施する学校区が毎年度2～3校ずつ増え、平成26年度には市立小学校19校全校区での実施となった。

(2) 事業の概要

① 実施体制

事業を実施する各学校区には、教室の運営に関わる総合的な調整役として中心的な役割を担うコーディネーターを配置する。

教室の実施については、コーディネーターを中心に、学校区ごとに教室の運営を担う実行委員会を地域の方々等で組織し、教室のプログラムを中心的に実施する教育活動推進員及びプログラムの実施のサポートやこどもたちの安全面を管理する教育活動サポーターを配置する。

② 活動内容

各実行委員会の創意工夫により、自主学習や宿題の見守り、英語や理科実験などの学習教室、工作や伝統文化などの体験教室、球技等のスポーツ教室、学校内の花植え等の環境美化のボランティア活動などが実施されている。

③ 学童クラブとの連携

全校区とも学校内で「放課後子ども教室」と「学童クラブ」が実施されており、両事業の連携により、放課後子ども教室には学童クラブ入会児童も自由に登録・参加することができる。

④ 運営委員会の設置

コーディネーター、各実行委員会メンバー、学校関係者、行政関係者等で構成する運営委員会を設置し、放課後子ども教室の推進に係る検討・検証などを行う。

(3) 活動実績

年度	実施校区数	実施回数	参加延人数
令和元年度	19校	3,546回	84,402人
令和2年度	19校	1,301回	17,180人
令和3年度	19校	1,898回	28,236人
令和4年度	19校	2,994回	46,028人
令和5年度	19校	3,390回	54,414人

5 公民館事業企画委員会

公民館を地域のコミュニティづくりの拠点とするために、「公民館事業企画委員会」を設置し、地域のリーダーと継続的につながり、地域住民の意向を適切に反映した公民館の講座等を企画しています。

(1) 経過

「公民館の課題と今後の方向性－公民館のあり方検討に関する報告書－」（平成 26 年 3 月 小平市作成）において、公民館を学習施設としてだけではなく、地域のコミュニティづくりの拠点として機能する施設と位置づけ、地域と継続的につながり、地域の意向を適切に反映した公民館運営を行うため、公民館事業企画委員会を各館に設置する方向性が示された。

年度	設置館
平成 26 年度	1館(鈴木公民館)
平成 27 年度	1館(小川公民館)
平成 28 年度	3館(上水南公民館、津田公民館、大沼公民館)
平成 29 年度	6館(中央公民館、花小金井北公民館、上宿公民館、小川西町公民館、花小金井南公民館、仲町公民館)

※平成 29 年度に全 11 館に設置を完了

(2) 公民館事業企画委員会の概要

① 基本的な委員構成

利用団体（利用者懇談会・友の会等）、公民館利用者、自治会関係者、NPO法人、民生委員・児童委員、地域福祉関係機関、校長・副校長、地域教育コーディネーター、放課後子ども教室コーディネーター、青少年対策地区委員会関係者などで構成する。

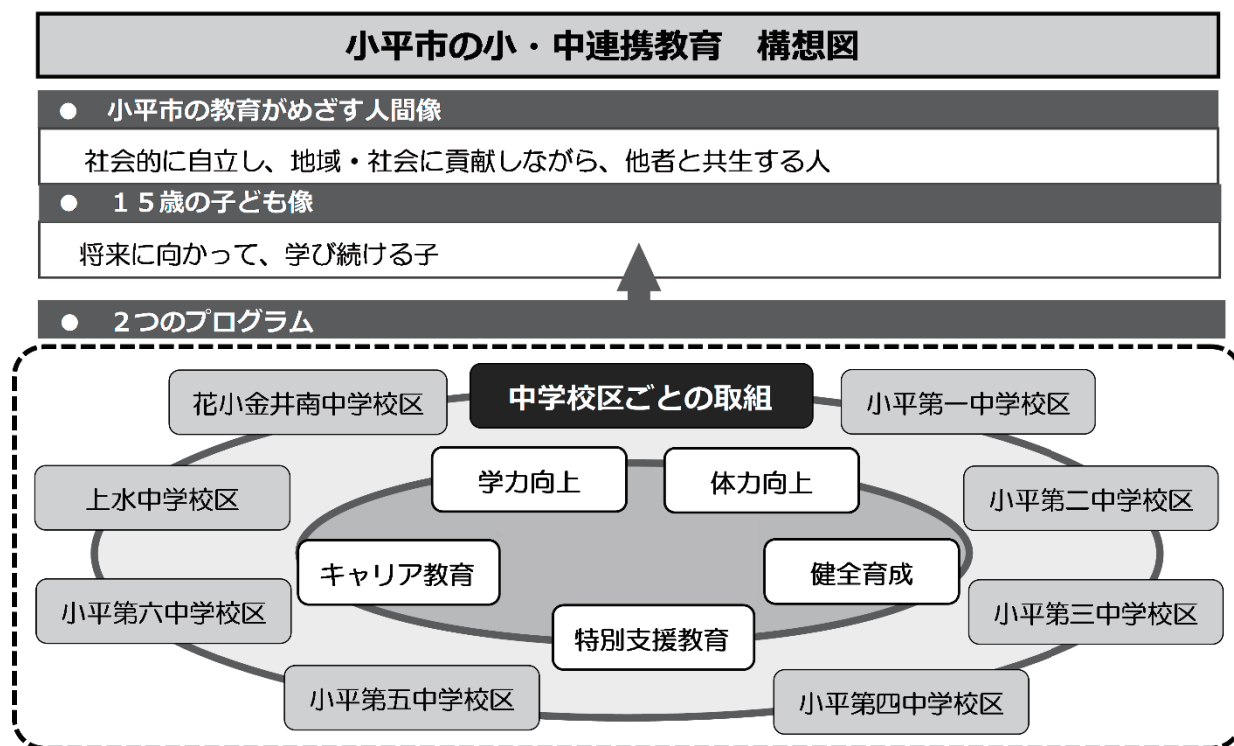
② 委員会の役割

次年度実施する講座等を企画・検討する。

※公民館事業計画や公民館のあり方検討に関する報告書に基づき検討し、企画する。

IV 学校教育

1 こだいらの小・中連携教育～小・中連携による9年間を見通した指導～



(1) 目指す15歳の子ども像（9年間の義務教育修了時）

将来に向かって、学び続ける子

(2) 小平市教育委員会における義務教育9年間の捉え

義務教育制度において、児童・生徒は、6年間の小学校教育、その後3年間の中学校教育により義務教育を修了することとなっており、永くこの制度は我が国の基本的な学校教育の仕組みとして定着している。しかし、近年、学校教育をめぐる課題が生じている。例えば、文部科学省の「児童生徒の問題行動等指導上の諸問題に関する調査」において、全国的に不登校の件数が小・中学校ともに急増している。小平市立学校においても同様の傾向である。その要因は複合的で、個人差はあるものの、多くの児童は小学校高学年から思春期に入ること、また、その時期に学習内容が難しくなるだけではなく、小学校と中学校で学習方法や指導・支援方法が異なることなどが一因として考えられる。そのため、小学校から中学校へと新しい環境に入る際に、いかに円滑な接続ができるかが重要なポイントと考えている。

このことを踏まえ、小平市立学校では義務教育を通して、児童・生徒一人ひとりの資質・能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培うために、小・中学校義務教育の9年間の連続的な期間として捉え、指導・支援を行っている。

(3) 5つの教育課程から重点的に連携する課題を設定

「学力向上」「体力向上」「健全育成」「キャリア教育」「特別支援教育」の5つの教育課題から、各中学校区の実態等を踏まえ、小・中連携教育における取組を通じて重点的に解決を図る課題を設定し、共通した取組や連携した取組を行う。

(4) 中学校区の設定

小平市は、地区によっては小学校から公立中学校に進学する際、複数の中学校に分かれる。そのため、小・中連携教育を推進するにあたり、中学校区を以下のように設定する。

なお、複数の公立中学校が進学先となる小学校においては、他の進学先の公立中学校とも十分に連携を図るものとする。

- 【小平第一中学校区】：小平第一中学校、小平第十四小学校、学園東小学校
- 【小平第二中学校区】：小平第二中学校、小平第六小学校、小平第十三小学校
- 【小平第三中学校区】：小平第三中学校、小平第二小学校、小平第九小学校、鈴木小学校
- 【小平第四中学校区】：小平第四中学校、小平第四小学校、小平第十小学校、小平第十五小学校
- 【小平第五中学校区】：小平第五中学校、小平第一小学校、小平第十二小学校、上宿小学校
- 【小平第六中学校区】：小平第六中学校、小平第七小学校、小平第十一小学校
- 【上水中学校区】：上水中学校、小平第三小学校
- 【花小金井南中学校区】：花小金井南中学校、小平第五小学校、小平第八小学校、花小金井小学校

(5) 小平市立学校における小・中連携教育の内容

小平市立学校の小・中連携教育は、児童・生徒の学力及び体力の向上、健全育成の推進のために児童・生徒への働きかけを行っていくとともに、教育活動を支えるキャリア教育、及び特別支援教育の推進を行っていく。

(6) 具体的な取組等

① 中学校区ごとに重点課題に基づいて行う取組

中学校区ごとの現状と課題を基とした、小・中連携、小・小連携を図り、課題解決を図っている。

② 全校共通の取組

ア 教育のユニバーサルデザイン化をめざした取組

- ・黒板周辺を整理し、教室内の刺激量を低減することで、児童・生徒が授業中、必要な教育に集中できるようにする。
- ・授業のめあてを提示し、活動を精選して焦点化を図ることで、児童・生徒が見通しをもって意欲的に取り組み、達成感を得られるようにする。

イ 円滑な接続のための取組

- ・小学校6年生の児童・生徒が春休み中に共通した課題「春休みの生活と学習」に取り組み、小学校の学習内容の定着を図ることで、中学校入学につなげる。

ウ 特別活動の充実に向けて

- ・令和6年度より、特別活動の更なる充実に向け、様々な取組を進めている。6月8日(土)には、「こだいら特別活動の日」として、午前は、市立学校全校を授業公開日とし、特別活動における学級活動の授業を公開し、午後は、各学校の代表児童・生徒による「児童会・生徒会サミット」を開催した。「児童会・生徒会サミット」では、中学校区ごとに、小学生と中学生が各学校でまとめてきたキーワードから「自分も人も大切にできる学校づくり」について話し合っており、「人権標語」を作成し、2学期からは、この「人権標語」を基に、各学校で具体的な取組を行っていく予定である。

③ その他の取組

- ・ 管理職による小・中連携教育連絡会
- ・ 小・中連携の日の設定（小平市立学校全校で年間３回実施）
- ・ 小学校第６学年の中学校体験入学日の設定（３学期）
- ・ 小・中連携教育推進委員会の開催
- ・ 教育委員会ホームページ等による家庭・地域への情報提供
- ・ 各校の学校だより・学校ホームページ等による家庭・地域への情報提供

2 学校教育の充実

学校と家庭、地域社会の協働と市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、力強く展開することが求められています。そのために、地域での特性を踏まえた広域的な視点に立ち、効率的で透明性の高い開かれた学校経営を進めています。

(1) 学校経営の充実

① 学校公開日

地域に開かれた学校づくりの推進の一つとして、市立学校全校の授業を保護者、地域住民等に公開する。これにより、各学校の教育活動への理解を促進し、学校と家庭、地域社会の連携・協力を一層推進する。

② 研究推進校事業

ア 目的

さまざまな教育課題の解決に向けて、教育内容・方法の開発等、実践的な研究の推進を図り、その成果を公表・発表することで、小平市立学校の実践に役立てるとともに、小平市の教育の振興、向上発展を図る。

イ 研究期間

原則2年間とする。

ウ 決定の方法

初年度を研究推進校1年次、次年度を研究推進校2年次とし、原則として小学校2校、中学校1校とする。ただし、教育長が必要と認めた場合はこの限りではない。

研究推進校の決定は、各学校からの申請に基づき、選考の結果、小平市教育委員会が決定する。

エ 研究主題の設定

- ・学校が、教育内容の向上のため、自校における指導上の問題点を研究する主題を設定する。
- ・学校が、学校経営、指導内容、指導方法、評価等との関連を考慮して主題を設定する。

オ その他

- ・研究推進校1年次は研究の途中経過について、年度末に別に定める様式にて報告する。
- ・研究推進校2年次の学校は、発表会を開催し、2年間の研究の成果を発表する。

研究推進校（令和6年度）

学校名		教科・領域	研究主題
1年次	小平第八小学校	生活科・総合的な学習の時間	児童が自ら夢を描き、仲間と共にその実現に向けて主体的に活動し、児童発案の活動を通して実現することで、自尊感情も高める。
	小平第十三小学校	特別活動	共に生きるこどもが育つ特別活動 ～人間関係形成能力の育成に重点を置いた活動の充実を通して～
	小平第二中学校	各教科等	生徒の非認知能力を高める指導方法の工夫
2年次	小平第五小学校	各教科等	SEKAIとのつながりを通して、未来に向かって動き出すこどもたち
	鈴木小学校	算数	よりよく考え、「わかる」「できる」を実感できる子の育成 ～学びが深まる課題解決型の授業づくりを通して～
	小平第一中学校	各教科等	自ら課題を立て、解決する力を身に付けさせる指導法の工夫

③ 特色ある教育活動推進校事業

ア 目的

小平市立学校の教育活動を推進するにあたり、各学校において、児童・生徒に「生きる力」を育むことを目指して、創意工夫した特色ある教育活動を展開する中で、「自ら学び、自ら考える力」の育成を図る。具体的には、小平市教育委員会が指定する特定の教育課題他、学校の現状の課題及びその解決に向けた取組とする。

また、指定された学校は教育課題に対して、研究実践をとおして、課題の解決を図るとともに、その成果を広く市内に還元する。

イ 研究期間

原則1年間とする。

ウ 決定の方法

特色ある教育活動推進校（以下「推進校」とする。）は原則として小学校2校、中学校1校とする。ただし、教育長が必要と認めた場合は、この限りではない。

推進校の決定は、各学校からの申請を基に小平市教育委員会が選考し、当該学校長へ通知する。

エ 研究主題の設定

- ・各学校が創意工夫をし、「特色ある教育活動」として特色を出すために、開かれた学校づくり、地域住民等のボランティアの活用など、教育課程内に位置付けた実践を奨励し、学校の独自性を推進するものであること。
- ・特色ある教育活動を展開するために、地域住民等のボランティア、地域の専門家などと提携し、社会教育施設等を活用して児童・生徒による自主的・実践的な活動が助長されるよう工夫すること。
- ・「生きる力」を育むために、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、具体的な改善内容に沿ったものとする。
- ・小平市教育委員会が指定する特定の教育課題については、教育委員会指導課において設定し、推進校に依頼することができる。

オ その他

- ・年度末に、別に定める様式による研究概要及び成果等をまとめた報告書を提出する。
- ・推進校は、関連する資料を作成し、各学校と成果を共有する。

教育活動推進校（令和6年度）

学校名	研究主題
小平第三小学校	自尊感情や自己肯定感を高める指導の工夫 ～特別活動、特別の教科道德の指導を通して～
小平第十小学校	特別活動を通してかかわる力を付ける
小平第十五小学校	ブランドニュー十五小～よく考え、健康について知り、体を動かすことを楽しむことのできる児童の育成～

（2）教育課題への取組の推進

国際化、情報化が目覚ましく進展する社会にあつて、社会の変化に対応できるよう、こどもたち一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められている。そのために、基礎的な学力の向上を図り、こどもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進している。

① いじめ防止基本方針といじめ防止の推進

いじめ防止対策推進法を受け、国や都のいじめ防止基本方針を参考に、小平市としての基本方針及び学校における基本方針を策定し、いじめ防止の取組を推進している。

小平市いじめ防止基本方針は、東京都のいじめ防止基本方針等を参考に庁内での検討委員会を経て、平成 26 年 11 月 1 日から施行した。あわせて、いじめ防止対策推進法に定められた 3 種類の会議（小平市いじめ問題対策連絡協議会、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会、小平市いじめ問題調査委員会）の設置条例を制定した。市のいじめ防止の取組や関係機関等の連携強化、いじめ防止基本方針の取組を効果的にするための方策を検討・実施している。

なお、平成 30 年 6 月に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」改定を踏まえ、小平市いじめ防止基本方針を改定した。また、いじめ重大事態が複数発生したことから、より実効的ないじめ対策を推進するために、令和 4 年 12 月に小平市いじめ防止対策基本方針を改定した。

各学校においては、学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、学校いじめ対策委員会を設置し、児童・生徒の実態に応じてインターネットやスマートフォン等に関する情報モラル教育やいじめ防止授業、ＳＯＳの出し方に関する授業などを実施し、いじめの防止に取り組んでいる。

② 服務事故再発防止の取組

服務事故再発防止に向けた研修を若手教員、主幹教諭、管理職など職層ごとに実施するとともに、学校において服務に関する研修を年 3 回以上実施している。

教育委員会事務局職員が服務事故防止に特化した巡回指導訪問を実施している。また、7 月、12 月の東京都の服務事故防止月間に加え、4 月を小平市独自の服務事故防止月間とし、服務事故などを扱った校内研修を実施するように学校・教職員に指導している。

教職員一人ひとりが職責を十分に理解し、倫理観や規範意識等をより一層高め、服務の厳正に努めるため、月ごとに異なるチェックシートに毎月取り組んでいる。

③ 「こだいら教員育成プログラム」の実施

新規採用教員を含む、新たに小平市に転入した教員を対象に、3 年程度の期間で小平市の教員としての心構え、小平市への理解促進、愛着心の育成を目的に「こだいら教員育成プログラム」を実施している。特に小平市の地域資源を取り入れた「体験型地域理解研修」は、隔年で鈴木遺跡における講話や体験、平櫛田中彫刻美術館での彫刻体験などを実施している。また、児童・生徒が地域理解を深め、広げるための教材開発につなげている。

④ 外国語指導助手の配置

それぞれの学年段階に応じた国際理解教育や英語教育の充実を図るために、外国語指導助手を配置している。小学校においては、外国語活動・外国語の授業において、児童が外国語指導助手による生きた英語に触れることで英語に興味を持つこと、コミュニケーションを通じて外国の文化に親しみを持つこと等を目的としている。また中学校においては、生徒が外国語指導助手を通じ、将来実際に活用できる言語活動の技能やコミュニケーション能力を高めること等を目的としている。

⑤ ICTを活用した情報教育の推進

GIGAスクール構想の実現に向けて、文部科学省が示している、「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」の育成を目指した教育を推進するとともに、東京都が示すTOKYOスマート・スクール・プロジェクト（学び方、教え方、働き方の三大改革）を踏まえ、小平市として「こどもが活躍する学びを実現する」、「こどもにきめ細かく寄り添う」を目指し、ICTを活用した教育を推進している。

ア 環境整備

令和 2 年度に Google Chrome OS の端末及び各学級等に輪番充電が可能な充電保管庫を購入した。また、多くの端末からアクセスが可能な高速大容量の学習系校内通信ネットワークを構築した。令和 3 年度以降は、児童・生徒数の増加に合わせた機器やネットワーク環境の整備・保守・維持管理を行っている。

イ こげらネット

平成 12 年秋に小平市教育情報ネットワークを開設し、平成 26 年 1 月には校務用グループウェアを導入し、教職員間の情報共有の手段としている。令和 6 年 1 月に、校務支援システムに成績処理機能等を追加した。今後も、校務の軽減と効率化を図っていく。

ウ 学校における活用状況

情報や情報手段の主体的な選択・活用に必要な情報活用能力を育成するために、端末の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考を育む取組、情報モラル教育等を推進している。

小・中学校の児童・生徒に 1 人 1 台配備した端末は、初期設定が完了した令和 3 年 5 月上旬から順次活用を開始しており、撮影した写真による観察、調べ学習など、各教科等の授業を中心に活用している。また、令和 4 年度より家庭学習のデジタル化など、家庭での活用を推進している。

エ デジタル利活用支援員

令和 5 年度に教育委員会事務局にデジタル利活用支援員 1 名を配置し、各学校への訪問、メール等による相談への回答などを通じて、端末活用の支援及び助言を行っている。

⑥ 家庭教育支援の取組

東京都教育委員会が策定した地域教育プラットフォーム構想の家庭教育重点支援モデル事業として、平成 17・18 年度に実施した「小平地域連携推進事業」において家庭教育の支援として、ブックレット「心を育て 心をつなぐ」を作成し配布している。

学校、地域、行政が連携して、家庭で身に付けてほしい生活習慣や勉強の進め方をまとめたもので、4 つの生活の基本ルール ①あいさつ ②手伝い ③親子で話す ④本を読む のほかに、勉強時間の目安や保護者の体験談等を紹介している。

また、夏休みや冬休みを家庭や地域で有意義に過ごしてもらうために、市立学校では生活のきまりや家庭での過ごし方、相談窓口等について周知している。

さらに、家庭学習の習慣化を図るため、児童・生徒への指導や家庭への啓発を進める目的で、リーフレット「家庭学習の充実に向けて」を配布している。

⑦ キャリア教育推進事業

キャリア教育とは、児童・生徒に望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育をいう。

近年、キャリア教育の重要性は高まってきており、小平市においてもキャリア教育の推進を図るための施策を行っている。

〔具体的な取組内容〕

- 市内の各中学校の 2 年生が職場体験活動を実施する。
- 職場体験活動の実施に向けて実践的な資質や能力を養うために活用できる内容のワークシート（こだいら職場体験わくわくワークシート）を作成し、生徒に配布する。
- 職場体験活動の受入れを円滑に進めるため、市内の事業所・団体等の協力・連携を図ることを目的として、「小平市中生職場体験推進連絡会議（平成 18 年 7 月設置）」を年 2 回実施する。

※ 令和 2 年度から 4 年度までは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、職場体験を中止していた。令和 6 年度は、3 日間以上実施予定。

3 特別支援教育

(1) 基本的な考え方

小平市では令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画」を策定し、乳幼児期から学校卒業後までを見通した特別支援教育を推進している。

計画の基本理念「すべての子どもたちが生き生きと育つ小平へ」の実現を目指して、特別な支援を必要とする子どもたちへの取組を一体化させ、「ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備」、「関係機関の連携によるネットワークの構築」、「理解・啓発、相談体制の充実」の3つの基本的指針に沿って、地域で育み、支える関係づくり、一人ひとりの特性に応じたつながりのある指導・支援、豊かな学びを実現する環境整備を行い、ライフステージに応じた多様で一貫した支援を推進する。

① 「通常の学級における支援」の原則

発達障がい等の児童・生徒が指導と支援を受ける場合は、原則として通常の学級とする。

② 特別支援教室における指導の実施

発達障がい等の児童・生徒に対する指導と支援の一層の充実を図るため、全ての小学校及び中学校において特別支援教室の教員による巡回指導を行う。

③ 特別支援学級（知的障がい、自閉症・情緒障がい）における指導の実施

知的障がいや自閉症等の児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導と支援の一層の充実を図るため、特別支援学級を設置する。

④ 就学説明会の実施及び特別支援学級や特別支援教室への就学・転学・入級・入室

就学説明会を実施する。小平市立学校の特別支援学級や特別支援教室への就学・転学・入級・入室については、就学支援委員会の審議・判断及び保護者、本人の意向に基づき、教育委員会が決定する。

⑤ 特別支援学校のセンター的機能の活用

コーディネーター等による小・中学校の校内委員会や具体的な支援方法に関する助言・指導を要請する。

⑥ 副籍制度による交流及び理解教育の推進

特別支援学校の児童・生徒が居住地の学校に副次的に籍を置き、交流及び共同学習を推進する。

⑦ 体制整備・学校支援

巡回相談の実施、学習補助員の配置、スクールカウンセラーの派遣、特別支援教育推進委員会の設置、ボランティアとの連携を行う。

⑧ 保護者、地域への情報提供及び参加

特別支援教育に関する理解推進に向け、教育委員会及び学校は、さまざまな機会や方法を活用して情報提供を行う。また、ボランティアの養成講座の開催案内等を行う。

(2) 研修

特別支援教育にかかる教員研修を、各学校において年1回以上実施している。教育委員会は、新任の特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーター、通級指導学級担任や若手教員等への研修を充実させる。講師は研究者・専門家等とし、内容は、基礎的事項、法・制度、各機関の役割、事例検討、児童・生徒への指導方法等を含むものとする。

また、学習補助員を対象とした研修を実施し、一人ひとりのニーズに応じた支援の方法等について理解を深め、資質・能力の向上を図る。

（３）巡回相談

発達障がい等の児童・生徒の支援に向けた指導・助言を行うため、市立小・中学校に相談員が巡回し、児童・生徒の観察、コーディネーターや教員への助言、校内委員会への参加、学校生活支援シート・個別指導計画作成の補助、関係機関との連携支援等を行う。

（４）小平市特別支援教育推進委員会の設置

特別支援教育の推進について協議するため、公募市民、学校関係者、学識経験者、医療関係者等により構成される小平市特別支援教育推進委員会を設置している。

（５）推進組織

特別支援教育を円滑に推進するためには、校内における対応が第一であることから、校内体制をさらに充実させる。また、各校において児童・生徒の支援を充実させるため、校内委員会等を充実させる。

① 校内体制

学校管理職、コーディネーター及び校内委員会が、保護者や担任の疑問・悩みに対して機能的に対応していることを定期的に確認する。

② ブロック内の学校への支援

特別支援教室の拠点校や通級制の特別支援学級設置校は、ブロック内の特別支援教室巡回校、通級制の特別支援学級非設置校に対して、計画的・継続的な支援を行う。

③ 保護者の参画

保護者や市民の一層の理解推進に向け、特別支援教育に関して積極的に情報提供を行う。

④ 関係機関との連携

関係機関や関係課による連絡会や実務的な会議を行う。

（６）理解・啓発活動

特別支援教育に関する保護者や周囲の理解を促進するため、市民等に対する理解・啓発活動を充実させる。

① デリバリーこだいら

小平市の出前講座「デリバリーこだいら」に登録し、一般市民や団体からの要請に応じて説明会を行う。

② 保護者と学校、関係機関との情報連携

特別支援教育に関する基本的な考え方や保護者・地域向け講座の機会の提供、リーフレットの作成・配布、支援に必要な情報提供など、特別支援教育に関わる情報の連携を行う。

（７）教育のための援助（就学奨励）

特別支援学級等に在籍する児童・生徒や通級学級に通級する児童・生徒の保護者に対し、小平市特別支援学級等就学奨励費支給事業実施要綱に基づき、就学奨励費を支給している。

① 援助対象

小平市に在住する特別支援学校を除く公立小・中学校に在籍の児童・生徒（外国籍含む。）の保護者で次に該当する者

○特別支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者

○通級指導学級に通級する児童・生徒の保護者

② 援助費目

- 学用品費 ○通学用品費 ○新入学学用品費 ○校外活動費
 ○修学旅行費 ○体育実技用具費 ○学校給食費 ○交流学习交通費
 ○オンライン学習通信費 ○通学費 ○職場実習交通費 ○宿泊学習費

(8) 特別支援学級の設置（固定制・通級制・特別支援教室）

① 特別支援学級等設置校

（令和6年5月1日現在）

種別	設置校	教諭	児童・生徒数	対象児童・生徒
知的障がい学級 (固定学級)	小平第一小(若竹学級)	4人	19人	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である児童・生徒。自閉傾向の重複障がいの児童・生徒も通学している。
	小平第二小(若草学級)	6人	34人	
	小平第四小(ならのみ学級)	4人	21人	
	小平第五小(さくら学級)	5人	28人	
	小平第九小(ポプラ学級)	5人	25人	
	小平第十二小(けやき学級)	5人	27人	
	小平第一中(I組)	6人	25人	
	小平第二中(G組)	4人	22人	
	小平第三中(8組)	4人	20人	
	小平第五中(8組)	6人	26人	
	花小金井南中(7組)	4人	17人	
自閉症・情緒障がい学級 (固定学級)	小平第四小(こげら学級)	3人	12人	知的障がいがなく、自閉症等又は情緒障がいの診断があり、合理的配慮などの支援があっても、日常的に通常の学級への適応が困難で、通常の学級における教育課程に基づいた各教科等の学習が可能である児童。
難聴・言語障がい学級 (通級指導学級)	小平第二小(きこえ)	2人	8人	聞こえ方に障がいがあり、言葉の獲得が困難な児童・生徒。 話し方に障がいがあり、聞き手にその内容が理解しにくく人間関係に支障をきたすことがある児童。
	小平第二小(ことば)	5人	72人	
特別支援教室	小平第六小(拠点校)	8人	31人	通常の学級での学習におおむね参加できるが、自閉症、情緒障がい(選択性かん黙等)、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等により一部特別な指導を必要とする児童・生徒。
	小平第十二小		21人	
	小平第十三小		25人	
	上宿小		19人	
	小平第七小(拠点校)	6人	19人	
	小平第五小		33人	
	小平第十一小		16人	
	小平第十四小(拠点校)	7人	18人	
	小平第二小		33人	
	花小金井小		22人	
	学園東小		17人	
	小平第十五小(拠点校)	7人	21人	
	小平第一小		20人	
	小平第四小		15人	
	小平第十小		34人	
	鈴木小(拠点校)	9人	20人	
	小平第三小		32人	
	小平第八小		23人	
	小平第九小		26人	
	小平第四中(拠点校)	6人	22人	
	小平第一中		15人	
	小平第二中		21人	
	小平第五中		19人	
	上水中(拠点校)	5人	9人	
	小平第三中		22人	
	小平第六中		12人	
	花小金井南中		11人	

- 固定学級: 児童・生徒がその学級に籍を置き、毎日通う学級。
- 通級指導学級: 小・中学校の通常の学級に籍を置く児童・生徒が、決められた曜日・時間に該当校に通い、特別な指導を受ける。
- 特別支援教室: 小・中学校の通常の学級に籍を置く児童が、決められた曜日・時間に、在籍校に設置された他の教室において、拠点校から巡回に来た教員に特別な指導を受ける。

② 小学校・知的障がい学級の現況

小平市立小学校 19 校のうち、現在 6 校に知的障がい特別支援学級（固定学級）が設置されている。近年、小平市では知的障がい学級在籍児童が増加しており、平成 15 年度には小平第十二小学校に「けやき学級」を、平成 16 年度には小平第九小学校に「ポプラ学級」、平成 22 年度には小平第四小学校に「ならのみ学級」を開設した。

障がいの状況には個人差があり、自立活動が主な課題となる児童から、入門期のことばや数の学習、さらに進んだ教科学習に取り組む児童とさまざまである。そこで、各学級とも、個別指導計画に基づいた指導や、それぞれの児童の実態やニーズに応じた指導を工夫している。

少人数のグループ学習や、教材・教具の工夫等を通じて、児童一人ひとりに、楽しく学習し、力を付けていけるように指導を進めている。生活科や総合的な学習の時間では、自然や社会とのかわりについて関心を深めるとともに、日常生活の基本的な生活習慣を身に付けられる内容も含まれている。

また、自立活動の領域では、楽しく運動や練習をして、心身の発達を促すとともに、障がいの状態を改善できるような学習内容も設定されている。

さらに、宿泊学習や他校の特別支援学級との合同行事等において、友達との楽しい経験や学習を通じて、自立心を養うことや、さまざまなことに挑戦する意欲が醸成されるよう計画し、通常の学級との交流を通して、理解推進や豊かな人間性を求め、交流教育を進めている。

③ 中学校・知的障がい学級の現況

小平市立中学校 8 校のうち、現在 5 校に知的障がい特別支援学級（固定学級）が設置されている。中学校も小学校と同様に在籍生徒数が増加しており、平成 20 年度に小平第三中学校に「8 組」、平成 21 年度に小平第五中学校に「8 組」、平成 23 年度に花小金井南中学校に「7 組」を開設した。

中学校の知的障がい固定学級では、①基本的な生活習慣を確立する、②自分で考え、正しく行動する力を養う、③社会生活に必要なとされる態度、知識、技能を身に付け、明るい生活が営める能力を養うことを目標としている。

また、一人ひとりの障がいの状態や特性に基づいた個別指導計画に従い指導を進めている。国語、数学などの教科においては習熟度別の学習も取り入れ、効果を上げている。通常の学級や地域との交流も積極的に進めている。さらに、中学校卒業後の進路を見据え、自らの進路を考え、適切な進路選択をする力を養うための指導にも力を入れている。

④ 小学校・自閉症・情緒障がい学級の現況

小平市立小学校 19 校のうち、現在 1 校に自閉症・情緒障がい特別支援学級（固定学級）が設置されている。市民の教育的ニーズ等を踏まえ令和 6 年度に小平第四小学校に「こげら学級」を開設した。

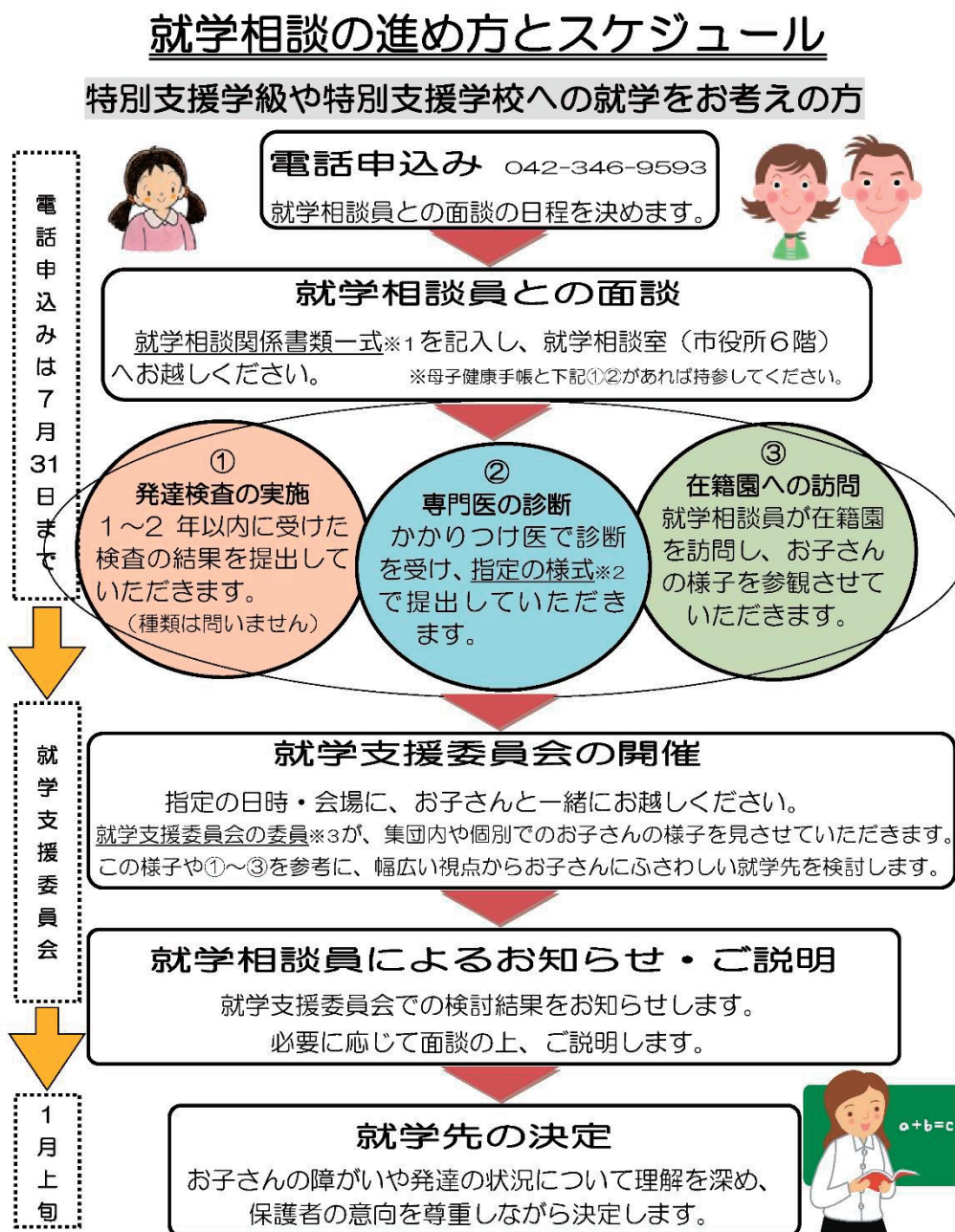
小学校の自閉症・情緒障がい固定学級では、発達障がいなどの特性により、通常の学級で活動することが難しい児童を対象としている。児童はその学級に在籍し、毎日通い、学習を行う。小集団（1 学級 8 人以内）で特性に応じた支援により、通常の学級と同じ内容の学習や、集団適応及び心身の調和的な発達の基盤を培う「自立活動」を行う。また、一人ひとりの児童の状況に応じて、通常の学級の児童との交流、共同学習を行う。

⑤ 小学校の通級指導学級（難聴・言語障がい）及び小・中学校の特別支援教室

通級指導学級は、現在、小学校 1 校に設置されており、特別支援教室は小・中学校全校に設置している。「きこえ」と「ことば」の通級指導学級による指導は、聞こえ方・話し方に障がいがある児童や心身の障がいの程度が比較的軽度な児童に対し、在籍校における学習や生活を進める上での困難や不十分さを軽減するために、障がいの状態に応じて行う。特別支援教室では、一定の時間について巡回指導を受けることにより、児童・生徒が、それぞれの力を在籍する学級で発揮できるように指導することが目標である。在籍校及び保護者との連携を図りながら、指導・支援している。

(9) 就学相談、転学・入級・入室相談

① 就学相談の進め方



※1、※2…小平市ホームページ「特別な支援を必要とするお子さんの就学相談」からダウンロード可能

（※1＝就学相談票、面接票3枚、面接補助票 ※2＝医師診察記録）

※3 市就学支援委員会の委員…専門医、学識経験者（特別支援教育、児童心理）、臨床心理士、小平市立小・中学校長、通常の学級・特別支援学級担任、福祉関係職員、就学相談員ほか

② 転学・入級・入室相談

児童・生徒の就学後においても障がいの状態の変化に応じた転学相談、入級・入室相談を受け付けている。通常の学級から固定制の特別支援学級への転学や通級指導学級（難聴・言語障がい）及び特別支援教室への入級・入室の相談に応じている。

4 教育相談等

(1) 教育相談室

小平市教育相談室では、市内在住の幼児・児童・生徒の心や発達、学習、性格や生活上で気になることなどの相談に、公認心理師等を相談員として配置し、電話又は面接により応じている。

相談件数

	面接相談			電話相談		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
性格行動上の問題	185	193	182	174	182	157
知能学業上の問題	67	96	77	195	506	625
精神身体的な問題	42	42	31	46	33	22
進路・適性上の問題	5	8	6	16	28	35
その他	61	48	43	247	303	365
計	360	387	339	678	1,052	1,204

*性格行動上の問題：不登校、集団不適応、おちつきがない等

*知能学業上の問題：学業・成績不振、学習意欲が乏しい等

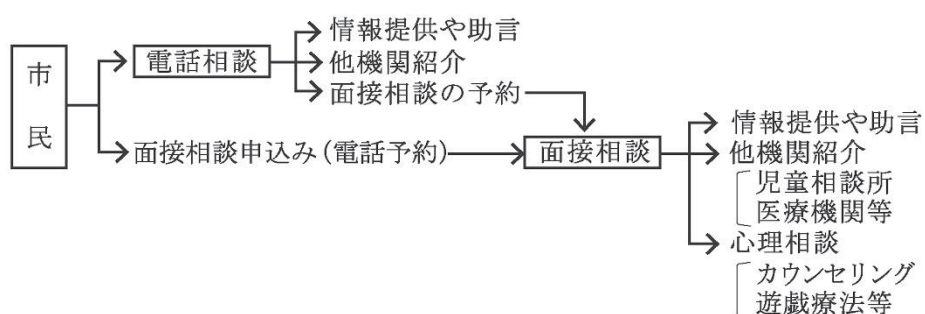
*精神身体的な問題：発達の遅れ、神経性習癖等

*その他：発達検査、生活上の諸問題等

年代別相談件数

	幼 児	小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他	合 計
令和3年度	41	618	207	18	154	1,038
令和4年度	44	1,055	215	14	111	1,439
令和5年度	14	1,035	175	16	303	1,543

教育相談の流れ（進め方）



(2) スクールカウンセラーの配置

都から専門的な知識を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして市立小・中学校に配置し、児童・生徒のいじめ不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図る。

(3) 教育支援室「あゆみ教室」

心理的な要因等により、不登校の状態又はその傾向にある市立小・中学校の児童・生徒に対して適切な指導・支援を行うことにより、学校復帰や社会的自立に向けて支援することを目的として、教育支援室「あゆみ教室」を開設している。令和5年度は82人が通室した。

① 内容

あゆみ教室の指導員及び講師が、常時、学習や生活を共にし、一人ひとりの児童・生徒に合わせ学習の指導または補助のほか、スポーツやゲーム、行事などを通して社会性や自立心が養われるよう支援している。また、相談員が児童・生徒や保護者の相談に応じたり、カウンセリングを行っている。

② 運営方針

通室児童・生徒の状況に応じて、以下を提供する。

- | | | |
|-----------|--------|--------|
| ○学校復帰への支援 | ○心の居場所 | ○情緒の安定 |
| ○学力補充 | ○交流 | ○体験 |

(4) スクールソーシャルワーカーの配置

さまざまな児童・生徒が抱えている課題や、結果として起きている問題行動等は、児童・生徒の心理面における葛藤に焦点を当てているだけでは解決できないケースも見られる。現実には、家庭や地域社会といった児童・生徒を取り巻くさまざまな環境の中で課題を解決しなければならないことも起きており、児童・生徒の教育的ニーズが阻害されている環境を改善することで、一人ひとりのニーズに応じていく必要がある。スクールソーシャルワーカーは当事者に直接かかわるだけではなく、人と人あるいは人とシステムの間にとって、調整や仲介、連携といった機能を担っていくものである。

令和6年度もスクールソーシャルワーカーを中学校全校に年間100日ずつ配置し、課題の解決につなげていく。

(5) 日本語指導講師派遣

日本語の使用に著しい困難を有する帰国及び外国籍の児童・生徒に対して、在籍校に日本語指導講師を派遣し、学校において日常生活や学習活動を営むうえで、最小限必要とされる初期の日本語指導を行っている。令和5年度は、40人に派遣した。

(6) 校内別室指導支援員の配置

中学校に在籍する不登校及び不登校傾向の生徒に対し、教室以外の居場所において、一人ひとりの状況に応じた支援を行うための支援員を配置する。令和5年度は、花小金井南中学校に配置し、令和6年度は小平第四中学校、上水中学校に配置した。

(7) チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）「上水さくら学級」の開設

中学校に在籍する不登校及び不登校傾向の生徒に対し、正規の教員が担任となり、ゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行う。令和6年度から上水中学校に開設した。

(8) 不登校対応巡回教員の配置

地区内の学校を広くカバーし、全中学校の不登校対応力を向上するために配置した。令和6年度は小平第四中学校を拠点校に小平第一中学校、小平第三中学校、小平第五中学校、小平第六中学校を巡回している。

(9) バーチャル・ラーニング・プラットフォームの実施

仮想空間を利用した居場所や学びの場「バーチャルスペースこだいら」を開設している。令和6年度は平日の月曜、火曜の午後2時間で実施している。

5 学事

(1) 児童・生徒数、学級数、教員数

児童・生徒数、学級数一覧表

(令和6年5月1日現在)

学年 学校	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		合 計			
	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	特	学級	特
一 小	70	2	76	3	94	3	74	3	83	3	86	3	483	19	17	3
二 小	95	3	92	3	84	3	84	3	84	3	92	3	531	34	18	5(5)
三 小	121	4	102	3	118	4	110	4	131	4	126	4	708		23	
四 小	49	2	62	2	52	2	74	3	49	2	67	2	353	33	13	5
五 小	111	4	118	4	133	4	112	4	131	4	123	4	728	28	24	4
六 小	74	3	82	3	70	3	115	4	79	3	89	3	509		19	
七 小	102	3	113	4	114	4	111	4	104	3	96	3	640		21	
八 小	114	4	152	5	120	4	114	4	101	3	112	3	713		23	
九 小	61	2	70	2	71	3	69	2	68	2	77	2	416	25	13	4
十 小	105	3	112	4	114	4	118	4	119	4	124	4	692		23	
十一 小	108	4	130	4	110	4	124	4	116	4	93	3	681		23	
十二 小	75	3	105	3	91	3	120	4	122	4	93	3	606	27	20	4
十三 小	56	2	70	2	62	2	54	2	71	3	75	2	388		13	
十四 小	61	2	63	2	65	2	59	2	64	2	54	2	366		12	
十五 小	82	3	78	3	89	3	82	3	103	3	74	2	508		17	
花小金井小	118	4	117	4	129	4	115	4	98	3	126	4	703		23	
鈴木小	76	3	51	2	55	2	43	2	53	2	50	2	328		13	
学園東小	47	2	55	2	65	2	80	3	60	2	63	2	370		13	
上宿小	54	2	44	2	55	2	59	2	51	2	61	2	324		12	
計	1,579	55	1,692	57	1,691	58	1,717	61	1,687	56	1,681	53	10,047	166	340	25(5)
合計												10,213		365(5)		

学年 学校	1 年		2 年		3 年		合 計			
	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	特	学級	特
一 中	153	5	159	4	156	4	468	25	13	4
二 中	191	6	162	5	173	5	526	22	16	3
三 中	213	7	237	6	186	5	636	20	18	3
四 中	194	6	178	5	208	6	580		17	
五 中	219	7	195	5	181	5	595	26	17	4
六 中	209	6	204	6	222	6	635		18	
上 水 中	102	4	101	4	104	4	307		12	
花小金井南中	169	5	189	5	186	5	544	17	15	3
計	1,450	46	1,425	40	1,416	40	4,291	110	126	17
合計							4,401		143	

※児童・生徒数の「特」は特別支援学級で外数。

※学級数の「特」は特別支援学級で外数。また、() 内は通級の特別支援学級数で外数。

※小学校第1～第5学年及び中学校第1学年は学級の児童・生徒数の上限を35人として学級を編制。

児童・生徒数、学級数、教員数の推移

(各年度5月1日現在)

	小 学 校			中 学 校		
	児童	学級	教員	生徒	学級	教員
令和4年度	10,068 (156)	327 (23)	533	4,166 (83)	121 (13)	243
令和5年度	10,201 (159)	336 (22)	552	4,222 (102)	122 (15)	255
令和6年度	10,047 (166)	340 (25)	555	4,291 (110)	126 (17)	261

※() は外数で特別支援学級の児童・生徒数及び学級数。

学級数には通級学級を含まない。

(2) 就学、転学、通学区域

小平市では、家庭・学校・地域社会が一体となって子どもたちを育てることが大切であると考え、住所により、就学する小・中学校を指定している。

① 通学区域

市立小・中学校の通学区域は、「小平市立学校通学区域に関する規則」により下表のとおり定めている。

小学校通学区域

学校名	通学区域
小平第一小学校	小川町1丁目の一部(十三小通り及び五中通り以東)、たかの台、上水新町2丁目の一部(3～28番)、同3丁目、津田町1丁目の一部(1～19番)
小平第二小学校	学園東町3丁目、学園東町の一部(あかしあ通り以東)、仲町の一部(あかしあ通り以東)、天神町1丁目の一部(三中北通り以北)、同4丁目の一部(三中北通り以北)
小平第三小学校	上水南町2丁目の一部(2～30番)、同3丁目、同4丁目、喜平町1丁目、同2丁目、回田町の一部(回田本通り以南)、御幸町の一部(131番地、回田本通り以北及び小金井カントリークラブを除く。)
小平第四小学校	学園西町1丁目、同2丁目の一部(学園中央通り以南)、津田町1丁目的一部分(20～24番)、同2丁目的一部分(1番、21番16号、21番17号、25～30番)、同3丁目的一部分(1～21、40番)、上水本町1丁目的一部分(五日市街道以北)、同2丁目
小平第五小学校	花小金井1丁目的一部分(32番1～6号、33～50番を除く。)、同6丁目、同7丁目、鈴木町2丁目的一部分(三中通り以北で176番地の4を除く。)、花小金井南町1丁目的一部分(21～28番)、同2丁目的一部分(19～21番)
小平第六小学校	小川西町3丁目的一部分(富士見通り以東)、同4丁目、小川東町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目
小平第七小学校	美園町1丁目、同2丁目、同3丁目、花小金井8丁目的一部分(2～10番)、大沼町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目的一部分(19番を除く。)、同6丁目、同7丁目、天神町2丁目、同3丁目
小平第八小学校	鈴木町1丁目的一部分(鈴木街道以北及び450～514番地を除く。)、鈴木町2丁目的一部分(三中通り以南及び176番地の4)、花小金井南町1丁目的一部分(1～20番で3番11号及び16号を除く。)、回田町的一部分(326、327番地、331番地の4、394～401番地)、御幸町的一部分(131番地、回田本通り以北及び小金井カントリークラブ)
小平第九小学校	鈴木町1丁目的一部分(鈴木街道以北)、天神町1丁目的一部分(三中北通り以南)、同4丁目的一部分(三中北通り以南)、喜平町3丁目的一部分(1、2番)
小平第十小学校	上水本町1丁目的一部分(五日市街道以南)、同3丁目、同4丁目、同5丁目、同6丁目、上水南町1丁目、同2丁目的一部分(1番)
小平第十一小学校	花小金井2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、同8丁目的一部分(2～10番を除く。)、大沼町5丁目的一部分(19番)
小平第十二小学校	小川町1丁目的一部分(立川街道及び青梅街道以南で五中通り以西)、上水新町1丁目、同2丁目的一部分(1、2番)
小平第十三小学校	栄町2丁目、同3丁目、小川西町1丁目、同2丁目、同3丁目的一部分(富士見通り以西)、同5丁目
小平第十四小学校	仲町的一部分(青梅街道以北かつあかしあ通り以西の区域及び青梅街道以南かつ一中通り以西の区域)、小川東町、小川町2丁目的一部分(西武多摩湖線以東)
小平第十五小学校	学園西町2丁目的一部分(学園中央通り以北)、同3丁目、津田町2丁目的一部分(2～20番、21番1号～21番15号、22～24番)、同3丁目的一部分(24～39番)、小川町2丁目的一部分(西武多摩湖線以西)
花小金井小学校	花小金井1丁目的一部分(32番1～6号、33～50番)、花小金井南町1丁目的一部分(3番11号及び16号)、花小金井南町2丁目的一部分(1～18番)、同3丁目
鈴木小学校	鈴木町1丁目的一部分(450～514番地)、回田町的一部分(回田本通り以北で326、327番地、331番地の4、394～401番地を除く。)、喜平町3丁目的一部分(3番)
学園東小学校	学園東町1丁目、同2丁目、学園東町的一部分(あかしあ通り以西)、仲町的一部分(青梅街道以南であかしあ通り以西かつ一中通り以東の区域)
上宿小学校	中島町、小川町1丁目的一部分(立川街道及び青梅街道以北で十三小通り以西)、栄町1丁目

中学校通学区域

学校名	通学区域
小平第一中学校	学園東町1丁目、同2丁目、同3丁目、学園東町、仲町、小川東町、小川町2丁目の一部(西武多摩湖線以東)
小平第二中学校	小川西町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、小川東町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、小川町2丁目の一部(西武多摩湖線以西)、栄町2丁目、同3丁目
小平第三中学校	花小金井6丁目の一部(1～12、44～53番)、同7丁目、回田町、鈴木町1丁目、同2丁目の一部(市道第D-195号線以西かつ鈴木街道以北の区域)、天神町1丁目、同4丁目
小平第四中学校	上水本町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、同6丁目、学園西町1丁目、同2丁目、同3丁目、津田町1丁目の一部(20～24番)、同2丁目、同3丁目
小平第五中学校	中島町、小川町1丁目、上水新町1丁目、同2丁目、同3丁目、たかの台、津田町1丁目の一部(1～19番)、栄町1丁目
小平第六中学校	花小金井2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、同8丁目、大沼町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、同6丁目、同7丁目、天神町2丁目、同3丁目、美園町1丁目、同2丁目、同3丁目
上水中学校	上水南町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、喜平町1丁目、同2丁目、同3丁目
花小金井南中学校	花小金井1丁目、同6丁目の一部(13～43番)、花小金井南町1丁目、同2丁目、同3丁目、御幸町、鈴木町2丁目の一部(鈴木街道以南並びに鈴木街道以北のうち市道第D-195号線以東)

② 指定学校の変更、区域外就学の承諾

個々の児童・生徒の事情に配慮し、一定の事由を満たしている場合は、指定学校の変更（市内）及び区域外就学（市外）を認めている。

（３）教育のための援助（就学援助）

経済的理由によって、児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難と認められる保護者に対し、学校教育に必要な経費を援助する。

① 就学援助

経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して学用品費等の援助をすることにより、義務教育の円滑な遂行を図るため、小平市就学援助費事務処理要綱に基づき、就学援助費を支給している。

ア 援助対象

小平市に在住し、国立、都立または市立の小・中学校に在学する児童・生徒（外国籍含む。）の保護者で次に該当する者

- 要保護者（生活保護法第6条第2項）
- 準要保護者（要保護者に準ずる程度に困窮している者）
 - ・前々年及び前年における世帯の所得が基準額以下の者等

イ 援助費目

- 学用品費 ○通学用品費 ○新入学学用品費 ○校外活動費
- 修学旅行費 ○体育実技用具費 ○卒業記念アルバム・文集代 ○学校給食費
- 医療費 ○通学費 ○オンライン学習通信費

② 育英資金

小平市に在住し、公立中学校に在学する生徒で、経済的理由により進学困難な者の保護者に対して、学資の補助として補助金（小平市育英資金）を給付する。

(4) 学校予算

学校において必要な物品の購入等については、教育委員会事務局の予算の一部の執行を学校長に委任（令達）し、学校で購入等の事務を行っている。

委任事項（「小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程」より抜粋）

- (1) 1 件の予定価格が 50 万円未満の物品の修繕の請負契約
- (2) 1 件の予定価格が 50 万円未満の図書の購入契約
- (3) 1 件の予定価格が 50 万円未満の印刷製本の契約
- (4) 1 件の予定価格が 10 万円未満の教具及び教材の購入契約
- (5) 1 件の予定価格が 10 万円未満の物品の購入契約で、次に掲げるもの以外のもの
ア 机、いすの類
イ ロッカー、書庫、本棚、本箱、保管庫、ファイリングキャビネット、シューズボックスの類
ウ 調理器、暖冷房用器具、湯沸かし器の類
- (6) 1 件の予定価格が 10 万円未満の役務の提供を受ける契約。ただし、クリーニングの契約にあつては、1 件の予定価格が 50 万円未満とする。
- (7) 資金の前渡を受けて行う契約
- (8) 非常災害又はこれに準ずる緊急事態の発生に際し、人命及び財産の保護のために必要な物品の購入、工事の請負及び運送の契約で、1 件の予定価格が 50 万円未満のもの
- (9) 小平市立学校交際費支出基準（平成 29 年 8 月 30 日制定）に規定する交際費に係る契約
- (10) 新聞の購入及び追録加除の契約

学校令達予算状況（令和 6 年度）

（単位：千円）

	小学校	中学校	計
予算額	153,096	90,934	244,028

6 学校保健

児童・生徒の健康の保持増進は、学校教育の基盤としてはもとより、生涯の健康管理にとっても、重要な役割を担っています。自らの健康を守り、増進できる児童・生徒の育成をめざしながら、定期健康診断をはじめ各種検診を実施しています。

(1) 主な検診

名称	対象	実施時期	内容
定期健康診断	全児童・生徒	4月～6月	内科・眼科・耳鼻科・歯科の健康診断を行う。
心臓病検診	小学1年生・中学1年生 及び経過観察者	4月～6月	心電図検査及び心音図検査を実施し、所見のあったものには、さらに負荷心電図及び専門医の指導を行う。
尿検査	全児童・生徒	4月～6月	糖・蛋白・潜血反応を検査し、有所見者に対し腎臓病検診あるいは糖尿病検診を実施し、専門医の指導を行う。
結核検診	全児童・生徒	4月～6月	問診票及び学校医の診察等で要精密検査と判断した場合にレントゲン撮影等の精密検査を行う。
せき柱側わん検診	小学5年生・中学2年生 及び内科検診で対象とした児童・生徒	11月～1月	モアレ撮影検査を行い、有所見者に対してはX線検査を行う。
生活習慣病予防健診	小学1年・4年生・中学2年生のうち肥満度30%以上の者で希望者	8月	血糖値・総コレステロール等の検査結果及び食事調査を踏まえて、医事指導・栄養指導を行う。

(2) 学校環境衛生検査

小・中学校環境衛生検査として、飲料水検査、プール検査、照度検査、給食室検査、空気検査を実施している。

(3) 災害共済給付

① 目的

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入し、学校安全の普及と充実を図るとともに、学校管理下における児童・生徒の負傷、疾病、障がい及び死亡に対する治療費や見舞金の給付を行っている。

② 掛金

児童・生徒の一人あたり 935 円（全額市負担）

③ 給付金

種類	内容
医療費の支給	総医療費 5,000 円以上の場合、その 4 割が支給される。
障害見舞金の支給	等級により認定された場合、第1級 4,000 万円から第14級 88 万円が支給される。
死亡見舞金の支給	3,000 万円が支給される。

*ただし、障害見舞金及び死亡見舞金ともに、通学中の災害の場合等は、支給額が異なる。

7 学校給食

学校給食は、衛生的で栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、児童・生徒の健康の保持・増進や体格・体力の向上を図るとともに、給食時の実践活動とおして、児童・生徒が食生活に対する正しい理解と判断力を身に付け、豊かな人間関係を育むことをねらいとして実施している。

(1) 学校給食実施状況

(令和6年5月1日現在)

	区分		学校数	1回あたり 給 食 数 (児童・生徒数)	給食従業員数			年間給食 実施予定回数
					栄養士	調理員	その他の 職員	
小学校	単 独 調 理 方 式	市 直 営	5 校	10,855 食 (10,213)	20 人	27 人 4 人※1	経理事務 12 人※1	191 回
		民 間 委 託	14 校			民間委託		
中学校	共同 調理場 方式		8 校	4,758 食 (4,401)	3 人 2 人※2	民間委託		190 回 (最高回数)

※1 会計年度任用職員（アシスタント職）

※2 会計年度任用職員（専門職）

(2) 給食費

① 保護者の負担

学校給食法では、人件費、施設及び設備に要する経費は設置者である小平市が負担し、その他を保護者が負担することになっているが、小平市では、食材料費のみを学校給食費として保護者が負担している。ただし、令和6年度は食材料費についても小平市が負担する。

② 給食費の額の決定

給食費は保護者が負担する私費であるため、小平市公立小学校給食研究会や小平市立学校給食共同調理場運営委員会が検討し、保護者の意見の聴取及び教育委員会との協議を踏まえ、校長会の議決を経て決定する。

食材料費の高騰により、令和6年度に給食費を改定した。

③ 給食費

小学校：給食費年額÷実施月数＝給食費月額（単価は参考数字：給食費年額÷給食回数）

中学校：一食単価方式のため、給食費月額は学校・学年によって異なる。

給食費の推移

(単位：円)

	小学校低学年		小学校中学年		小学校高学年		中学校	
	月額	単価	月額	単価	月額	単価	月額	単価
平成10年度	3,600	216	3,800	228	4,000	240	—	265
平成11～14年度	3,600	216	3,800	228	4,000	240	—	275
平成15～16年度	3,680	216	3,880	228	4,080	240	—	270
平成17～20年度	3,920	226	4,130	238	4,340	250	—	280
平成21年度	3,920	227	4,130	239	4,340	251	—	280
平成22～25年度	3,920	226	4,130	238	4,340	250	—	280
平成26年度～令和5年度	4,100	236	4,340	250	4,600	265	—	300
令和6年度	4,900	282	5,180	298	5,490	316	—	358

※ただし、令和6年度は学校給食費無償化により、保護者負担はない。

④ 給食費収入状況と未納者対応

令和5年度の給食費の収入率は、小学校99.9%、中学校99.9%である。
給食費の未納者へは、小・中学校より納入の働きかけを行っている。

(3) 食事の内容

学校給食は、家庭の食生活を考慮し、一日の栄養必要量のうち学校給食で摂る栄養量を定めて実施している。

① 献立作成に対する基本的な考え方

- ・食育推進のため、給食が「生きた教材」となるような献立を作成する。
- ・献立を作成するにあたっては、安全な食品を使用し、衛生管理を考慮する。

② 献立作成の内容

- ・学校給食摂取基準、標準食品構成は文部科学省が示す基準を参考にし、小平市の実状に合わせて一部修正した標準を用いる。
- ・米飯を中心とした献立構成とし、米飯給食は週3回以上実施する。
- ・調理済み食品は使用せず、できる限り手づくりにする。
- ・だしやスープは、昆布や削り節、鶏骨・豚骨等の天然の食材からとる。
- ・小平産農産物や季節の食材を積極的に取り入れる。
- ・食育の観点から日本の伝統的な行事食・郷土料理や外国料理も提供する。
- ・バイキング給食、リザーブ給食、リクエスト給食等の多様な献立内容を工夫する。

(4) 給食物資の購入

小学校では、肉、豆腐、野菜等の生鮮食品は、各校が契約した登録業者の中からさらに選定し、乾物、魚類、調味料等については献立研究部の担当者（栄養士）が見積り合わせにより、納入する業者を決定している。

また、中学校では、月に1回、登録業者の入札により決定しており、特に、生鮮食料品については、見本の提出を求め、品質を確認したうえで購入している。

なお、食育の観点などから地場産農産物の積極的な利用に努めており、J A東京むさし小平支店の協力のもと、産業振興課・生産者などの関係者と学校栄養士との意見交換会を実施している。小学校では、平成21年度から地場産農産物利用促進のための補助事業を実施し、地場産農産物の利用促進を図っている。

地場産農産物の利用状況（全農産物の購入額に対する割合）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	31.4%	30.1%	33.0%	34.6%	32.3%
中学校	31.7%	32.8%	6.2%	10.1%	21.0%

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休業のため、令和元年度は令和2年3月、令和2年度は4月、5月を除く実績値

※令和3年度、4年度は中学校で、市外調理委託事業者による弁当給食を提供した事により、利用率が低下した。

(5) 給食指導

学校の教育活動全体を通して食育を推進することで、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたり心身ともに健全で豊かな生活を送れるよう指導している。

① 食育の目標

「小平市立小・中学校食育推進指針」に基づいて、推進している。

- ・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
- ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。

- ・正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。
- ・食物を大切に、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心を育む。
- ・食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。
- ・小平市内の各地域の特色ある産物や食文化、食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

② 指導内容

食育についての指導は、各学校の食育リーダーを中心として「食に関する指導の全体計画」に従い、家庭や地域と連携しながら、給食時間はもとより、関係する各教科等の時間に取り入れ推進している。

(6) 食物アレルギー対応

平成 24 年 12 月に都内の公立小学校で食物アレルギーによる児童死亡事故が発生して以降、学校における食物アレルギーへの適切な対応が求められていることから、平成 26 年 3 月に「小平市立小・中学校における食物アレルギー対応方針」を作成し、この方針に基づき、食物アレルギー対応を行っている。

① 基本的な考え方

ア 安全が最優先であること

学校生活における対応で最優先すべきは安全性の確保であり、実情に合わない無理な対応は避ける。

イ こどもにとって望ましいものであること

対象児童・生徒が他の児童・生徒と同様に充実した学校生活を送れるよう、あらゆる場面で最大限の配慮を行う。

ウ 保護者との信頼関係を構築すること

保護者から必要な協力が得られるよう教育委員会と学校がそれぞれの役割を果たさなければならない。

② 学校給食での対応

学校給食の目的や特性と、食物アレルギー事故防止の観点から、小学校、中学校それぞれに、全校統一の提供基準を明確にし、対応する。

ア 小学校給食における対応

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(文部科学省監修)で示されたレベル 1 から 3 までの対応とし、レベル 4 の代替食対応は、市の給食を取り巻く環境に照らし、安全性が十分確保できないことから実施しないこととする。

【レベル 1 詳細な献立表対応及び対象児童による自己除去】

通常の献立表のほか、原因食材を明示したアレルギー献立表を作成し、自己除去を行う対象児童とレベル 2 及びレベル 3 の対応が必要な対象児童の保護者、管理職、学級担任、養護教諭、給食室に配付し、学級担任は教室内に掲示する。

【レベル 2 弁当対応】

原因食材が多岐にわたる場合又は微量でも重篤なアレルギー症状を起こす場合には、安全性を確保するため、弁当持参を保護者に依頼する。

【レベル 3 除去食対応】

原因食材を原則すべて除去(完全除去)した除去食を 1 種類提示し、保護者の了解のもと提供する。

イ 中学校給食における対応

中学校においては、レベル 1 からレベル 3 の対応を実施するほか、一部レベル 4 の対応を実施する。

【レベル 1 詳細な献立表対応及び対象生徒による自己除去】

通常の献立表のほか、原因食材を明示した「原材料表」「詳細献立表」を作成し、各学校のアレルギー対応担当者に配付する。また、ホームページに掲載し、周知する。

【レベル 2 弁当対応】

食物アレルギーにより給食の全部又は一部を食べられない場合、または微量でも重篤なアレルギー症状を起こす場合には、弁当を持参する。

【レベル 3 除去食対応】

卵（鶏卵・うずらの卵）、牛乳・乳製品、えび、かにを完全除去した除去食を 1 種類提示し、保護者の了解のもと提供する。

【レベル 4 代替食対応（主食のみ）】

主食に、卵（鶏卵・うずらの卵）、牛乳・乳製品、えび、かにがあり、除去食では料理として成り立たない場合のみ代替食を提供する。

③ 緊急時の対応

平成 25 年 7 月に東京都が作成した「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に基づき対応する。平時からの備えとして、学校生活管理指導表等により情報を共有し、緊急時の役割分担をあらかじめ決めておき、シミュレーション訓練を毎年実施する。また、アドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）や内服薬の管理方法について全教職員に周知を徹底する。

平成 27 年 1 月に公立昭和病院とホットラインについての覚書を締結し、児童・生徒がアレルギー症状を発症した際に、より適切に対応できるよう努めている。

（7）衛生管理

① 食材料

品質、鮮度、品温、包装、異物等の検収を栄養士などが直接立ち会って行い、記録している。また、業者との契約には、衛生管理に関する項を追加し、十分な指導を行っている。

なお、年 2 回数品目について食材定期検査を実施し、安全確認を行っている。

② 調理献立

果物以外は、加熱処理を原則とし、食品の中心温度が 85℃、1 分以上（二枚貝等食材によっては 85～90℃で 90 秒以上）を確認すると同時に、調理から喫食までの時間の短縮化に努めている。

③ 検食、保存食

給食は、提供する前に検査（検食）を行い、結果を記録している。また、給食の各料理 50 g 以上を保存食として、その原材料各 50 g を含め、冷凍庫（-20℃以下）で 2 週間以上保存している。

④ 調理従事者の健康管理等

月 2 回腸内細菌検査（10 月～3 月はノロウイルス検査も実施）を行っているほか、定期健康診断により健康状態を確認している。なお、調理従事者に対しては、保健所の協力を得て、衛生講習会を開催し、衛生管理意識の向上を図っている。

⑤ 衛生検査

学校薬剤師の協力を得て、定期的に器具類の細菌検査、食器類の残留でんぷん検査等を行っているほか、保健所による指導を受けながら安全を確認している。

⑥ 残さのリサイクル

小学校給食から出る生ゴミの減量化及び環境教育の推進を図るため、生ゴミ処理機から出る残

さについては、肥料として学校農園や学校花壇で使用されるほか、近隣の農家や希望する市民に配付しており、残りは、市が契約する業者により回収し堆肥化している。

中学校給食の残さは、業者が回収し堆肥化している。

(8) 小学校給食の調理業務委託の実施

小平市立小学校給食の基本方針を受けて、平成 24 年 9 月から、小平第六小学校で給食調理業務の委託を実施した。委託開始後 1 年を経過したところで、さまざまな角度から委託の実施状況を検証し、安全・安心・安定した運営が行われていると評価した。

以下のとおり調理業務委託を実施している。

開始年度	実施校
平成 24 年度	小平第六小学校
平成 26 年度	小平第十二小学校、花小金井小学校
平成 27 年度	小平第四小学校、上宿小学校
平成 28 年度	鈴木小学校、学園東小学校
平成 29 年度	小平第二小学校
平成 30 年度	小平第一小学校
令和元年度	小平第十一小学校
令和 2 年度	小平第十四小学校
令和 3 年度	小平第十三小学校
令和 5 年度	小平第三小学校、小平第七小学校

① 委託業務内容

業務内容は、給食室での調理作業、配食や食器等の洗浄などで、献立の作成、食材料の購入は、学校に配置されている栄養士が行い、給食全体の運営は従来通り学校と教育委員会が責任を持つて行う。

② 食器の改善

強化磁器を導入している。

③ 給食運営委員会の設置

保護者、学校、教育委員会、調理業務委託業者で構成される運営委員会で、保護者の意見や要望を反映させて、安全・安心でおいしい給食の提供に資するために設置している。

小平市立小学校給食の基本方針の概要

小平市立小学校給食の現状を踏まえ、今後の小学校給食の推進事項と給食の提供体制についての方針を示すものとして、平成 23 年 8 月に策定した。

○今後の小学校給食の推進事項

食育の推進、食器の改善、衛生管理の徹底により、給食の質を充実させる。

○小学校給食の提供体制の見直し

- ・自校方式での給食調理を維持する。
- ・調理業務について、民間委託を導入する。

8 学校施設

(1) 概要

学校施設一覧

(令和6年5月1日現在)

区分 学校	校地面積	校舎保有面積 (㎡)				教 室 数			体育館	プール
	(㎡)	総 数	木 造	鉄 筋	鉄骨・フ ロック等	普 通	特 別	計	(㎡)	(m)
一 小	14,238	6,094	45	5,986	63	(3)17	(1)15	(4)32	761	25×10
二 小	14,805	6,242	45	6,084	113	(4)18	(1)18	(5)36	762	25×10
三 小	16,311	5,718	45	5,631	42	23	10	33	803	25×10
四 小	13,472	6,063	—	5,953	110	(9)13	13	(9)26	761	25×10
五 小	14,125	6,903	—	6,604	299	(5)24	(1)13	(6)37	676	25×10
六 小	13,974	8,098	—	8,098	—	19	14	33	1,190	25×11.6
七 小	18,454	6,745	—	6,505	240	21	14	35	761	25×10
八 小	15,174	5,480	45	5,410	25	23	12	35	761	25×10
九 小	16,000	5,737	84	5,515	138	(4)13	(1)14	(5)27	755	25×10
十 小	14,933	6,313	—	5,981	332	23	13	36	761	25×10
十一 小	17,250	4,978	45	4,849	84	23	10	33	761	25×10
十二 小	14,630	5,515	—	4,680	835	(4)20	13	(4)33	761	25×10
十三 小	14,356	4,764	45	4,308	411	13	13	26	764	25×10
十四 小	16,241	4,576	45	4,396	135	12	16	28	762	25×10
十五 小	12,876	4,349	45	4,244	60	17	12	29	761	25×10
花小金井小	16,255	5,361	—	5,231	130	23	11	34	761	25×10
鈴木小	12,106	4,438	—	4,346	92	13	10	23	755	25×10
学園東小	13,307	4,814	—	4,559	255	13	13	26	761	25×10
上宿小	14,815	4,423	—	4,273	150	12	10	22	755	25×10
小 学 校 計	283,322	106,611	444	102,653	3,514	(29)340	(4)244	(33)584	14,832	—
一 中	18,978	6,932	—	6,483	449	(3)13	(3)17	(6)30	1,600	25×13
二 中	(153)21,945	7,717	20	7,456	241	(3)16	(3)18	(6)34	789	25×11
三 中	18,984	6,673	—	6,598	75	(3)18	(1)16	(4)34	891	25×11
四 中	15,538	7,064	—	7,038	26	17	18	35	901	25×11
五 中	16,397	6,764	—	6,748	16	(4)17	21	(4)38	799	25×11
六 中	16,891	7,237	—	7,200	37	18	20	38	833	25×11
上 水 中	17,351	5,652	—	5,440	212	11	22	33	862	25×11
花小金井南中	17,158	8,628	—	8,456	172	(3)15	(1)24	(4)39	1,142	25×11
中 学 校 計	(153)143,242	55,667	20	55,419	1,228	(16)125	(8)156	(24)281	7,817	—
小・中学校 合 計	(153)426,564	162,278	464	157,802	4,742	(45)465	(12)400	(57)865	22,649	—

() は借地及び特別支援学級で外数
特別支援(通級)使用教室は特別教室に含める

(2) 施設の維持・向上

児童・生徒が安全で、より良い環境の下で学習できるよう、常に施設を良好な状態に維持し、必要に応じて大規模な工事等を行っている。

① 耐震補強工事

学校の耐震補強を施設管理における重要課題と位置付け、計画的に工事を進め、平成21年度末で、全校の校舎及び体育館の耐震補強を終了した。

② 防災機能強化改修工事

体育館は災害時の避難所となるため、体育館の天井、窓ガラス、バスケットゴールなどの非構造部材について改修等を実施している。平成25年度から平成27年度まで、窓ガラスの飛散防止や自家発電装置の設置工事、平成28年度から平成30年度までは吊り天井及び吊下式バスケットゴールの耐震化を順次進めた。

③ 大規模改造工事

老朽化した建物の機能回復（外壁塗装、屋上防水等）、経年劣化した設備の改修（給排水設備改修、受変電設備改修等）、バリアフリー化（エレベーター、バリアフリースイレ、スロープの設置等）、防火設備改修（防火シャッター改修、防火区画改修等）など、各施設の状況や耐用年数等を踏まえ行う。

大規模改造工事実施状況

年度	設計	工事
平成 26 年度	小平第二小学校、小平第十小学校	—
平成 27 年度	小平第五小学校、小平第十小学校	小平第七小学校
平成 28 年度	小平第五小学校、小平第十小学校	小平第二小学校
平成 29 年度	小平第五小学校	小平第二小学校、小平第十小学校
平成 30 年度	—	—
令和元年度	小平第八小学校	小平第五小学校、小平第十小学校
令和 2 年度	小平第一小学校、小平第三小学校	小平第八小学校、小平第十小学校
令和 3 年度	小平第三小学校、小平第十二小学校	小平第一小学校、小平第三小学校、小平第八小学校
令和 4 年度	学園東小学校、小平第四中学校	小平第三小学校、小平第五小学校、小平第八小学校、小平第十二小学校
令和 5 年度	小平第四小学校、小平第九小学校、小平第四中学校、受変電設備更新 (21 校)	学園東小学校、小平第四中学校

④ 修繕

ア 計画修繕

施設の機能の維持・向上を行うもので、前年度に学校から提出された施設計画修繕要望の中から、学校の希望順位や必要性等を考慮し、予算の範囲内で修繕を行う。

例 教室・廊下等の天井・壁の塗装、和式トイレの洋式化等

イ 緊急修繕

日常の学校生活において不具合が生じたものについて修繕を行うもので、修繕が必要な事態が発生するごとに修理伺書が提出され、それに基づいて修繕を行う。

例 トイレ等の水漏れ修繕、ガラスの修繕等

修繕実績

年度	計画修繕			緊急修繕		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
令和 3 年度	20 件	8 件	28 件	401 件	162 件	563 件
令和 4 年度	20 件	8 件	28 件	389 件	184 件	573 件
令和 5 年度	19 件	8 件	27 件	418 件	188 件	606 件

⑤ 校庭芝生化事業（小平第十三小学校）

地球規模の環境問題が社会的に大きく取り上げられている現在、学校施設についても環境負荷の低減に対応した施設づくりが求められている。本事業は校庭の芝生化を行うもので、児童・生徒の心身におよぼす効果や教育的効果は、十分に期待できるものと捉えている。それ以外でも多面的なメリットがあると言われており、エコスクール化の重要な一部と位置付けている。

小平市では、小平第十三小学校を対象として平成 17 年度から校庭芝生化に取り組んでいる。

工事概要

校庭総面積	4,318 m ²
芝生化面積	3,600 m ²
ダスト舗装面積	718 m ²

校庭芝生化維持管理委託料

年度	委託料
令和 3 年度	3,047,000 円
令和 4 年度	3,047,000 円
令和 5 年度	3,151,500 円

(3) 学校施設の更新

学校施設の更新による教育活動の充実や教育環境の向上を図るとともに、小平市公共施設マネジメント推進計画に基づき、小学校へ地域学習・コミュニティ機能を複合化することにより、小学校を地域の核とした地域コミュニティの醸成を図っていくことを目的とし、学校施設の更新を行う。

① 小平第十一小学校等複合施設

令和3年度に策定した小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画に基づき、令和5年度に小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本設計方針を策定した。

② 小平第十三小学校等複合施設

令和5年度に小平第十三小学校等複合施設の整備に関する基本計画を策定した。

(4) 学校施設開放

① 学校施設開放

小平市立学校設備使用条例により、全小・中学校の体育館、教室、校庭等は、学校教育に支障のない範囲で、営利や政治的な目的等の場合を除き、市民の利用に供することができる。施設の使用許可は、各校長が行い、使用料は原則として有料である。

② 学習・文化開放

小平第六小学校は、平成9年の校舎改築に際して、地域の中心的公共施設としての性格を有し、地域のシンボリック建物とする構造とし、かつ、施設の一部を地域に開放できるものとした。

なお、開放する施設は下表のとおりで、一定の要件を備え、利用団体として登録された社会教育関係団体に対して開放している。所管は地域学習支援課で、使用料は無料である。

開放校

開放校	開放施設	開放日
小平第六小学校	第2図工室、多目的室、和室及び第1音楽室	平日の夜間、土・日・祝日 (年末年始除く。)

③ 遊び場開放

こどもの安全な遊び場の確保のため、学校教育に支障のない範囲で、小・中学生及び保護者の付き添いがある幼児に校庭を開放している。所管は地域学習支援課で、使用料は無料である。

開放校

開放校	開放施設	開放日
市立小学校(全校)	校庭	月～金曜日(祝日を除く。時間は時期によって異なる。年末年始除く。)

9 学校の安全

こどもたちを取り巻く環境が安全で安心であることは誰もが願うことです。しかしながら、こどもたちが犯罪に巻き込まれたり、交通事故や災害に遭遇したりする可能性はあります。このことを踏まえ、安全に関わる取組の充実を図っていきます。

(1) 生活安全

① 巡回警備員（スクールガード）の配置

平成 19 年度から小学校の防犯対策と児童の安全確保を強化するため、小学校に巡回方式による専門の警備員を配置した。警備員は制服を着用し、平日、児童が学校で活動する時間帯に校舎、校庭、学校敷地の外周及び通学路を巡回する。また、休日に開催される運動会や学習発表会などの際には、行事の間、各小学校一人ずつの警備員を常駐させ安全確保を図る。

② 防犯カメラの設置

平成 18 年度から市立小・中学校全校の敷地内に防犯カメラを設置し、不審者の早期発見など、学校内の犯罪の予防を図っている。

③ 通学路防犯カメラの設置

全ての市立小学校の通学路に、1 校あたり 5～7 台の防犯カメラを設置し、地域の見守り活動を補完し、児童のより一層の安全確保を図っている。

④ 不審者対応マニュアルの作成

不審者侵入を想定したマニュアルを作り、防犯訓練などに役立てている。

⑤ セーフティ教室の実施

各学校では、警察などの協力により非行・犯罪被害防止の教育に取り組んでいる。

⑥ 学校への防犯用具の配備

さすまた、防護たて、護身スプレー、安全パトロール用ベスト、腕章等を各学校に配備している。

⑦ 学校 110 番の設置

緊急時に、学校から警察へ直接通報できる装置を設置している。

⑧ 不審者情報の連絡

学校からの不審者情報の連絡を受け、教育委員会は、関係機関（警察、地域安全課など）との連携を図りながら、注意喚起や防犯意識の向上に努めている。

⑨ 保護者や地域によるパトロール

各学校では、学校の安全確保の取組に協力いただける方を組織化し、保護者や地域の協力者（安全ボランティア、民生委員、青少年対策地区委員など）によるパトロール等を実施している。

⑩ 安全マップの作成

学区域の危険箇所等のチェックポイントについて、保護者や地域の方の協力により作成している。

⑪ 小平地域見守り

平成 19 年度に、総務省の「地域児童見守りシステムモデル事業」を受託し、ＩＣカードを活用した児童の安全確認のシステムの評価・検証を行ったもので、実施主体である「小平地域見守りネットワーク協議会」に、ＮＴＴ東日本、保護者・地域の方々とともに参加した。モデル事業は、平成 19 年度をもって終了した。

平成 20 年度からは、モデル事業の結果を踏まえ、各小学校や保護者・地域の代表の方々により

新たに組織された「小平地域見守りネットワーク協議会」が主体となって、自主的な事業として継続している。

(2) 交通安全

① 交通安全指導の実施

児童・生徒の発達の段階に応じた歩行や自転車走行などのルールやマナー、気を付けるポイントなどについて指導する。中学校では、小平市都市開発部交通対策課主催のスタントマンによるスケアード・ストレイト的技法による交通安全教室を実施している。

② 通学路等の点検

毎年、各学校の教職員の他、小学校では保護者や関係機関（小平警察署、交通対策課）の協力を得て、通学路等の安全点検を実施している。

(3) 災害安全

① 避難訓練・防災訓練の実施

毎月1回以上（8月除く）の避難訓練・防災訓練を実施している。

② 引き渡し訓練・一斉下校訓練の実施

災害発生時を想定した引き渡し訓練・一斉下校訓練を実施している。

③ 震災発生時の対応の想定

- ・学校危機管理マニュアルに震災発生時の対応について記載している。
- ・大震災を想定し、引き渡しカードを作成している。
- ・緊急時の保護者への連絡体制などについて日常的に周知している。

④ 震災発生時の対応の想定

- ・学校は定期的に学校施設・設備等の確認を「施設点検マニュアル」に基づき行っている。
- ・法令に基づく建築設備の定期点検は教育委員会が行っている。

10 市立小・中学校

小平市の市立小・中学校は、それぞれに教育目標とこれを達成するための基本方針を掲げ、教育活動を行っています。

これらの各校の概要は、「Ⅶ 市立小・中学校の概要」において紹介します。

V 社会教育

～「社会教育」と「生涯学習」～

(1) 社会教育の定義

「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいいます。(社会教育法第2条より)

(2) 社会教育と生涯学習

「社会教育」は、社会で行われる自発的、自主的な学習活動であって、学習者や学習内容、方法、場所、形態等、すべて自由で多様なものです。

平成18年の教育基本法の改正において、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」(第3条)との規定が盛り込まれました。社会教育は学習機会を提供する中核的役割を担う、生涯学習社会の主役です。

「生涯学習」は、家庭の持つ教育機能をはじめ、学校教育、社会教育、さらには民間の行う各種の教養・文化事業、企業内教育等、あらゆる教育活動及びスポーツ活動、文化活動、趣味・レクリエーション活動、ボランティア活動などにおける学習の中でも行われるものです。

人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」の実現を目指すということを共通認識とし、学校教育、家庭教育、社会教育など人生を通じた幅広い学習機会の場で行われるものが生涯学習です。

(3) 本章の題名

前記のとおり「生涯学習」の語は「学校教育」「家庭教育」「社会教育」等を合わせた意義を持つものです。本章では、前章の「学校教育」との章立てを図るため、「社会教育」の語を用いますが、本章に記述する内容は、学校教育、家庭教育とも密接に関連するものが含まれます。

1 社会教育委員・青少年委員

(1) 社会教育委員

社会教育法及び小平市社会教育委員条例の規定に基づき、社会教育委員を置いている。

その職務は、社会教育に関する諸計画を立案すること、教育委員会の諮問に対し意見を述べることのほか、これらの職務を行うために必要な研究調査を行うことである。

(条例定数15人以内、現員数10人、任期2年)

(2) 青少年委員

青少年委員は、小平市青少年委員条例の規定に基づき置かれ、青少年の余暇指導及び青少年団体の育成に携わり、かつ、実績のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

その職務は、市が行う青少年教育事業に対する協力、青少年の余暇指導、青少年団体の育成、青少年指導者に対する援助、地域活動に対する援助等、青少年教育に関することである。

(条例定数25人以内、現員数19人、任期2年)

2 青少年教育・家庭教育支援等

地域全体でこどもを育む風土の醸成を図るため、青少年対策地区委員会をはじめとする地域における青少年健全育成団体の活動の支援等を行っています。また、青少年委員等の協力のもと、青少年がさまざまな体験をすることができる事業や、青少年自身の活躍の場となるイベント等を数多く実施しています。

(1) 青少年の健全育成・家庭教育支援の推進等

① 青少年対策地区委員会活動の支援

19の小学校区に組織されている青少年対策地区委員会では、青少対まつり、クリーン作戦、キャンプ、こどもたちの見守り等の活動を行っています。これら地域に根ざした活発で継続性のある活動を推進し、青少年の健全育成を図るため、指導者講習会、補助金の交付等を実施している。

② 青少年リーダー養成講座の実施

青少年リーダー養成講座は、小学5・6年生を対象にしたジュニアリーダー養成講座と、中学生・高校生を対象にしたシニアリーダー養成講座があり、青少年委員の企画・運営、指導により、野外活動等を通して青少年が地域活動に進んで参加するための資質・能力・技術を育成している。

③ 多摩六都ヤング・ダンスフェスティバルの実施

多摩北部都市広域行政圏では、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市が連携・協力して広域的な事業を展開している。

平成19年度から多摩六都地域を対象にした高校生の企画・運営によるダンスフェスティバルを開催し、青少年の健全育成を図り、活気ある地域づくりを推進している。

④ 小平よさこいスクールダンスフェスティバルの実施

「小平よさこい」は、学校週5日制の導入に伴い、平成14・15年度に小平市教育委員会が実施した「子ども放課後・週末活動支援事業」から立ち上がった。世代を超えたコミュニティづくり推進事業の一環として位置づけ、平成16年度から「小平よさこいスクールダンスフェスティバル」を実施し、市立小学校、市内及び周辺の大学等からの参加を得て、世代間交流を図っている。

⑤ 姉妹都市小平町との青少年交歓交流事業の実施

国際児童年（昭和54年）を契機として、本市と姉妹都市北海道小平町^{おびらちょう}の青少年が、宿泊研修等、共同の活動を通して、親睦・交流と両市町の理解を深めるとともに、見聞を広め、郷土社会の発展に寄与することを目指し、相互に交歓交流を実施している。令和5年度までに両市町延べ2,656人が参加している。

⑥ 子ども会活動の奨励、支援

地区子ども会の活性化を図ることを目的に、子ども会相互の交流を促進し、地区子ども会の年間を通じた活動の定着化のため、指導者及び育成者に対して研修の機会を提供するとともに、小平市子ども会育成者連絡協議会に対し補助金を交付している。

⑦ 小平青少年吹奏楽団の活動の支援

小平青少年吹奏楽団の活動の充実・活発化により、青少年の健全育成を図ることを目的に、平成23年度までは、コンサートバスドラム等の高額な楽器や機器を毎年度新規に貸与する支援を行っていた。平成24年度からは、練習の場の提供のほか楽器等を貸与するとともに、活動経費の一部を補助している。

⑧ ホットHOTこだいらファミリーデイ事業の実施

親子・家族が体験を共有する場を提供するとともに、親子・家族のふれあいや語らいの大切さを啓発するため、各種団体が主催する親子・家族を参加対象とした行事に対して、本事業への参加を勧奨するほか、市内商店の協力を得て、小・中学生を連れて来店した家族にサービスを提供する「土曜サービスデイ」のキャンペーンを実施している。

(2) その他社会教育振興等

① 二十歳の集いの実施

「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いあげます」日として制定された成人の日に、二十歳の門出を祝福する行事を毎年開催している。

平成 22 年度から、新成人による成人式実行委員会が企画・運営を担っている。

令和 4 年度以降も、引き続き 20 歳の方を対象とし、名称を「二十歳の集い」に変更して実施している。

② P T A活動の支援

P T Aの活性化を図るため、研修の機会の提供やスポーツ活動の支援を行っている。

ア 研修の機会の提供

小学校 P T A連合会講演会

イ スポーツ活動の支援

小学校 P T A連合会球技大会

③ 生活会議連絡会の活動支援

生活会議運動とは、公益社団法人東京のあすを創る協会の支援により、地域住民が主役となって、明るく住みよい地域社会を実現するための運動であり、これを行う市民活動団体の活動を側面から支援している。

④ 生涯学習・地域コミュニティ用備品の貸出

地域の諸団体が生涯学習及びコミュニティ活動等の諸行事を実施するために必要な備品等の無料貸出を行っている。

対象となる行事	貸出備品
自治会・町内会、青少年対策地区委員会、子ども会、その他教育委員会が必要と認める団体等が行う営利を目的としない行事	綿菓子機、ポップコーン製造機、もちつきセット、なべ、鉄板、飯ごう、キャンプ用テントほか

⑤ 非核平和学習事業の実施

「小平市非核平和事業の在り方等に関する懇談会報告書」（平成 21 年 12 月）に基づき、非核平和都市宣言にふさわしい事業として、平成 22 年度から、被爆体験者の講演と原爆写真パネル等展示を実施している。平成 24 年度からは、小学 5・6 年生及び中学生を対象に、広島を訪問し、平和記念式典に参列するなどの「小・中学生広島平和学習」を実施している。

3 公民館

公民館は、社会教育法に基づく生涯学習の中核施設として、地域社会におけるコミュニティづくりの推進に努めるとともに、世代を超えた学習や交流の場として、市民相互の連携を深めることにより、地域社会の発展に寄与することを目的としています。

「自由空間・市民空間・公民館」(公民館キャッチフレーズ)にふさわしいさまざまな学習機会の提供及びオンラインを活用した講座の実施など学習環境の整備、充実を推進しています。

(1) 公民館運営審議会

公民館運営審議会は、社会教育法及び小平市立公民館条例の規定に基づき設置され、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議する機関である。

(条例定数 17 人以内、現員数 12 人、任期 2 年)

(2) 公民館の施設

公民館一覧

名称	所在地	電話番号	開館時間	休館日
小平市中央公民館	小川町 2-1325	042(341)0861	9:00～22:00 ただし、小川、花小金井北、上宿、上水南、大沼、鈴木公民館は、火～土曜日の 17:00～22:00 及び日曜・祝日の 9:00～22:00 は、部屋の利用がない場合は閉館。	月曜日(祝日は開館)、 年末年始 ※仲町公民館 毎月第 3 木曜日、年末年始
分館 小川公民館	小川町 1-1012	042(343)3620		
花小金井北公民館	花小金井 5-41-3	042(462)5790		
上宿公民館	小川町 1-308	042(345)1164		
上水南公民館	上水南町 1-27-1	042(325)4133		
小川西町公民館	小川西町 4-10-13	042(343)1415		
花小金井南公民館	花小金井南町 2-12-6	042(461)0861		
仲町公民館	仲町 145	042(341)0862		
津田公民館	津田町 3-11-1	042(342)0863		
大沼公民館	大沼町 7-1-17	042(342)1888		
鈴木公民館	鈴木町 2-772	042(388)0050		

施設のインターネット予約

公共施設予約システムによりインターネットに接続可能なパソコン、スマートフォン、施設に設置の利用者端末機から、以下のような操作ができる。

コンピューターによる公平な自動抽選を行い、24 時間申込みが可能。

○施設の空き状況の照会

○施設の予約 (利用者登録をした方のみ)

(3) 学習機会の提供

① 定期講座の開設

市民が生涯にわたって自主的に学習するきっかけづくりを提供するとともに、市民相互の交流を深め、地域における課題解決を図る機会としての学習の場を設ける。

ア 定期講座の開設基準

- ・学習課題として常設的に開設すべきもの
- ・テーマを継続し内容を発展的に捉えて開設すべきもの
- ・社会的課題(地域課題、生活課題)として開設すべきもの
- ・世代間及び地域の交流を促進するもの
- ・市民要望の多いもの
- ・各館の施設、学習機器など設備の特色・機能が活かされるもの

イ 定期講座の企画

市民が事業の企画に参画する「公民館事業企画委員会」では、地域のリーダーと継続的につながり、地域住民の意向の反映とサークル化の促進など新たなコミュニティの醸成を意識した定期講座を企画している。

また、定期講座の企画検討にあたっては、講座受講者等へのアンケートの実施や市民、公民館利用者・利用団体（利用者懇談会・友の会等）、地域の関係機関などによる意見交換等を通じて、公民館事業企画委員会以外の声も反映するよう努めている。

ウ 定期講座の内容：公民館事業企画委員会企画講座

中央公民館及び各分館では、公民館事業企画委員会において企画した、地域住民の課題を自ら解決するための講座や地域の特性を生かす7区分の講座を、地域と連携しながら実施している。

○地域支援講座

市民の教養や知識の向上を図るとともに、地域課題や地域連携など幅広いテーマを学習内容とする。

○防災・生活安全講座

各家庭や地域における防災力の強化や、非常時に対する備えと対応を考える機会を提供する。

○健康づくり講座

健康管理や介護予防の知識の向上、趣味や簡単な運動を通じて楽しく健康増進に取り組む習慣の獲得を目的とする。

○子育て支援講座

子育て中の親への学習支援や孤立の解消、仲間づくりを目的とする。

○ジュニア講座

小・中学生を対象として、文化・芸術・教養・運動といった学習活動を通じて、仲間づくりや交流の促進、知識の向上やきっかけづくりとする。

○シニア講座

高齢者の生きがいのある社会づくりを目指して、高齢者の自己啓発、社会活動への積極的な参加、仲間づくりや交流を図る。

○文化・教養講座

異文化交流や歴史に関する知識の向上、趣味の幅の拡大など、さまざまな分野の学習活動を通じて、地域の連帯感の醸成、人生観や世界観を考えるきっかけを提供する。

エ その他の定期講座等

中央公民館では、公民館事業企画委員会の企画以外の講座も以下のとおり実施している。

- ・ジュニア大学 ・シルバー大学 ・障がい理解講座
- ・国際理解講座 ・憲法講座 ・タイムリー講座
- ・女性セミナー ・パソコン等講座 ・高校生事業企画委員会企画
- ・けやき青年教室（青年学級）※軽度の知的障がいのある義務教育修了の青年を対象

オ 保育室の開設

乳幼児を抱えた保護者の学習や市民相互の交流への参加の一助となるよう、保育室を開設している。

カ 教材費等の負担

自己負担が発生する場合は、必要最小限とし、原則として教材費は8,000円、学級費は500円を限度としている。

キ 講座の点検・評価

定期講座の終了後に、「公民館講座等終了報告書」を作成し、講座の点検及び自己評価を行い、

講座の企画・運営に関してさらなる改善を図っている。

② 土曜こども広場「友・遊」の実施

各公民館に自由で安全なこどもの居場所を設け、公民館を利用するサークルや地域のボランティアが講師となり、日ごろの学習成果を生かしながらさまざまなメニューやレクリエーションを提供している。

また、中央公民館では、公民館利用者や地域の機関と協力・連携を図りながら、友・遊こどもまつりを開催している。

③ 市民学習奨励学級の実施

広く市民の自主的な団体の学習及び文化活動を支援・促進し、合わせて学習機会の拡大を図っている。

④ 公民館まつりの開催

サークルの学習活動の成果を発表する場として、各分館で「公民館まつり」を、中央公民館において「こだいらオール公民館まつり」を開催している。

開催に際しては、まつり実行委員会や小平市公民館利用者懇談会等連絡協議会等との共催とし、団体の主体的な運営を支援している。また、近隣の小中学校等と連携を図り、児童・生徒等の作品展示、舞台発表なども実施している。

⑤ サークルフェアの開催

中央公民館の利用サークルの活性化やサークル間のネットワークづくりを目的に、市民にさまざまなサークルを紹介し、体験ができる場や、交流する場を提供する「サークルフェア」を参加団体の主体的な運営を支援しながら実行委員会形式で開催している。

⑥ 学習成果発表展の開催

公民館事業をPRする機会として、公民館定期講座の取組や受講者の作品を展示する学習成果発表展を「こだいらオール公民館まつり」と同時開催している。

⑦ 講演会等の開催

時事問題、生活課題、地域課題などの解決に向けたテーマで開催している。分館においては、「まつり講演会」などを公民館まつり事業の一環として開催している。

⑧ 音楽会の開催

幅広い世代に音楽の楽しさを提供するため、親子で楽しめる音楽会を中央公民館で開催している。

また、音楽を通じた多世代交流や地域コミュニティづくりにつながる機会として、多様な市民等で構成される実行委員会との協働の取組により、こども、障がいのある方や外国の方など、だれもが参加しやすい「みんなでつくる音楽祭」を中央公民館で開催している。

⑨ 視聴覚教育事業

視聴覚ライブラリーを整備・充実し、社会教育関係団体等への貸出・指導・助言を行うとともに、これらを活用した映画鑑賞会を開催している。

名称	期日・回数	開催場所
金曜市民劇場	第3金曜日(12回)	中央公民館
土曜こども映画会	第2土曜日(11回)	
夏休みこども映画会	8月(2回)	
冬休みこども映画会	12月(2回)	
春休みこども映画会	3月(1回)	
子ども映画会	夏休み、冬休み、春休み、その他	分館
出前映画会	随時	

⑩ なかまちテラスの機能を生かした事業

仲町公民館・図書館の建替えの方針における基本コンセプトである「人と情報の出会いの場」となることを目指し、図書館と連携した講座の企画や施設の機能を生かした事業を実施するとともに、地域活性化に向けて庁内関係部署及び関係機関との円滑な連携を図っている。

また、市民と職員が一緒に考え実行する「なかまちテラスL i N K S」において、なかまちテラスの機能を生かした事業を企画し、市民との協働の拠点となるよう事業展開を図っている。

(4) サークル活動等の自主的な学習への支援

① 部屋割調整会議の開催（分館）

「定期利用団体」の活動支援のため、定期的・継続的な活動の場を確保できるよう、分館での部屋の優先予約を行うための「部屋割調整会議」を開催している。

② 自主サークルの育成・支援

公民館を定期的に利用する自主サークルに対し、育成・支援をしている。

ア 自主サークルの育成・支援

定期講座受講修了者による自主的な継続学習のためのサークルづくりを支援するほか、自主サークル・利用団体の自主的・主体的なサークル運営に向けた支援、助言を行っている。

イ 保育室の開設

乳幼児のいる定期利用団体の継続的な学習活動を支援するため、分館に保育室を開設している。

なお、自主サークルの保育室の開設にあたっては、「保育室運営会議」等を開催し、開設主旨を周知しながら安全で安心な運営を図っている。

ウ ロッカー・備品の貸出

分館においては、自主サークル活動に要する文具類・印刷用消耗品等の保管のためのロッカーを「定期利用団体」に貸し出すとともに、集団学習活動に必要な一般的な学習機器の貸し出しをしている。

エ 印刷コーナー及びコピー機の設置

自主サークル・利用団体活動の支援として、印刷機、コピー機を設置している。

③ 利用団体（利用者懇談会・友の会等）との連携

各公民館利用団体と連携し、公民館活動の円滑な運営を図る。また、広報誌の発行支援を行っている。

④ 相談・助言・紹介

各種の学習・グループ活動への参加のための相談・紹介を行っている。また、自主サークル・利用団体の要請に応じた運営・活動上の助言、交流の支援、関係機関や学校等へのコーディネーター、講師の紹介等を行っている。

⑤ 各種情報・資料等の提供

各種行政広報、社会教育関係の情報、資料等の収集及び提供を行っている。

⑥ 学習室の開設及び学習支援

夏休み期間中の小・中学生・高校生等を対象に、「夏休み学習室」を各公民館に開設している。また、中央公民館の土曜こども広場「友・遊」において、小学生を対象とした学習支援も行っている。

⑦ 広報活動

- ・公民館報「公民館だより」を発行している。（年4回）
- ・各施設において、市民にわかりやすく、見やすいポスター・チラシを掲示・配布している。

- ・ 随時、現在募集している講座・イベントなどの情報を、市報や小平市公式ホームページへ掲載するとともに、メールマガジンの配信、小平市公式ツイッター等も活用している。
- ・ 小・中学生対象の事業については、随時、小平市公式ホームページに掲載している。また、イベント案内を各学校に配布している。

4 図書館

(1) 図書館協議会

図書館協議会は、図書館法及び小平市立図書館条例の規定に基づき設置され、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館サービスについて、館長に対して意見を述べる機関である。(条例定数 15 人以内、現員数 10 人、任期 2 年)

(2) 図書館の施設

市内に中央館 1 館・地区館 7 館・分室 3 室の図書館を設置し、徒歩 15 分で利用できる図書館ネットワークを形成している。この環境を活用してきめ細かなサービスを行っている。

図書館一覧

名称		所在地	電話番号	開館時間	休館日
小平市中央図書館		小川町 2-1325	042(345) 1246	10:00～19:00 ただし、土・日・祝日は 10:00～17:00	毎週金曜日(祝日にあたる場合も休館)、毎月第 3 木曜日(祝日にあたる場合は開館)、年末年始(12 月 28 日～1 月 4 日) 資料の点検・整理期間
地区図書館	仲町図書館	仲町 145	042(344) 7151	9:00～17:00 ただし、祝日でない火・水曜日は 9:00～20:00	
	花小金井図書館	花小金井 1-8-1	042(467) 1215	10:00～17:00 ただし、祝日でない火・水曜日は 10:00～20:00	
	小川西町図書館	小川西町 4-10-13	042(343) 1200		
	喜平図書館	喜平町 3-3-18	042(325) 1300		
	上宿図書館	小川町 1-345	042(344) 3360	10:00～17:00 ただし、祝日でない火・水曜日は 10:00～19:00	
	津田図書館	津田町 3-11-1	042(341) 1245		
分室		大沼図書館	大沼町 7-1-17	042(342) 2001	
分室	花小金井北分室	花小金井 5-41-3 花小金井北公民館内	042(463) 8377	12:30～16:30	毎週月・金曜日、祝日(ただし日曜日にあたる場合は開館)、年末年始(12 月 28 日～1 月 4 日) 資料の点検・整理期間
	小川分室	小川町 1-1012 小川公民館内	042(345) 3877		
	上水南分室	上水南町 1-27-1 上水南公民館内	042(325) 4151		

(3) 図書館の役割

図書館は、図書、視聴覚及び電子資料等の図書館資料を収集、整理、保存し、利用に供する施設であり、市民の課題解決のための資料及び情報を提供している。

① 図書資料の貸出

図書資料貸出の利用状況

- 貸出冊数 1 人 10 冊まで(立川市民、小金井市民、国分寺市民、東大和市民は 5 冊まで)
- 貸出期間 2 週間
- 貸出対象 市内に在住・在学・在勤の方、立川市民、小金井市民、国分寺市民、東大和市民及び多摩六都(多摩北部都市広域行政圏)圏域 4 市(東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市)に在住の方

登録者数

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

年度	登録者数(人)	うち市外登録者(人)	市民登録率(%)
令和 3 年度	149,560	19,350	66.8
令和 4 年度	153,977	20,732	68.2
令和 5 年度	156,607	21,226	68.9

※市外登録者とは、市内在勤、在学、立川市民、国分寺市民及び多摩六都圏域 4 市在住要件による登録者をいう。

(令和 5 年度は小金井市民及び東大和市民を含む)

年齢別登録者利用率

(令和6年4月1日現在)

年齢(歳)	利用率(%)	年齢(歳)	利用率(%)
0～6	64.5	19～22	15.2
7～12(小学生)	49.0	23～40	13.5
13～15(中学生)	15.3	41～64	23.9
16～18	11.3	65～	25.7

※利用率とは、令和5年度中に一度でも図書館の貸出を行った利用者の割合をいう。

貸出資料数

(単位：点)

年度	貸 出 資 料 数													1日平均	市民 1人あたり	登録 1人あたり
	総数	中央	仲町	花小金井	小川西町	喜平	上宿	津田	大沼	花小金井北分室	小川分室	上水南分室	その他			
3	1,350,808	308,828	98,541	224,601	113,293	154,369	84,604	108,309	104,815	4,925	9,773	11,085	127,665	4,600	6.9	9.0
4	1,392,544	309,566	115,362	231,474	113,958	153,163	87,131	120,343	108,008	5,223	11,042	11,570	125,704	4,732	7.1	9.0
5	1,365,201	295,215	95,573	234,967	113,599	158,835	87,879	113,001	108,417	5,392	11,261	10,941	130,121	4,958	7.0	8.7

※貸出資料数には、特別貸出(都立本等)・団体貸出を含む。

※市民には外国人登録数を含む。

※その他は、館内の利用者端末機及び図書館ホームページで、利用者本人が利用期限延長を行った点数。

※1日平均の算出における開館日数には、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休館期間を含まない。

② 図書資料の充実

ア 図書資料等の収集・整理・保存・提供

資料・情報の収集にあたっては、市民の高度化・多様化する要求に配慮して知的好奇心が満たされ、読書意欲が触発される蔵書構成に努めている。また、地域の図書館の責務として小平市の政策決定や行政事務に必要な資料及び市民生活に役立つ行政資料や情報を積極的に収集している。

収集した資料・情報は組織化され利用されてこそ公共・公有のものとなる。所蔵する多様な資料群を迅速に情報処理し提供できるように努めるとともに、資料保存にも十分配慮して、必要な資料がいつでも、だれでも、いつまでも利用できるように維持している。

蔵書数

(令和6年4月1日現在)

名称	一般書(冊)	児童書(冊)	雑誌(種類)	新聞(種類)
中央図書館	325,424	68,004	280	27
仲町図書館	49,077	54,383	80	8
花小金井図書館	66,514	36,689	94	9
小川西町図書館	79,900	41,592	88	10
喜平図書館	83,508	37,155	84	7
上宿図書館	70,844	32,994	68	7
津田図書館	69,997	36,342	65	7
大沼図書館	69,650	25,898	78	7
花小金井北分室	1,853	2,528	12	0
小川分室	6,577	4,571	11	0
上水南分室	4,894	4,852	12	0
合計	828,238	345,008	872	82

※一般書には、地域資料を含む。雑誌・新聞は、休刊・購入中止したが保存しているもの、他館との重複を含む。

イ 蔵書管理

図書館資料の購入、寄贈図書の受入れ、図書館資料の除籍・廃棄、リサイクルを計画的に進め、的確な蔵書管理を行うとともに、利用者にとって魅力的で使いやすい書架づくりを行っている。

ウ 視聴覚資料の収集・整理・保存

多様な資料要求に応えるために、視聴覚資料を収集、整理している。中央図書館、地区図書館でCDとカセットテープの貸出を行うとともに、中央図書館では、視聴覚資料の館内視聴を

行っている。

エ 地域資料の収集・整理・保存・提供

地域に対する理解を深めるために、小平市に関する資料を積極的に収集し、利用者に提供している。地域資料は、地域の歴史的な経過と特性、現状と課題、将来展望と可能性を探り、見出すための基礎的な資料である。地域に関する図書資料、新聞、地図、写真、古文書等を収集し、資料の充実に努めるとともにデジタル化を推進している。

地域資料の収集分担

館名	重点収集
中央図書館	古文書、地域・行政資料
喜平図書館	郷土写真資料
上宿図書館	定点写真、小平に関する新聞記事切り抜き
津田図書館	ポスター(地域に関するもの)
大沼図書館	市内在住著作者の本

※多様な資料を提供できるよう、各館で分担して収集している。

オ 平櫛田中文庫の公開

小平市に寄贈された日本近代彫刻の巨匠・平櫛田中の旧蔵書約 15,000 点を「平櫛田中文庫」として公開している。小平市立図書館ホームページに蔵書検索サイトを掲載し、中央図書館参考室での閲覧に供している。

(4) 図書館サービス

① 講座・講演会・展示会等の開催

市民の読書活動及び情報活用能力の向上を支援するため、講座・講演会・展示会等を開催し、図書館関係団体等と協力して多様な学習機会を提供している。

② ハンディキャップサービス

大活字本、録音図書(カセットテープ・デージー図書)、点字図書を所蔵し、身体に障がいがある方には図書、録音図書の郵送貸出を行っている。

宅配貸出については、令和5年度より対象を広げ、要介護の方に加え、障がいや病気、その他の理由で来館が困難な方も対象として行っている。

市内在住の障がいのある子どもや、市内で活動しているグループで障がいのある子どもがいる場合は、そのグループのメンバーに、布の絵本(さわる絵本)・遊具の貸出も行っている。

また、全館(分室を除く)で対面朗読を実施している。

※デージー図書とは、視覚障がい者等のためにCD-ROMで作成された録音図書のこと。

③ 児童・青少年等のための事業

ア 小平市子ども読書活動推進計画—こどもが本と出会うために—

本計画は、すべてのこどもが読書に親しむ環境整備と施策の実現を図るため、家庭、学校、地域、図書館等が連携しながら、こどもの読書活動の推進に努めることを目的としている。令和2年3月に、第4次計画(計画期間:令和2年度から令和6年度まで)を策定した。引き続き、学校図書館との連携及び支援に力を入れるとともに、乳幼児タイムの導入やブックスタート事業など子育て支援の内容を取り入れ、さらに読書離れが懸念される中高生に向けた参加イベントとして、図書館業務を体験する図書館ボランティア講座や中高生世代にあった本を選んで紹介するティーンズ委員会の開催等を行うこととしている。

また、第4次計画の進捗状況や、令和5年度にこども及び保護者へ実施したアンケート結果に基づき、現在のこどもの読書環境の課題を検討し、「第5次小平市子ども読書活動推進計画」(計画期間:令和7年度から令和11年度まで)を策定する予定である。

イ 児童サービス

3～4か月児健康診査時に赤ちゃんと保護者の方に絵本の読み聞かせや図書館の案内を行った後に絵本を手渡すブックスタートを行っている。また、「絵本のへや」、「おはなし会」などの絵本に親しむ機会の提供や、市内小・中学校への夏休みおすすめ本リストの配布やブックトークを行っている。

④ リクエストサービス

利用者からの多様な要求に迅速に対応するため、リクエスト（資料の取置き、取寄せ、購入希望）を受け付けており、所蔵資料の貸出予約、未所蔵図書の購入、他館との相互貸借により、資料・情報の提供に努めている。

⑤ レファレンス機能の充実

利用者の調査・研究のために必要な資料の紹介や、資料を探す方への援助をする参考業務（レファレンスサービス）を実施している。利用者からの多様な質問や相談に応じることができるように、各種の白書、事典類、年鑑、法令集や統計書などの参考図書を整備している。

また、国立国会図書館でデジタル化した図書や雑誌のうち絶版などで現在手に入らない資料の閲覧や複写ができる国立国会図書館デジタル化資料送信サービスや歴史的音源サービスの提供を中央図書館で行っている。

ホームページでの「小平に関するレファレンス事例集」の公開やオンラインデータベースの積極的な活用・紹介をするとともに、職員のレファレンス研修を実施し、質の高いレファレンスの提供に努めている。

⑥ 他の図書館との相互協力

立川市、小金井市、国分寺市、東大和市及び多摩六都圏域4市と、市民等が互いの図書館を利用できる図書館相互利用を行っている。

また、市内の図書館で所蔵していない資料は、東京都立図書館や都内の公立図書館との相互協力によって提供しており、国立国会図書館の資料の取寄せ、閲覧にも応じている。

⑦ なかまちテラス事業の実施

なかまちテラスでは、生涯学習の拠点として、公民館と図書館が一体となっている施設の機能を生かした事業を行っている。また、地域のシンボルとなるデザイン性の高い建物を地域資源として活用した地域の活性化につながる事業を行っている。

⑧ 学校図書館との連携

ア 学校図書館の支援と学校図書館相談員の学校訪問

学校図書館システムを活用し、こどもの読書活動を推進するために、平成18年度から学校図書館相談員の学校訪問を開始し、システム運用と学校図書館運営の相談を行っている。

また、図書館見学、職場体験学習の受け入れや、学級文庫への団体貸出、総合学習・調べ学習用図書の貸出を行うほか、学校図書館司書教諭等連絡協議会に職員等が出席するなど、学校及び指導課との連携を図っている。

イ 学校司書の配置

学校図書館との連携をさらに進め、学校図書館の整備及び児童・生徒の図書館利用を支援するため、小平市立小・中学校全27校に学校司書を配置している。

ウ 配送便の運行

学校への総合的な学習の時間及び教科の学習支援として、図書館から調べ学習用図書を貸出する配送便を運行している。

⑨ 関係団体との連携

小平市子ども文庫連絡協議会や布の遊具「ひまわり」、小平図書館友の会等の関係団体と連携を図り、利用しやすい図書館、親しみやすい図書館づくりに努めている。

ア 小平市子ども文庫連絡協議会

昭和 47 年に結成され、昭和 50 年の市立図書館の開館以来、地域のこどもへの児童図書の貸出を行う文庫活動と、図書館のおはなし会などを共催で行っている団体で、現在は 2 文庫。
市からの補助金により、事業活動への協力を通して幅広い図書館活動を推進している。

イ 布の遊具「ひまわり」

昭和 60 年から中央図書館で活動。心身に障がいのあるこどもに向けて布の絵本や遊具を作成し、完成品は図書館に寄贈している。

ウ 小平図書館友の会

平成 10 年に発足以来、講演会、古本市など図書館に関わる事業を実施している。

⑩ 図書館ボランティアの参加促進

図書館の活性化と地域コミュニティ活動の推進を図るため、世代を超えた交流の場を目指した図書館ボランティア（一般ボランティア、古文書ボランティア、情報ボランティア、音訳ボランティア、宅配ボランティア、絵本でつながるボランティア）の参加を促進している。

（５）情報基盤の整備

① 地域情報基盤の整備

図書館ホームページを活用して、「としょかんこどもきょうどしりょう」や「小平事始め年表」、「郷土写真コーナー」、小平市に関する「新聞記事検索データベース」等により、積極的な情報提供に努めている。

ホームページでは、所蔵する図書や雑誌、視聴覚資料の情報検索や、図書館に関する情報「図書館からのお知らせ」等を効果的に提供するとともに、図書館メールマガジンの配信により、地域の情報拠点としての役割を果たしている。

② 歴史的資料のデジタル化と公開

小平市史や小平に関する写真資料、絵図等をデジタル化し、「こだいらデジタルアーカイブ」として公開するなど、歴史的資料の整備及び活用を促進している。

③ オンラインデータベース及びインターネット開放端末の活用推進

レファレンス機能を充実させるためには、インターネット情報やオンラインデータベースの活用が不可欠となっており、中央図書館参考室にインターネット開放端末 2 台と商用データベースを検索できるパソコン 1 台、仲町図書館（なかまちテラス）にインターネット開放端末 2 台と商用データベースを検索できるパソコン 2 台、その他の各地区図書館にインターネット開放端末各 1 台を配置し、利用者に提供している。

④ W i - F i 環境の整備

中央図書館、仲町図書館、喜平図書館では、W i - F i 環境の整備をしている。

令和 6 年度は、花小金井図書館と小川西町図書館での整備を予定している。

（６）特定歴史公文書の利用について

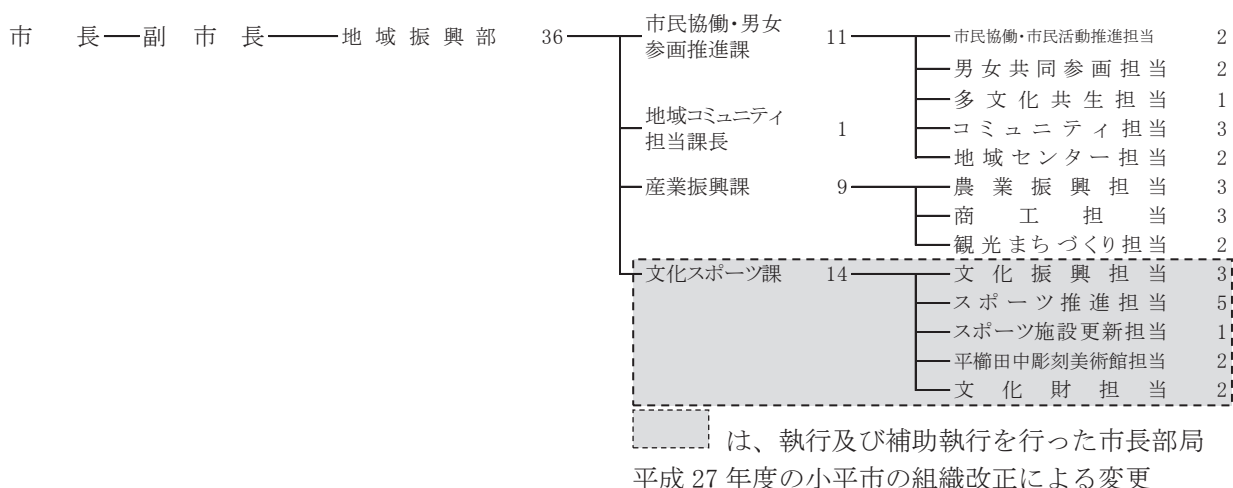
保存期間が満了した公文書のうち、教育委員会に移管された特定歴史公文書の市民による利用を令和 4 年 10 月 1 日から開始している。

VI 市長部局

スポーツに関すること及び文化に関することを市長部局において執行及び補助執行しています。

1 市機関の組織図と職員数

令和6年4月1日現在



2 文化

芸術や文化の発展、文化活動の振興に寄与するために、市で管理する施設について、活動・運営の充実を図ることを目的に、さまざまな取組を行っています。

(1) 平櫛田中彫刻美術館の充実

小平市平櫛田中彫刻美術館は、近代日本彫刻界の巨匠・平櫛田中が晩年を過ごした居宅を保存した記念館と、作品を展示している展示館からなる美術館であり、広く市民に公開している。平成 18 年度に、「平櫛田中館」から「平櫛田中彫刻美術館」に名称を変更し、より一層の充実を図っている。

美術館では、木彫を中心とした作品、書、田中が愛用した身の回りの品や彫刻用具、参考資料等を展示するとともに、さまざまな企画展等を実施し、市民の文化の発展に寄与している。

① 出前授業の実施

平櫛田中彫刻美術館の学芸員が市内の小・中学校に出向き、彫刻家・平櫛田中とその作品に関する授業を行っている。

② 美術館ボランティアの募集

平櫛田中彫刻美術館の活性化を図るため、美術館ボランティアを募集している。

③ インターネットを活用した情報提供

小平市ホームページ内に平成 30 年度より美術館専用のホームページを開設し、インターネット上で平櫛田中作品を鑑賞する機会を設け、彫刻家平櫛田中及び美術館のPRを行っている。

④ 東京の美術館・博物館共通入館券ぐるっとパスへの参加

美術館のPRと来館者の増加を目指し、平成 22 年度より参加している。

⑤ 音声ガイドの導入

来館者に作品理解を深めてもらう目的で平成 24 年度に導入した。令和元年度には、日本語と英語の二言語の音声ガイドにリニューアルを行った。音声ガイドでは平櫛田中の紹介、彫刻作品の解説、記念館の紹介などを聞くことができる。

平櫛田中彫刻美術館来館者数

年度	来館者数
令和5年度	6,035人

平櫛田中彫刻美術館展覧会行事一覧（令和6年度）

名称		期間	内容
企 画 展 示	春爛漫～平櫛田中コレクションより～	令和6年2月16日(金)～5月19日(日)	平櫛田中が収集した美術コレクションから、「春」にちなんだ書や工芸品などを展示する。
	平櫛田中邸の記憶 第一章	5月23日(木)～9月8日(日)	平櫛田中邸をテーマにした特別企画展。小平と田中とのかかわりと、建築としての邸宅に焦点を当てる。
	平櫛田中邸の記憶 第二章	9月12日(木)～11月24日(日)	平櫛田中邸をテーマにした特別企画展。小平時代のさまざまな交流に注目し、その中で収集した美術・工芸品を紹介する。
	平櫛田中邸の記憶 第三章	11月28日(木)～令和7年2月11日(火・祝)	平櫛田中邸をテーマにした特別企画展。日常の田中の様子や、家族への愛情が感じられる家人としての素顔を紹介する。
	平櫛田中邸の記憶 第四章	令和7年2月15日(土)～5月18日(日)	平櫛田中邸をテーマにした特別企画展。百歳を過ぎても精力的に作品制作をした不屈の姿を紹介する。

3 文化財

小平市内に残る文化財を保存し、後世に継承するとともに、広く市民に紹介することにより、郷土に対する認識と愛着を深めることを目的として、さまざまな取組を行っています。

(1) 文化財保護審議会

文化財保護審議会は、文化財保護法及び小平市文化財保護条例の規定に基づき設置され、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え又は意見を具申し、そのための必要な調査研究を行う附属機関である。(条例定数10人以内 現員数9人 任期2年) ※令和6年7月1日時点

(2) 指定文化財

小平市指定文化財

名称	種別	所在	
竹内家の大ケヤキ	天然記念物	小川町 1-583	小川三差路近く
小川村開拓碑	有形文化財	小川町 1-2573	神明宮境内
小川寺梵鐘	有形文化財	小川町 1-733	小川寺境内
小川九郎兵衛墓	史跡	小川町 1-733	小川寺境内
當麻家文書	有形文化財	小川町 2-1325	中央図書館所蔵
武蔵野乃一本榎跡	史跡	仲町 361	熊野宮境内
延命寺庚申塔	有形民俗文化財	天神町 3-5-1	延命寺山門前
旧小平小川郵便局舎	有形文化財	天神町 3-9-1	小平ふるさと村
旧神山家住宅主屋	有形文化財	天神町 3-9-1	小平ふるさと村
旧鈴木家住宅穀櫃	有形文化財	天神町 3-9-1	小平ふるさと村
旧小川家住宅玄関棟	有形文化財	天神町 3-9-1	小平ふるさと村
小平市八小遺跡	史跡	鈴木町 1-355	小平第八小学校校庭
鈴木稲荷神社本殿覆屋の鰻絵	有形文化財	鈴木町 1-510	鈴木稲荷神社境内
鈴木稲荷神社境内の金刀比羅社の彫刻装飾	有形文化財	鈴木町 1-510	鈴木稲荷神社境内
海岸寺山門	有形文化財	御幸町 318	海岸寺境内
小金井桜樹碑	有形文化財	御幸町 318	海岸寺境内
行幸松と行幸松の碑	有形文化財	御幸町 318 先	海岸寺近くの玉川上水沿い

鈴木ばやし	無形民俗文化財	—	—
高橋定右衛門墓	史跡	花小金井 8-26	武蔵野神社境内西
熊野宮のケヤキ	天然記念物	仲町 361	熊野宮境内
鈴木稲荷神社のケヤキ	天然記念物	鈴木町 1-510	鈴木稲荷神社参道入口

東京都指定文化財

名称	種別	所在
小川家文書	有形文化財	小川町 2-1325 中央図書館所蔵

国指定文化財

名称	種別	所在
小金井(サクラ)	名勝	小平市・小金井市・西東京市・武蔵野市 玉川上水両岸
玉川上水	史跡	小平市他8市3区 指定地域内
鈴木遺跡	史跡	鈴木町1-450 の8及び9 鈴木町 1-487 の1及び回田町 269-3 回田町 331-4 鈴木町 1-390-6 ほか 鈴木遺跡保存区 鈴木遺跡資料館敷地 鈴木遺跡保存管理等用地 鈴木遺跡鈴木町一丁目 390 番地保存区ほか

(3) 遺跡出土品の展示・公開、保存

① 鈴木遺跡資料館

鈴木小学校の近くには、かつて石神井川の源流があり、その水源部を取り囲むように馬蹄形をした大規模な遺跡からは、12 もの文化層から石器など 10 万点以上が発見されている。

鈴木遺跡資料館は、昭和 49 年、鈴木小学校建設の際に発見された約 3 万 8 千年から 1 万 6 千年前の後期旧石器時代の遺物、地層標本など約 300 点を展示・公開しており、なかでも、局部磨製石斧は貴重なものとされている。

あわせて、江戸時代後期から戦時中にかけての遺物も展示している。入館は無料である。

② 出前授業の実施

鈴木遺跡資料館担当の学芸員が市内の小・中学校等に出向き、我が国における後期旧石器時代の代表的な遺跡の一つである鈴木遺跡をはじめとする歴史・文化財に関する出前授業を行っている。

③ 埋蔵文化財・遺跡の保護

埋蔵文化財の周知、市内遺跡調査、遺跡パトロールを行っている。

(4) 民具等郷土資料の収集・整理・保存・公開

中央図書館北側に民具庫を設置し、市内で使用されていた生産用具、生活用具等を市民からの寄贈によって収集し、約 1 万点を整理・保存している。希望者には公開している。

(5) 文化財講演会の開催

年 1 回、小平の歴史について詳しい研究者等を講師に招き、小平の歴史への理解を深めるための市民向け講演会を開催している。

(6) 文化財体験講座

「ナイフ形石器を作ろう！」もしくは「勾玉を作ろう」を夏季から冬季に鈴木遺跡資料館で実施している。

(7) 文化財保護団体・研究団体の育成援助

郷土文化を保存・継承している団体や、郷土研究を行っている市民団体の育成を図る。

・補助団体 小平市鈴木ばやし保存会、小平郷土研究会

(8) 国指定史跡鈴木遺跡の保存・活用の推進

令和5年3月に策定した国史跡鈴木遺跡保存活用計画に基づき、鈴木遺跡の保存・活用事業を推進する。

(9) 鈴木遺跡保存管理等用地の整備

鈴木遺跡保存管理等用地を遺跡保存区として整備する。

4 スポーツ

市民が、心身ともに健康で、いきいきと暮らし、生涯スポーツ社会を実現するため、さまざまな事業を行っています。また、体育館・プール・グラウンド・テニスコート等のスポーツ施設の管理、運営を行っています。

(1) 学校施設のスポーツ開放

スポーツの普及を目的として、学校教育に支障のない範囲で、無料で施設を開放している。

① 団体開放

一定の要件を備え、利用団体として登録されたアマチュアスポーツ活動を目的とする団体に、下表のとおり開放している。

開放校	開放施設	開放日(年末年始除く。)	種目
市立小学校(全校)	校庭	土・日・祝日(学校、季節によって異なる)	少年野球、サッカー等
	体育館		
小平第一中学校	体育館(アリーナ、武道場)	月～土曜日の夜間、及び日曜日(学校、季節によって異なる)	卓球、バドミントン、バスケットボール、バレーボール、剣道等
花小金井南中学校	体育館(アリーナ、柔道場、剣道場・多目的室)	月～日曜日(季節によって異なる)	

② 個人開放

小平市に在住、在勤又は在学する個人に、下表のとおり施設を開放している。ただし、幼児、小学生及び夜間の中学生の利用には保護者の付添いを要する。

開放校	開放施設	開放日(年末年始除く。)	種目
小平第一小学校、小平第二小学校、小平第三小学校、小平第四小学校、小平第五小学校、小平第六小学校、小平第七小学校	体育館	火・金曜日の夜間、日曜日の午前(学校によって異なる)	卓球、バドミントン、バウンドテニス

(2) スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法及びスポーツ推進委員に関する規則の規定に基づき委嘱され、市民のスポーツ推進のために活動している。(定数25人以内、現員数18人、任期2年)

(3) 市の社会体育施設

名 称	施 設 概 要			
市民総合体育館 (8,176 m ²)	敷地面積	66,004 m ² (中央公園内)		
	建物構造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨鉄筋コンクリート造り地上 4 階建		
	建築面積	3,591.11 m ²		
	延床面積	8,176.46 m ²		
	総工費	18 億 2,410 万円		
	開 館	昭和 60 年 4 月 15 日		
	施設内容	(競技関係)		
	室 名	階	規模面積	用 途
	第一体育室	2	1,664 m ² (本部席を含む)	バドミントン 10 面・バレーボール 3 面・バスケットボール 2 面・卓球 24 台・その他
	第二体育室	1	580 m ²	バドミントン 4 面・バレーボール 1 面・バスケットボール 1 面・卓球 12 台・その他
	第三体育室	1	300 m ²	剣道・空手・居合道・太極拳・少林寺拳法・その他
	第四体育室	1	300 m ² (128 畳)	柔道・合気道・その他
市民総合体育館 (8,176 m ²)	第五体育室	2	91 m ²	軽体操・ジャズダンス・その他
	トレーニング室	1	355 m ²	トレーニング・その他
	幼児体育室	1	110 m ²	親子体操
	弓道場	3	218 m ²	5 人立(和弓・アーチェリー)
	温水プール	3	650 m ²	25m×12m 6 コース 水深 1.0～1.2m
	観覧席	3	186 m ²	213 席
	観覧席	3	186 m ²	213 席
萩山公園グラウンド (9,508 m ²)	野球(1 面)サッカー・午前 6 時 30 分～午後 5 時(ただし 11 月 16 日～1 月 31 日は午後 4 時まで・5 月～8 月は午後 7 時まで) 使用料…2 時間大人 1,500 円・中学生以下 600 円			
萩山公園プール (3,822 m ²) ※開放中止	20m×50m(8 コース)・幼児用プール 開放期間 7 月中旬～8 月末日 午前 9 時 30 分～午後 5 時 使用料…2 時間大人 250 円・中学生以下 50 円			
萩山公園卓球室 (210 m ²)	卓球台 4 台 午前 9 時～午後 5 時 使用料…1 人 1 時間大人 200 円・中学生以下 50 円			
上水公園テニスコート (4,504 m ²)	コート 5 面 午前 9 時～午後 9 時 使用料…1 面 2 時間大人 1,500 円・中学生以下 500 円 ＜照明料…1 面 1 時間 200 円＞			
中央公園グラウンド (18,564 m ²)	陸上競技場、野球場(陸上 400mトラック、サッカー 1 面、野球 1 面の併用) 午前 9 時～午後 9 時(ただし 12 月～3 月は午後 5 時まで) 使用料…2 時間大人 1,700 円・中学生以下 600 円 ＜照明料…1 時間 4,200 円＞			
小川西グラウンド (8,662 m ²)	軟式野球、ソフトボール、サッカー等 午前 9 時～午後 9 時(ただし、12 月～3 月は午後 5 時まで) 使用料…2 時間大人 1,700 円・中学生以下 600 円 ＜照明料…1 時間 4,200 円＞			
中央公園テニスコート (3,005 m ²)	コート 4 面 午前 9 時～午後 5 時(ただし、11 月 16 日～1 月 31 日は午後 4 時まで・4 月は午後 6 時まで・5 月～8 月は午後 7 時まで) 使用料…1 面 2 時間大人 1,500 円・中学生以下 500 円			
天神テニスコート (2,671 m ²)	コート 3 面 午前 9 時～午後 9 時 使用料…1 面 2 時間大人 1,500 円・中学生以下 500 円 ＜照明料…1 面 1 時間 200 円＞			
東部公園プール (8,922 m ²)	流れるプール長さ 185m幅 6m、25mプール長さ 25m幅 15m、幼児用プール長さ 22m幅 8m、児童・幼児プール長さ 13m、幅 6m 開放期間 7 月中旬～8 月末日 午前 9 時 30 分～午後 5 時 使用料…2 時間大人 350 円・中学生以下 100 円			
大沼グラウンド (5,119 m ²)	少年野球、ソフトボール等、年間通じて使用可(年末年始を除く) 午前 9 時～午後 5 時(ただし、11 月 16 日～1 月 31 日は午後 4 時まで) 使用料…2 時間大人 1,500 円・中学生以下 600 円			
天神グラウンド (7,440 m ²)	軟式野球、ソフトボール等、年間通じて使用可(年末年始を除く) 午前 6 時 30 分～午後 5 時(ただし、5 月 1 日～8 月 31 日は午後 7 時まで、11 月 16 日～1 月 31 日は午後 4 時まで) 使用料…2 時間大人 1,500 円・中学生以下 600 円			
市民広場	・福祉会館前 (2,226 m ²) 受付-福祉会館	・小川町二丁目市民 広場(2,443 m ²) 受付-文化スポーツ課	・花小金井南市民広場 (2,994 m ²) 受付-花小金井南公民館	・花小金井四丁目市民 広場(2,739 m ²) 受付-花小金井北公民館
きつねっばら公園 子どもキャンプ場 (2,421 m ²)	※いずれも使用料は無料 デイキャンプ及び宿泊キャンプ用に貸出。(テント、飯ごう、ナベ等も貸出) - 無料			

※平成 27 年 4 月 1 日より市民総合体育館に指定管理者制度を導入

(4) 施設のインターネット予約

公共施設予約システムによりインターネットに接続可能なパソコン、携帯電話、施設に設置の利用者端末機から、以下の操作ができる。

コンピューターによる公平な自動抽選を行い、24 時間申込みが可能。

○施設の空き状況の照会

○施設の予約（利用者登録をした方のみ）

【利用可能な施設】

○市民総合体育館（体育室・会議室）

○グラウンド 5 か所（萩山公園・大沼・天神・中央公園・小川西）

○テニスコート 3 か所（天神・上水公園・中央公園）

(5) 民間体育施設の一般開放

企業、学校等が市内に有する体育施設を市民に一般開放している。

施設名	所在
三菱電機ビルソリューションズ㈱体育館、テニスコート	小平市花小金井 7-16-1
東京ガス㈱ファミリーセンター武蔵野苑グラウンド	小平市大沼町 3-14-1

(6) 多摩六都の施設相互利用

多摩六都（多摩北部都市広域行政圏協議会）の構成市（小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市）が設置する施設については、圏域の市民が相互に利用できる。

名称			所在地
宿泊施設	東村山市	白州山の家	山梨県北杜市白州町横手 997
	清瀬市	立科山荘(令和 7 年 3 月末まで)	長野県北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野 1068
屋内体育施設	小平市	市民総合体育館	小平市津田町 1-1-1
		萩山公園卓球室	小平市小川東町 4-4-1
	東村山市	市民スポーツセンター	東村山市久米川町 3-30-5
	清瀬市	市民体育館	清瀬市下宿 2-524-1
		健康センター	清瀬市中里 5-842
	東久留米市	スポーツセンター	東久留米市大門町 2-14-37
	西東京市	スポーツセンター	西東京市中町 1-5-1
		総合体育館	西東京市向台町 5-4-20
		南町スポーツ・文化交流センター きらっと	西東京市南町 5-6-5

(7) 国分寺市との体育施設相互利用

小平市民総合体育館、小平市立中央公園グラウンド、小平市立小川西グラウンドと国分寺市民スポーツセンター、国分寺市民けやき運動場、国分寺市民ひかりスポーツセンターの体育施設は、小平市民と国分寺市民が相互に利用できる。

名称	所在地
国分寺市民スポーツセンター(第一・二体育室、軽体操室)	小平市上水本町 6-22-1
国分寺市民けやき運動場	小平市上水本町 6-22-1
国分寺市民ひかりスポーツセンター(第一・二体育室)	国分寺市光町 1-46-8

(8) スポーツ・レクリエーション活動等の機会の拡充強化

市民が自ら進んで生涯にわたってスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう、スポーツ教室、各種の歩け歩け事業、少年少女マラソン大会や駅伝大会、レクリエーション行事等を開催している。

スポーツ教室等

名称	概要
整体ヨガ教室	心身共にリラックスした状態を作り出しながら、ヨガを行い、健康増進につなげる教室
キッズダンス教室	小学生のダンス初心者を対象として、ヒップホップやジャズなどの音楽に合わせて楽しく踊り、スポーツを始めるきっかけとする教室
アルティメット教室	小学3～6年生を対象として、フライングディスクを用いた競技「アルティメット」を実施することにより、運動機能の向上やチームプレーの大切さについて学ぶ教室
ノルディックウォーキング教室	身近な地域で気軽にスポーツに親しみ、健康増進及び介護予防につなげるための取組として、ノルディックウォーキング教室を開催し、さらなる生涯スポーツの振興を目指す教室
ケガ予防講座	ケガをしない体を作るトレーニング方法を学び、競技力向上につなげる教室
体幹バランス教室	体のバランスを感じながら全身を動かし、筋力を維持・向上させ筋バランスを整える教室
ランニング教室	プロのコーチが指導する、正しいランニング方法を知り、ケガをしにくい走り方を学ぶ教室

行事等

名称	概要
市民体力測定会	文部科学省の定める「新体力テスト」に基づき、市民を対象に体力測定を実施
親子でヨーイドン!	スポーツ推進委員による、未就学児と保護者を対象としたミニ運動会
ニュースポーツデー	スポーツ推進委員による、ニュースポーツの紹介と普及啓発を目的とした体験イベント
FC 東京サッカークリニック	FC 東京の協力による、小学生とその指導者を対象としたサッカー教室
小平グリーンロード歩こう会	小平グリーンロード(約 21km)を歩く会。7か所のチェックポイントを設置し、どこからでも参加できる。(小平市スポーツ協会・市民憲章推進協議会健康なまち専門部会・小平市の共催)
トップアスリートによるランニング教室	小学1年～4年生を対象に一流ランナーから走り方の指導を受け、走ることの楽しさを体験してもらう教室(小平市スポーツ協会・小平市・小平市教育委員会の共催)
市民スポーツまつり	「スポーツの日」にちなんだ事業として、小平市スポーツ協会と小平市が共催で行う各種スポーツの祭典(小平市スポーツ協会・小平市の共催)
小平～多摩湖歩け歩け会	狭山・境緑道を花小金井駅から多摩湖までの約8km のコースを歩く会(小平市スポーツ協会・市民憲章推進協議会健康なまち専門部会・小平市の共催)
少年少女マラソン大会	小学3年～6年生を対象とした少年少女のマラソン大会(小平市スポーツ協会・小平市・小平市教育委員会の共催)
新春歩け歩けのつどい	市役所前での「新年のつどい」の後、東西(隔年)のコース(約8km)を歩く会(小平市スポーツ協会・市民憲章推進協議会健康なまち専門部会・小平市の共催)
こだいら市民駅伝大会	平成 18 年度に復活した「市内周回駅伝大会」 種目:中学生の部、一般の部、シニア A の部、シニア B の部(こだいら市民駅伝大会実行委員会の主催)
東京都市町村総合スポーツ大会	市町村の代表が、市町村対抗で行うスポーツ競技会(東京都市町村スポーツ協会連合会・東京都・主管市による共催)
東京都スポーツ大会	東京都民を参加資格者とする当該区市町村の代表によるスポーツ競技会(東京都及び東京都スポーツ協会の主催)

(9) 社会体育関係団体の指導・育成

市民のスポーツ・レクリエーションの振興に寄与するために設立された一般社団法人小平市スポーツ協会は、33の競技団体で構成されている。市では、育成補助、東京都スポーツ大会や東京都町村総合スポーツ大会への選手派遣補助のほか、小平市スポーツ協会との共催で市民スポーツ祭等の事業を開催している。

① 小平市スポーツ協会加盟団体

軟式野球連盟、剣道連盟、卓球連盟、陸上競技協会、ソフトテニス連盟、柔道会、バレーボール連盟、スキー連盟、バドミントン協会、サッカー協会、空手道連盟、弓道連盟、居合道連盟、水泳協会、テニス協会、ラジオ体操会連盟、合気道連盟、婦人軽体操連盟、ソフトボール連盟、ゲートボール連盟、アーチェリー連盟、少林寺拳法連盟、バスケットボール協会、ライフル射撃協会、バウンドテニス協会、武術太極拳連盟、ダンススポーツ連盟、小平ゲートゴルフクラブ、ゴルフ協会、ラグビーフットボール協会、ターゲットバードゴルフ協会、ミニテニス協会、ボッチャ協会

② 市民スポーツ祭

小平市と小平市スポーツ協会の主催で開催し、連盟・協会の主管により、市内の各体育施設等で大会や競技会を開催している。

大会競技一覧

行事名	主管
春季市民大会	軟式野球連盟
秋季市民会長杯	
市民スポーツ祭剣道大会	剣道連盟
春季市民卓球大会(中学の部)	卓球連盟
秋季市民卓球大会(一般)	
秋季陸上競技大会	陸上競技協会
秋季市民ソフトテニス大会	ソフトテニス連盟
秋季市民柔道会	柔道会
市民スポーツ祭バレーボール大会	バレーボール連盟
市民スキー大会	スキー連盟
市民スポーツ祭バドミントンシングルス	バドミントン協会
市民スポーツ祭バドミントンダブルス	
市民スポーツ祭バドミントン団体戦	
一般の部サッカー大会	サッカー協会
壮年の部サッカー大会(40歳以上の部)	
壮年の部サッカー大会(50歳以上の部)	
女子の部フットサル大会(一般の部)	
女子の部フットサル大会(30歳以上の部)	
少年の部サッカー大会(5・6年生の部)	
少年の部サッカー大会(3・4年生の部)	
少年の部サッカー大会(1・2年生の部)	
少女の部サッカー大会	
少女の部フットサル大会	
市民スポーツ祭空手道競技大会	空手道連盟
市民スポーツ祭弓道大会	弓道連盟
居合道演武大会	居合道連盟
市民水泳競技大会	水泳協会
秋季市民テニス大会	テニス協会
市民ソフトボール大会	ソフトボール連盟

市民スポーツ祭ゲートボール大会	ゲートボール連盟
市民スポーツ祭アーチェリー大会	アーチェリー連盟
市民スポーツ祭バスケットボール大会(一般の部)	バスケットボール協会
市民スポーツ祭バスケットボール大会(中学生の部)	
市民スポーツ祭バスケットボール大会(小学生の部)	
秋季市民ライフル射撃大会	ライフル射撃協会
市民スポーツ祭バウンドテニス大会	バウンドテニス協会
市民スポーツ祭ゲートゴルフ大会	ゲートゴルフクラブ
市民スポーツ祭市民ゴルフ大会	ゴルフ協会
秋季市民ターゲットバードゴルフ大会	ターゲットバードゴルフ協会
市民ミニテニス大会	ミニテニス協会
市民スポーツ祭こだっチャ杯	ボッチャ協会
市民スポーツ祭子ども大会	

(10) 地域スポーツ振興用運動用具及び各種備品の貸出

地域活動の振興に供するため、自治会・サークル等各地域で行われているスポーツ・レクリエーション活動に必要な用具器具の貸出を行っている。

備品等

対象となる行事	貸出備品(例)
自治会・町内活動、青少年対策 地区委員会活動、子ども会活動、 その他の青少年健全育成活動など	大会用具(行事用テント、机、椅子、腕章)、放送用具(放送用アンプ、スピーカー、 マイク、マイクスタンド、延長コード)、運動会用具(タスキ、ゼッケン、はちまき、紅白 玉入れセット、リレーバトン)、レクリエーション用具(大なわとび、ゲートボール用具、 ドッジボール、竹馬、大玉、ストライクボード、フライングディスク、ボッチャ) など